田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

	◇告示	ページ
0	港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】	
0	北九州市歴史的建造物等保存整備補助金交付要綱の一部を改正する告 示【建築都市局総務部都市景観課】	5
0	徴収事務の委託【保健福祉局健康医療部第2夜間・休日急患センター 】	
0	道路の区域変更【建設局総務部管理課】	6
0	道路の供用開始【建設局総務部管理課】	7
0	道路の区域変更【建設局総務部管理課】	8
0	道路の供用開始【建設局総務部管理課】	9
_		1 0
0	道路の区域決定【建設局総務部管理課】	1 1
0	道路の区域変更【建設局総務部管理課】	1 4
0	道路の供用開始【建設局総務部管理課】	
0	徴収事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部保育課】	3 1
0	北九州広域都市計画臨港地区の分区の変更【港湾空港局港湾整備部計 画課】	3 7 3 8
0	令和 2 年度一般廃棄物処理実施計画【環境局循環社会推進部循環社会 推進課】	4 2
0	北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示【産業経済局雇用・生産性改革推進部中小企業振興課】	8 2

◇ 公 告

道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】 8 5 都市公園の供用開始【建設局公園緑地部公園管理課】 86 都市公園の区域変更【建設局公園緑地部公園管理課】 8 7 ○ 大規模小売店舗の変更事項の届出(2件)【産業経済局地域・観光産 業振興部商業・サービス産業政策課】 88 います。・北九州港港湾計画の変更の概要【港湾空港局港湾整備部計画課】 9 3 ◇ 訓 令 ○ 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係訓令の整備に関す る訓令【総務局人事部人事課】 9 5 〇 北九州市副市長以下専決規程及び北九州市事業所長等専決規程の一部 を改正する訓令【総務局総務部文書課】 103 ○ 北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部文 書課】 104 ○ 令和2年国勢調査北九州市実施本部設置規程【企画調整局政策部企画 課】 105 ◇ 上下水道局 ○ 特定調達契約の落札者の決定【上下水道局下水道部施設課】 109 ◇ 教育委員会 ○ 北九州市立高等理容美容学校規則の一部を改正する規則【教育委員会 総務部企画調整課】 110 ○ 北九州市立の専修学校の高等理容美容学校規則【教育委員会総務部企 画調整課】 1 1 3 ○ 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間 、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会総務 部総務課】 122 〇 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期 末手当に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会総務部総務課 127 小土九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の 勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【教育委 員会教職員部教職員課】 128

○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用 職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規 則【教育委員会教職員部教職員給与課】 132 ○ 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係規則の整備に関す る規則【教育委員会総務部総務課】 133 小土九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【教育委員 会教職員部教職員課】 1 4 2 小土九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及 び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会教職員部 教職員給与課】 144 〇 北九州市教育委員会職員証に関する規程及び北九州市教育委員会事務 専決規程の一部を改正する訓令【教育委員会総務部総務課】 146 ◇ 人事委員会 ○ 住居手当に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査 課】 149 〇 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則【行政委 員会事務局調査課】 150 ○ 北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第8項及 び第9項並びに北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職 員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第8項及び第9項の 規定による住居手当に関する規則【行政委員会事務局調査課】 155 ○ 北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則【行政 委員会事務局調査課】 159 ○ 北九州市人事委員会事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令【行 政委員会事務局任用課】 160 ◇ 監査委員 ○ 北九州市監査委員の事務局職員の職名等に関する規程の一部を改正す る告示【行政委員会事務局監査第一課】 161 ○ 北九州市監査委員協議会規程の一部を改正する訓令【行政委員会事務 局監査第一課】 162 ○ 北九州市監査委員の事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令【行 政委員会事務局監査第一課】 163 〇 北九州市監査事務処理規程を廃止する訓令【行政委員会事務局監査第 一課】 164

北九州市告示第92号

北九州市が管理する港湾施設の概要(昭和58年北九州市告示第78-10 号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

- 3 係留施設の岸壁の表の門司の田野浦2号岸壁の項中「-6.0」を「-8.0」に改める。
- 6 荷さばき施設の軌道走行式荷役機械の表の門司の太刀浦7号クレーンの項中「55.5」を「57.0」に改める。
 - 14 港湾施設用地の倉庫敷の表の小倉の項中

Γ				
	日明6号倉庫敷	小倉北区西港町	1, 001.07	を
	日明12号倉庫敷	小倉北区西港町	1, 747.12	· ~
Г				J
1	日明 6 号倉庫敷	小倉北区西港町	1, 001.07	1

改める。

14 港湾施設用地の港湾厚生施設敷の表の小倉の項中

Γ				
,	日明1号港湾厚生施設敷	小倉北区西港町	66.87	<i>t.</i>
	日明2号港湾厚生施設敷	小倉北区西港町	50.06	<u>ح</u> ا
Γ				J
1	日明2号港湾厚生施設敷	小倉北区西港町	50.06	に

改める。

北九州市告示第93号

北九州市歴史的建造物等保存整備補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市歴史的建造物等保存整備補助金交付要綱の一部を改正する告示

北九州市歴史的建造物等保存整備補助金交付要綱(平成9年北九州市告示第 74号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「歴史的な景観の保存及び整備を内容とする建築協定(建築 基準法(昭和25年法律第201号)第70条第1項又は同法第76条の3第 2項の認可を受けているものに限る。)の目的となっているものの区域内にお いて」を削る。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

北九州市告示第94号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、北九州市立第2夜間・休日急患センターにおける使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

受言	委 託 期 間	
名称	住所] 安 託 朔 间
有限会社医療事務研究	北九州市小倉北区浅野	令和2年4月1日から
会	三丁目8番1号	令和3年3月31日ま
		で

北九州市告示第95号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 国道

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3 2 2	3 2 2 号	前	北九州市小倉北区片野四丁 目201番地先から 北九州市小倉南区大字呼野 34番1地先まで	6. 7 ~ 65. 6	26, 137. 9
		後	北九州市小倉北区片野四丁 目196番地先から 北九州市小倉南区大字呼野 34番1地先まで	6.7 ~ 65.6	26, 138. 2

北九州市告示第96号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のと おり令和2年3月31日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
3 2 2	3 2 2 号	北九州市小倉北区片野四丁目196番地先から 北九州市小倉南区大字呼野34番1地先まで

北九州市告示第97号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 県道

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2 5	門司行橋線	前	北九州市門司区本町3番3 地先から 北九州市小倉南区大字朽網 3914番54地先まで	4.0 ~ 97.3	26, 663. 8
		後	北九州市門司区本町3番3 地先から 北九州市小倉南区大字朽網 3914番54地先まで	4.0 ~ 97.3	26, 663. 3
2 5 4	須磨園 南原曽 根線	前	北九州市小倉南区大字朽網 93番3地先から 北九州市小倉南区下曽根四 丁目2112番1地先まで	3. 4 ~ 22. 2	4, 930. 2
		後	北九州市小倉南区大字朽網 93番3地先から 北九州市小倉南区下曽根四 丁目2112番1地先まで	4. 1 ~ 22. 2	4, 868. 6

北九州市告示第98号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のと おり令和2年3月31日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
2 5	門司行橋線	北九州市門司区本町3番3地先から 北九州市小倉南区大字朽網3914番54地先ま で
2 5 4	須磨園南原曽根線	北九州市小倉南区大字朽網93番3地先から 北九州市小倉南区下曽根四丁目2112番1地先 まで

北九州市告示第99号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員	延長
			(m)	(m)
3 4 0 0	大手町	小倉北区大手町26番3地先	9.9	52.4
	1 1 号	から	\sim	
	線	小倉北区大手町27番1地先	10.0	
		まで		
5 8 2 1	朽網東	小倉南区朽網東三丁目131	3.8	23.2
	19号	0番2地先から	\sim	
	線	小倉南区朽網東三丁目131	4.3	
		0番1地先まで		
6 2 7 2	葛原東	小倉南区葛原東三丁目125	5.8	212. 2
	6 3 号	1番4地先から	\sim	
	線	小倉南区葛原東三丁目127	6.9	
		2番1地先まで		
6 3 3 9	朽網東	小倉南区朽網東三丁目130	4.0	114.7
	4 0 号	5番6地先から	\sim	
	線	小倉南区朽網東三丁目131	5.3	
		0番1地先まで		
3 7 8 1	塩屋1	若松区塩屋一丁目1番101	6.0	294. 7
	2 3 号	地先から		
	線	若松区塩屋一丁目8番106		
		地先まで		
3 7 8 2	塩屋1	若松区塩屋一丁目5番117	6.0	170.6

線	4 号 地先か 若松区 地先ま	塩屋一丁目2	番 1 0	1		
	3号 地先か	塩屋一丁目1			5.8 ~ 6.0	92.1
	6号 地先カ	塩屋一丁目2			4.0	17.0
	号線 地先カ	区桃園二丁目			3. 3 ~ 6. 2	383. 1
	1号 番40 八幡西	F区泉ケ浦一丁 5地先から F区泉ケ浦一丁 地先まで			6. 0 ~ 6. 1	118. 0
	2号 10地	「区則松七丁目 1先から 「区則松七丁目 1先まで			6.0	150. 5
	3号 7地先	「区則松七丁目 こから 「区則松七丁目 1先まで			6. 0 ~ 6. 4	46. 2
	号線 番1地 八幡西	i区真名子二丁 1先から i区真名子二丁 7地先まで			5. 1 ~ 6. 6	83.3
7036 真	名子 八幡西	百区真名子二丁	目 3 0	5	6.0	138.3

	8号線	番115地先から 八幡西区真名子二丁目305 番157地先まで		
7 0 3 7		八幡西区真名子二丁目305 番153地先から 八幡西区真名子二丁目305 番82地先まで	6.0	21.0
7 0 6 1		八幡西区真名子一丁目612 番6地先から 八幡西区真名子一丁目619 番1地先まで	4. 0 ~ 5. 0	55.7

北九州市告示第100号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
7 2 3	吉志 1 号線	前	門司区大字吉志1717番 1地先から 門司区大字吉志1479番 地先まで	3. 5 ~ 9. 9	479.7
		後	門司区吉志四丁目1717 番1地先から 門司区大字吉志1479番 地先まで	3.5 ~ 9.6	479.5
1 4 1 0	吉志 3 9 号線	前	門司区大字吉志1716番 1地先から 門司区大字吉志1054番 6地先まで	2.4 ~ 4.8	37.7
		後	門司区吉志四丁目1716 番1地先から 門司区吉志四丁目1717 番2地先まで	2.7 ~ 2.9	36. 7
1 4 1 8	吉志 4 7 号線	前	門司区大字吉志1720番 14地先から 門司区大字吉志1006番 3地先まで	2. 2 ~ 8. 5	361.8

1		T	1	1
	後	門司区吉志四丁目1720	2.2	361. 7
		番14地先から	~	
		門司区大字吉志1006番	8.5	
		3 地先まで		
1517 吉志1	前	門司区大字吉志1716番	5.6	1, 149. 5
4 6 号	-	1地先から	\sim	
線		門司区大字吉志1262番	10.4	
		2 地先まで 		
	後	門司区吉志四丁目1716	5.6	1, 149. 9
		番5地先から	\sim	
		門司区大字吉志1262番	7.8	
		2 地先まで		
1 3 3 2 大手町	前	小倉北区大手町33番地先	4.0	443.0
6 号絲	ţ	から	\sim	
		小倉北区大手町21番4地	26.0	
		先まで		
	後	小倉北区大手町33番地先	4.0	443.0
		から	\sim	
		小倉北区大手町21番4地	12.1	
		先まで		
1500 片野3	前	小倉北区片野四丁目271	5.6	364.4
3 号絲	į	番地先から	\sim	
		小倉北区片野四丁目207	7.0	
		番地先まで		
	後	小倉北区片野四丁目271	5.6	364.8
		番地先から	\sim	
		小倉北区片野四丁目203	5.9	
		番地先まで		
1501 片野3	前	小倉北区片野五丁目142	5.0	392.7
4 号絲	Į	番地先から	\sim	
		小倉北区片野四丁目206	6.8	
		番地先まで		

1			,	
	後	小倉北区片野五丁目142	5.9	392.5
		番地先から	<i>c</i> 0	
		小倉北区片野四丁目206	6.8	
		番地先まで		
1503 片野3	前	小倉北区片野四丁目152	5.8	152.1
6 号線		番地先から	\sim	
		小倉北区片野四丁目278	10.4	
		番地先まで		
	後	小倉北区片野四丁目152	5.8	152.1
		番地先から	~	
		小倉北区片野四丁目278	6.0	
		番地先まで		
1504 片野3	前	小倉北区片野三丁目40番	5.6	842.9
7 号線	14.4	地先から	~	
		小倉北区片野四丁目233	8.2	
		番地先まで		
	後	小倉北区片野三丁目40番	5.6	842.9
	1友	小月北区月野三月日40番 地先から	5. 0	842.9
		^{地元がり} 小倉北区片野四丁目233	8. 2	
		小月北区月野四月日233 番地先まで	8.2	
1505 片野3	前	小倉北区片野四丁目226	3.7	24.9
8号線		番地先から		
		小倉北区片野四丁目227		
		番地先まで		
	後	小倉北区片野四丁目226	3.7	24.8
		番地先から	\sim	
		小倉北区片野四丁目227	3.8	
		番地先まで		
1506 片野3	前	小倉北区片野四丁目209	5. 7	20.1
9号線		番地先から	\sim	
		小倉北区片野四丁目197	5.8	
		番地先まで		
1	I	I	ı l	

1				
	後	小倉北区片野四丁目209	5. 7	20. 1
		番地先から	\sim	
		小倉北区片野四丁目197	6.0	
		番地先まで		
1512 片野	4 前	小倉北区片野四丁目188	3.7	84.5
5 号;	泉	番地先から	~	
		小倉北区片野四丁目171	4.0	
		番地先まで		
	後	小倉北区片野四丁目188	3.7	84.4
		番地先から	\sim	
		小倉北区片野四丁目171	4.1	
		番地先まで		
2765日明	1 前	小倉北区日明三丁目116	1.1	197.4
3 号;	泉	5番1地先から	\sim	
		小倉北区日明三丁目187	5.5	
		6番地先まで		
	後	小倉北区日明三丁目116	0.8	199. 1
		5番1地先から	\sim	133.1
		小倉北区日明三丁目187	5.5	
		6番地先まで		
2952 若富:	 上 前	小倉北区若富士町5番地先	E 0	100 7
町 3 -		から	5.8 ~	198. 7
	7	小倉北区若富士町32番地	6. 1	
NAK		大倉北区石田工町 3 2 街地 先まで	0.1	
	7.70	<u> </u>	- .	100
	後	小倉北区若富士町5番地先	5.8	198. 4
		から	\sim	
		小倉北区若富士町32番地	6.1	
		先まで		
5 3 5 湯川 3		小倉南区湯川五丁目863	29.9	4, 369. 7
行場;	泉	番5地先から	\sim	
		小倉南区大字曽根3326	60.5	
		番3地先まで		

1	I.			-	
		後	小倉南区湯川五丁目863	29.9	4, 369. 7
			番 5 地先から	\sim	
			小倉南区大字曽根3326	60.5	
			番3地先まで		
7 0 4	中吉田	前	小倉南区中吉田二丁目13	7.2	1,027.2
	吉田1		23番10地先から	\sim	
	号線		小倉南区中吉田四丁目16	13.0	
			55番1地先まで		
		後	小倉南区中吉田二丁目13	9.9	1,032.4
			23番10地先から	\sim	
			小倉南区中吉田四丁目16	24.8	
			55番1地先まで		
7 1 4	朽網3	前	 小倉南区朽網東一丁目13	3. 3	1,724.8
	 号線		29番3地先から	\sim	·
			小倉南区大字朽網3342	15.0	
			番3地先まで		
				2 2	1 790 1
		1友	小倉南区朽網東一丁目13	3.3	1, 728. 1
			29番3地先から	15.0	
			小倉南区大字朽網3342	15.0	
	•	Į.	番3地先まで	•	
7 1 5	朽網4	前	小倉南区朽網東二丁目72	4.1	287.7
	号線		0番2地先から	\sim	
			小倉南区朽網東一丁目96	13. 1	
			5番1地先まで		
		後	小倉南区朽網東二丁目72	9.5	308.3
			0番2地先から	\sim	
			小倉南区朽網東一丁目96	12.7	
			5番1地先まで		
1 4 3 4	北方7	前	小倉南区北方一丁目888	1.7	147.5
	号線		番9地先から	\sim	
			小倉南区北方一丁目897	3. 1	
			番4地先まで		
1	1				

1 1				
	後	小倉南区北方一丁目888	1.7	147.7
		番1地先から	\sim	
		小倉南区北方一丁目897	3. 1	
		番4地先まで		
1 4 3 5 北方 8	前	小倉南区北方二丁目908	1.5	102.2
号線		番18地先から	\sim	
		小倉南区北方二丁目876	3.2	
		番1地先まで		
	後	小倉南区北方二丁目908	1.5	102.2
		番18地先から	\sim	
		小倉南区北方二丁目876	3.4	
		番1地先まで		
1439 北方1	前	小倉南区北方一丁目879	3.0	91.5
2 号線		番2地先から	\sim	
		小倉南区北方一丁目885	4.7	
		番3地先まで		
	後	小倉南区北方一丁目879	3.0	91.7
		番13地先から	\sim	
		小倉南区北方一丁目885	4.9	
		番3地先まで		
1440 北方1	前	小倉南区北方二丁目877	4.0	97.3
3号線		番13地先から	~	
		小倉南区北方二丁目875	4.9	
		番3地先まで		
	後	小倉南区北方二丁目877	4.0	97.2
		番13地先から	\sim	
		小倉南区北方二丁目875	4.9	
		番3地先まで		
1 4 4 1 北方 1	前	小倉南区北方一丁目926	4.4	95.9
4 号線		番2地先から	\sim	
		小倉南区北方一丁目929	5.0	
		番1地先まで		
			•	

1		T	1	
	後	小倉南区北方一丁目926	4.4	96.5
		番2地先から	~	
		小倉南区北方一丁目929	4. 9	
		番1地先まで		
1541	前	小倉南区大字朽網1315	1. 9	392.1
号線		番1地先から	\sim	
		小倉南区大字朽網2284	5.4	
		番1地先まで		
	後	小倉南区朽網東三丁目13	1.9	391.3
		15番1地先から	\sim	
		小倉南区大字朽網2284	5.4	
		番1地先まで		
1552 朽網1	前	小倉南区朽網東一丁目20	3.0	216. 1
9号線		59番1地先から	\sim	
		小倉南区大字朽網2095	5.6	
		番4地先まで		
	後	小倉南区朽網東一丁目20	3.0	216.2
		59番1地先から	~	
		小倉南区大字朽網2095	5.6	
		番4地先まで		
1572 朽網3	前	小倉南区朽網東一丁目13	1.7	173.0
9号線		70番5地先から	\sim	
		小倉南区大字朽網1334	7.1	
		番4地先まで		
	後	小倉南区朽網東一丁目13	1. 7	173.0
		70番5地先から	\sim	
		小倉南区大字朽網1334	7. 1	
		番4地先まで		
1586 朽網5	前	小倉南区朽網東一丁目95	1.5	28.6
3号線		8番1地先から		
		小倉南区朽網東一丁目13		
		74番3地先まで		
1		ı	'	!

	後	小倉南区朽網東一丁目95	1.5	6.9
		7番1地先から		
		小倉南区朽網東一丁目13		
	ı	74番3地先まで		
1588 朽網5	前	小倉南区大字朽網1375	4.6	43.8
5 号線		番1地先から	~	
		小倉南区大字朽網1377	6.6	
		番2地先まで		
	後	小倉南区朽網東一丁目13	4.6	28.1
		75番3地先から	~	
		小倉南区大字朽網1377	7.0	
		番2地先まで		
1857 葛原東	前	小倉南区葛原東三丁目13	2.5	646.0
2 号線		 12番1地先から	\sim	
		小倉南区葛原東四丁目13	7.8	
		26番35地先まで		
	後	小倉南区葛原東三丁目13	3. 1	645.6
		12番1地先から	\sim	
		小倉南区葛原東四丁目13	7.8	
		26番35地先まで		
2 1 3 4 下城野	前	小倉南区下城野一丁目61	3.6	100.3
2号線		1番6地先から	\sim	
		小倉南区下城野一丁目17	4.3	
		0番1地先まで		
	後	小倉南区下城野一丁目61	3.6	100.0
		1番10地先から	\sim	
		 小倉南区下城野一丁目17	4.3	
		0番1地先まで		
2210 城野2	前	 小倉南区城野四丁目612	8.3	418.3
号線		番3地先から	\sim	
		小倉南区城野四丁目6666	9.9	
		番1地先まで		
			l l	

	-			
	後	小倉南区城野四丁目617	8.3	418.3
		番11地先から	\sim	
		小倉南区城野四丁目6666	9.9	
		番1地先まで		
2 2 2 2 城野 1	前	小倉南区城野四丁目621	3.5	404.0
4 号線		番11地先から	~	
		小倉南区城野二丁目768	6.7	
		番2地先まで		
	後	小倉南区城野四丁目621	3. 5	403.8
		番11地先から	\sim	
		小倉南区城野二丁目768	6.6	
		番2地先まで		
3 1 1 8 中吉田	前	小倉南区中吉田二丁目13	5.3	107.9
2 7 号		29番1地先から	\sim	
線		小倉南区中吉田二丁目13	7.3	
		33番3地先まで		
	後	小倉南区中吉田二丁目13	5.3	92.0
		31番1地先から	\sim	
		小倉南区中吉田二丁目13	6.5	
		33番3地先まで		
3 1 1 9 中吉田	前	小倉南区中吉田三丁目13	2.4	363.9
2 8 号		35番43地先から	\sim	
線		小倉南区中吉田三丁目14	8.0	
		05番地先まで		
		小倉南区中吉田三丁目13	2.3	364. 5
		35番6地先から	\sim	
		小倉南区中吉田三丁目14	8.0	
		05番地先まで		
3 1 2 0 中吉田	前	小倉南区中吉田二丁目13	2.7	242.8
29号		85番4地先から	\sim	
線		小倉南区中吉田二丁目17	4.0	
		05番1地先まで		

1	. –				
		後	小倉南区中吉田二丁目17	2.7	237.8
			08番1地先から	\sim	
			小倉南区中吉田二丁目17	4.0	
			05番1地先まで		
3 1 2 1	中吉田	前	小倉南区中吉田四丁目13	2.6	153.2
	3 0 号		88番5地先から	~	
	線		小倉南区中吉田三丁目14	5.8	
			06番3地先まで		
		後	小倉南区中吉田三丁目13	2.6	153.7
			87番9地先から	\sim	
			小倉南区中吉田三丁目14	5.8	
			06番3地先まで		
3 1 4 3	中吉田	前	小倉南区中吉田二丁目13	8. 2	77.6
	5 2 号		44番1地先から	\sim	
	線		小倉南区中吉田二丁目13	8.7	
			85番1地先まで		
		後	小倉南区中吉田二丁目13	8.3	73. 1
			44番1地先から	\sim	
			小倉南区中吉田二丁目13	8.8	
			85番1地先まで		
3 1 4 4	中吉田	前	小倉南区中吉田二丁目13	2.3	16.7
	5 3 号		53番1地先から	\sim	
	線		小倉南区中吉田二丁目13	2.4	
			50番地先まで		
		後	小倉南区中吉田二丁目13	1.6	5.6
			53番1地先から	\sim	
			小倉南区中吉田二丁目13	1.8	
			50番1地先まで		
3 1 5 6	中吉田	前	小倉南区中吉田三丁目13	5.1	59.7
	6 5 号		41番13地先から	\sim	
	線		小倉南区中吉田三丁目13	5.6	
			41番10地先まで		
1	1				

		<u></u>		
	後	小倉南区中吉田三丁目13	4.9	59.4
		41番13地先から	\sim	
		小倉南区中吉田三丁目13	5.8	
		41番10地先まで		
3 7 3 6 富士見	前	小倉南区富士見一丁目79	1.5	138.7
2号線		2番11地先から	\sim	
		小倉南区富士見一丁目62	5.8	
		8番2地先まで		
	後	小倉南区富士見一丁目79	1.5	138.9
		2番1地先から	\sim	
		小倉南区富士見一丁目62	5.8	
		8番2地先まで		
3 7 3 7 富士見	前	小倉南区富士見一丁目80	3.9	274.6
3 号線		0番1地先から	\sim	
		小倉南区富士見一丁目83	6.7	
		8番10地先まで		
	後	小倉南区富士見一丁目80	3.9	275.2
		0番1地先から	\sim	
		小倉南区富士見一丁目83	5.8	
		8番10地先まで		
3738 富士見	前	小倉南区富士見二丁目56	5.7	74.7
4 号線		8番1地先から	\sim	
		小倉南区富士見二丁目57	7.3	
		1番2地先まで		
	後	小倉南区富士見二丁目56	5.1	75.0
		8番1地先から	\sim	
		小倉南区富士見二丁目57	7.3	
		1番2地先まで		
3739 富士見	前	小倉南区富士見二丁目56	11.9	92.0
5 号線		6番3地先から		
		小倉南区富士見二丁目56		
		1番2地先まで		
I I	I	I	ı l	

	後	小倉南区富士見二丁目56	11.9	92.4
		6番3地先から	\sim	
		小倉南区富士見二丁目56	12.1	
		1番2地先まで		
3 7 4 0 富士見	前	小倉南区富士見二丁目58	5.5	172. 1
6 号線		1番1地先から	\sim	
		小倉南区富士見二丁目58	7.5	
		7番2地先まで		
	後	小倉南区富士見二丁目58	5.5	172. 1
		1番1地先から	~	
		小倉南区富士見二丁目58	7.5	
		7番2地先まで		
3 9 9 1 湯川 1	前	小倉南区湯川三丁目193	2.3	244. 7
4 号線		番6地先から	\sim	
		小倉南区湯川三丁目196	8.5	
		番25地先まで		
	後	小倉南区湯川三丁目193	2.3	244.6
		番6地先から	~	
		小倉南区湯川三丁目196	7.1	
		番25地先まで		
4 4 6 7 北方 5	前	小倉南区北方二丁目908	1.7	100.4
6 号線		番1地先から	\sim	
		小倉南区北方二丁目911	12.5	
		番8地先まで		
	後	小倉南区北方二丁目904	1.6	100.4
		番4地先から	\sim	
		小倉南区北方二丁目911	12.5	
		番8地先まで		
4694 朽網東	前	小倉南区朽網東一丁目95	4.0	37.2
4号線		5番1地先から		
		小倉南区朽網東一丁目96		
		1番1地先まで		
	I	I	1	

1				
	後	小倉南区朽網東一丁目95	4.0	19.9
		5番1地先から		
		小倉南区朽網東一丁目96		
		1番1地先まで		
4805 朽網東	前	小倉南区朽網東三丁目13	8.5	111.6
6 号線		11番1地先から	~	
		小倉南区朽網東三丁目13	12.4	
		06番3地先まで		
	後	小倉南区朽網東三丁目13	4.1	47.1
		11番1地先から	~	
		小倉南区朽網東三丁目13	8.3	
		07番3地先まで		
5 1 6 2 中吉田	前	小倉南区中吉田三丁目13	3.6	48.0
1 2 2		87番9地先から	~	
号線		小倉南区中吉田三丁目13	5.5	
		87番5地先まで		
	後	小倉南区中吉田三丁目13	3.6	48.6
		87番9地先から	~	
		小倉南区中吉田三丁目13	4.0	
		87番5地先まで		
5867 朽網東	前	小倉南区朽網東四丁目59	8.0	86.9
2 0 号		番1地先から	~	
線		小倉南区朽網東四丁目90	13.3	
		番13地先まで		
	後	小倉南区朽網東四丁目59	7.3	87. 1
		番1地先から	\sim	
		小倉南区朽網東四丁目90	9.2	
		番13地先まで		
5 0 1 中央桃	前	八幡東区中央二丁目30番	14. 5	3,060.7
園 1 号		2地先から	~	
線		八幡東区桃園四丁目2番地	34.2	
		先まで		
ı I	1	ı	ı l	l

	後	八幡東区中央二丁目30番	14.5	3,060.6
		2 地先から	\sim	
		八幡東区桃園四丁目2番地	34.2	
		先まで		
1604 春の町	前	八幡東区春の町二丁目33	1.8	51.9
2 1 号		番4地先から	~	
線		八幡東区春の町二丁目30	4.2	
		番2地先まで		
	後	八幡東区春の町二丁目33	1.8	52.0
		番4地先から	~	
		八幡東区春の町二丁目30	4.2	
		番2地先まで		
760 野面金	前	八幡西区大字野面864番	2.7	1, 982. 9
剛 1 号		1地先から	\sim	
線		八幡西区大字金剛1027	17.2	
		番3地先まで		
	後	八幡西区大字野面864番	2.7	1, 983. 3
		1地先から	\sim	
		八幡西区大字金剛1027	16.7	
		番3地先まで		
2762 楠橋1	前	八幡西区大字楠橋406番	2.0	329.6
6 0 号		2地先から	\sim	
線		八幡西区大字楠橋305番	5.2	
		10地先まで		
	後	八幡西区大字楠橋406番	2.0	328.5
		2地先から	\sim	
		八幡西区大字楠橋305番	8.1	
		10地先まで		
2764 楠橋1	前	八幡西区大字楠橋453番	8.0	453.1
6 2 号		7地先から	\sim	
線		八幡西区大字楠橋318番	12.1	
		1 地先まで		
ı l		I	ı l	ļ

	後	八幡西区大字楠橋453番	8.0	453.4
		7 地先から	\sim	
		八幡西区大字楠橋318番	12.1	
		1 地先まで		
3 6 6 9 大膳 1	前	八幡西区大膳一丁目89番	4.0	183. 9
号線		71地先から	~	
		八幡西区大膳一丁目65番	7.3	
		1 地先まで		
	後	八幡西区大膳一丁目89番	4.0	173.6
		 71地先から	\sim	
		 八幡西区大膳一丁目73番	7.3	
		2 地先まで		
3670 大膳2	前	八幡西区大膳一丁目142	4.8	400.8
		 9番地先から	~	
		 八幡西区大膳一丁目68番	8.5	
		 1地先まで		
	———— 後	├── 八幡西区大膳一丁目142	4.8	416. 2
		 9番地先から	\sim	
		 八幡西区大膳一丁目定格橋	8.5	
		まで		
3673 大膳5	前	│ │八幡西区大膳一丁目65番	4.8	128.3
号線		 1地先から	\sim	
		八幡西区大字折尾58番3	6.3	
		地先まで		
		│ │八幡西区大膳一丁目みよし	5. 3	140.4
	-	橋から	\sim	
		八幡西区大字折尾58番3	6.2	
		地先まで		
3674 大膳6	前	 八幡西区大膳二丁目919	3.4	684.6
号線		番13地先から	\sim	
		一	6.7	
		番1地先まで		
				l

	後	八幡西区大膳二丁目919	3.4	683.6
		番13地先から	\sim	
		八幡西区大膳二丁目956	6.7	
		番1地先まで		
3675 大膳7	前	八幡西区大膳二丁目109	2.6	387. 1
号線		4番2地先から	\sim	
		八幡西区大膳二丁目924	8.1	
		番13地先まで		
	後	八幡西区大膳二丁目109	2.6	387. 2
		4番2地先から	\sim	
		八幡西区大膳二丁目924	8.1	
		番13地先まで		
4 2 2 5 野面 3	前	八幡西区野面二丁目241	4.1	229. 2
8号線		5番3地先から	\sim	
		八幡西区野面二丁目226	5.6	
		9番1地先まで		
	後	八幡西区野面二丁目四郎丸	4. 1	229. 2
		小橋から	\sim	
		八幡西区野面二丁目226	5.6	
		9番1地先まで		
5 5 4 1 若葉 8	前	八幡西区若葉三丁目535	4.6	108.7
3号線		番1地先から	\sim	
		八幡西区若葉三丁目533	6.0	
		番3地先まで		
	後	八幡西区若葉三丁目534	4.6	112.8
		番 7 地先から	\sim	
		 八幡西区若葉三丁目533	6.0	
		番3地先まで		
5 8 1 4 真名子	前	八幡西区真名子一丁目60	2.9	263.9
1 号線		9番1地先から	\sim	
		 八幡西区真名子一丁目61	6.3	
		5番1地先まで		

後	八幡西区真名子一丁目60	2.9	263.6
	9番1地先から	\sim	
	八幡西区真名子一丁目61	6.4	
	5番1地先まで		

北九州市告示第101号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のと おり令和2年3月31日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

四		
整理番号	路線名	供用開始の区間
7 2 3	吉志1号線	門司区吉志四丁目1717番1地先から 門司区大字吉志1479番地先まで
1 4 1 0	吉志 3 9 号線	門司区吉志四丁目1716番1地先から門司区吉志四丁目1717番2地先まで
1 4 1 8	吉志 4 7 号線	門司区吉志四丁目1720番14地先から 門司区大字吉志1006番3地先まで
1 5 1 7	吉志 1 4 6 号線	門司区吉志四丁目1716番5地先から 門司区大字吉志1262番2地先まで
1 3 3 2	大手町6号線	小倉北区大手町33番地先から 小倉北区大手町21番4地先まで
1 5 0 0	片野 3 3 号線	小倉北区片野四丁目271番地先から 小倉北区片野四丁目203番地先まで
1 5 0 1	片野 3 4 号線	小倉北区片野五丁目142番地先から 小倉北区片野四丁目206番地先まで
1 5 0 3	片野 3 6 号線	小倉北区片野四丁目152番地先から 小倉北区片野四丁目278番地先まで
1 5 0 4	片野 3 7 号線	小倉北区片野三丁目 4 0 番地先から 小倉北区片野四丁目 2 3 3 番地先まで

	I	
1 5 0 5	片野 3 8 号線	小倉北区片野四丁目226番地先から 小倉北区片野四丁目227番地先まで
		小月礼色月野四丁日221番地元まて
1 5 0 6	片野 3 9	小倉北区片野四丁目209番地先から
	号線	小倉北区片野四丁目197番地先まで
1 5 1 2	片野 4 5 号線	小倉北区片野四丁目188番地先から 小倉北区片野四丁目171番地先まで
2 7 6 5	日明13	小倉北区日明三丁目1165番1地先から
	号線	 小倉北区日明三丁目1876番地先まで
	75 7050	
2 9 5 2	若富士町	- 小倉北区若富士町5番地先から
	3 号線	
	3万旅	小倉北区若富士町 3 2 番地先まで
3 4 0 0	大手町1	小倉北区大手町26番3地先から
3 4 0 0		
	1 号線	小倉北区大手町27番1地先まで
5 3 5	浬川孤⁄字	小
0 3 0	湯川飛行	小倉南区湯川五丁目863番5地先から
	場線	小倉南区大字曽根3326番3地先まで
7.0.4	++==+	1. 全丰屋由土田二工日1.0.0.0.乗.1.0.地上3.2
7 0 4	中吉田吉	小倉南区中吉田二丁目1323番10地先から
	田1号線	小倉南区中吉田四丁目1655番1地先まで
7 1 4	朽網 3 号	小倉南区朽網東一丁目1329番3地先から
	線	小倉南区大字朽網3342番3地先まで
7 1 5	朽網 4 号	小倉南区朽網東二丁目720番2地先から
	線	小倉南区朽網東一丁目965番1地先まで
1 4 3 4	北方7号	小倉南区北方一丁目888番1地先から
	線	小倉南区北方一丁目897番4地先まで
1 4 3 5	北方8号	小倉南区北方二丁目908番18地先から
	線	小倉南区北方二丁目876番1地先まで
1 4 3 9	北方12	小倉南区北方一丁目879番13地先から
	号線	 小倉南区北方一丁目885番3地先まで
	75 7/5%	
1 4 4 0	北方13	 小倉南区北方二丁目877番13地先から
1 4 4 0		小倉南区北方二丁目877番13地先から 小倉南区北方二丁目875番3地先まで

1 4 4 1	北方 1 4 号線	小倉南区北方一丁目926番2地先から 小倉南区北方一丁目929番1地先まで
1 5 4 1	朽網8号線	小倉南区朽網東三丁目1315番1地先から 小倉南区大字朽網2284番1地先まで
1 5 7 2	朽網 3 9 号線	小倉南区朽網東一丁目1370番5地先から 小倉南区大字朽網1334番4地先まで
1 5 8 6	朽網 5 3 号線	小倉南区朽網東一丁目957番1地先から 小倉南区朽網東一丁目1374番3地先まで
1 5 8 8	朽網 5 5 号線	小倉南区朽網東一丁目1375番3地先から 小倉南区大字朽網1377番2地先まで
1857	葛原東 2 号線	小倉南区葛原東三丁目1312番1地先から 小倉南区葛原東四丁目1326番35地先まで
2 1 3 4	下城野 2 号線	小倉南区下城野一丁目 6 1 1 番 1 0 地先から 小倉南区下城野一丁目 1 7 0番 1 地先まで
2 2 1 0	城野 2 号 線	小倉南区城野四丁目 6 1 7番11地先から 小倉南区城野四丁目 6 6 6番1地先まで
2 2 2 2	城野 1 4 号線	小倉南区城野四丁目621番11地先から 小倉南区城野二丁目768番2地先まで
3 1 1 8	中吉田 2 7 号線	小倉南区中吉田二丁目1331番1地先から 小倉南区中吉田二丁目1333番3地先まで
3 1 1 9	中吉田 2 8 号線	小倉南区中吉田三丁目1335番6地先から 小倉南区中吉田三丁目1405番地先まで
3 1 2 0	中吉田 2 9 号線	小倉南区中吉田二丁目1708番1地先から 小倉南区中吉田二丁目1705番1地先まで
3 1 2 1	中吉田 3 0 号線	小倉南区中吉田三丁目1387番9地先から 小倉南区中吉田三丁目1406番3地先まで
3 1 4 3	中吉田 5 2 号線	小倉南区中吉田二丁目1344番1地先から 小倉南区中吉田二丁目1385番1地先まで

0.1.4.4	++-	
3 1 4 4	中吉田 5	小倉南区中吉田二丁目1353番1地先から
	3号線	小倉南区中吉田二丁目1350番1地先まで
3 1 5 6	中吉田 6	小倉南区中吉田三丁目1341番13地先から
	5号線	小倉南区中吉田三丁目1341番10地先まで
3 7 3 6	富士見2	小倉南区富士見一丁目792番1地先から
	B	小倉南区富士見一丁目628番2地先まで
3 7 3 7	富士見3	小倉南区富士見一丁目800番1地先から
	号線	小倉南区富士見一丁目838番10地先まで
3 7 3 8	富士見4	小倉南区富士見二丁目568番1地先から
	号線	小倉南区富士見二丁目 5 7 1 番 2 地先まで
3 7 3 9	富士見5	小倉南区富士見二丁目566番3地先から
3739	量 工 允 3 号 線	小倉南区富士見二丁目561番2地先まで
	夕 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	八名田区田工元二 1日301街2地几よ
3 7 4 0	富士見6	小倉南区富士見二丁目581番1地先から
	号線	小倉南区富士見二丁目587番2地先まで
3 9 9 1	湯川14	小倉南区湯川三丁目193番6地先から
	号線	小倉南区湯川三丁目196番25地先まで
4 4 6 7	北方 5 6	小倉南区北方二丁目904番4地先から
4407	- 北 <i>万</i> 5 6	小倉南区北方二丁目904番4地元から 小倉南区北方二丁目911番8地先まで
	夕 形	小名用
4 6 9 4	朽網東4	小倉南区朽網東一丁目955番1地先から
	号線	小倉南区朽網東一丁目961番1地先まで
4805	朽網東6	小倉南区朽網東三丁目1311番1地先から
	号線	小倉南区朽網東三丁目1307番3地先まで
F 1 0 0	H + m -	1. A表层由于用二工具 1. 0. 0. 7. 恋 0. 世 生 2. 3
5 1 6 2	中吉田1	小倉南区中吉田三丁目1387番9地先から
	22号線	小倉南区中吉田三丁目1387番5地先まで
5 8 2 1	朽網東1	小倉南区朽網東三丁目1310番2地先から
	9 号線	小倉南区朽網東三丁目1310番1地先まで
6 2 7 2	葛原東6	小倉南区葛原東三丁目1251番4地先から
	3 号線	小倉南区葛原東三丁目1272番1地先まで
	- 3 ///3	

]
6 3 3 9	朽網東4	小倉南区朽網東三丁目1305番6地先から
	0号線	小倉南区朽網東三丁目1310番1地先まで
3 7 8 1	塩屋 1 2 3 号線	若松区塩屋一丁目1番101地先から 若松区塩屋一丁目8番106地先まで
3 7 8 2	塩屋 1 2 4 号線	若松区塩屋一丁目5番117地先から 若松区塩屋一丁目2番101地先まで
3 8 8 3	塩屋18 3号線	若松区塩屋一丁目1番107地先から 若松区塩屋一丁目1番101地先まで
3 8 9 2	塩屋18 6号線	若松区塩屋一丁目2番108地先から 若松区塩屋一丁目2番107地先まで
5 0 1	中央桃園 1号線	八幡東区中央二丁目30番2地先から 八幡東区桃園四丁目2番地先まで
1 8 0 7	桃園 2 1 号線	八幡東区桃園二丁目16番4地先から 八幡東区桃園二丁目10番30地先まで
7 6 0	野面金剛 1号線	八幡西区大字野面864番1地先から 八幡西区大字金剛1027番3地先まで
2 7 6 2	楠橋 1 6 0 号線	八幡西区大字楠橋 4 0 6 番 2 地先から 八幡西区大字楠橋 3 0 5 番 1 0 地先まで
2 7 6 4	楠橋 1 6 2 号線	八幡西区大字楠橋 4 5 3 番 7 地先から 八幡西区大字楠橋 3 1 8 番 1 地先まで
3 6 6 9	大膳1号線	八幡西区大膳一丁目89番71地先から 八幡西区大膳一丁目73番2地先まで
3 6 7 0	大膳2号線	八幡西区大膳一丁目1429番地先から 八幡西区大膳一丁目定格橋まで
3 6 7 3	大膳5号線	八幡西区大膳一丁目みよし橋から 八幡西区大字折尾 5 8 番 3 地先まで
3 6 7 4	大膳6号線	八幡西区大膳二丁目919番13地先から 八幡西区大膳二丁目956番1地先まで

3 6 7 5	大膳 7 号線	八幡西区大膳二丁目1094番2地先から 八幡西区大膳二丁目924番13地先まで
4 2 2 5	野面38 号線	八幡西区野面二丁目四郎丸小橋から 八幡西区野面二丁目2269番1地先まで
5 5 4 1	若葉 8 3 号線	八幡西区若葉三丁目534番7地先から 八幡西区若葉三丁目533番3地先まで
5 8 1 4	真名子1号線	八幡西区真名子一丁目 6 0 9番1地先から 八幡西区真名子一丁目 6 1 5番1地先まで
5 8 5 2	則松 1 9 1 号線	八幡西区泉ケ浦一丁目867番405地先から 八幡西区泉ケ浦一丁目866番77地先まで
5 8 5 3	則松 1 9 2 号線	八幡西区則松七丁目865番10地先から 八幡西区則松七丁目843番13地先まで
5854	則松 1 9 3 号線	八幡西区則松七丁目865番7地先から 八幡西区則松七丁目865番10地先まで
7 0 3 5	真名子7号線	八幡西区真名子二丁目354番1地先から 八幡西区真名子二丁目305番157地先まで
7 0 3 6	真名子8号線	八幡西区真名子二丁目305番115地先から 八幡西区真名子二丁目305番157地先まで
7 0 3 7	真名子9号線	八幡西区真名子二丁目305番153地先から 八幡西区真名子二丁目305番82地先まで
7 0 6 1	真名子1 1号線	八幡西区真名子一丁目 6 1 2 番 6 地先から 八幡西区真名子一丁目 6 1 9 番 1 地先まで

北九州市告示第102号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、北九州市立第1緑地保育センター及び北九州市立第2緑地保育センターの親子宿泊事業における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

受	委 託 期 間	
名称	住所	安 武 朔 順
社会福祉法人北九州市	北九州市八幡東区中央	平成31年4月1日か
福祉事業団	二丁目1番1号	ら令和元年6月30日
		まで

北九州市告示第103号

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により、北九州 広域都市計画臨港地区の分区を次のとおり変更する。

その関係図面は、北九州市港湾空港局港湾整備部計画課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

北九州港港湾管理者 北九州市 代表者 北九州市長 北 橋 健 治

- 1 分区の種類及び範囲
 - (1) 商港区

北九州市門司区

新門司北一丁目の全部並びに新門司一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、大字今津、大字猿喰、大字白野江、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦海岸、大久保二丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、浜町、東港町、港町、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、片上海岸、小森江一丁目、大里本町一丁目、大里本町二丁目及び松原二丁目の各一部北九州市小倉北区

末広二丁目、浅野二丁目、浅野三丁目及び西港町の各一部 北九州市若松区

大字二島、久岐の浜、本町一丁目、本町二丁目、北湊町、大字安瀬、響町一丁目、響町二丁目、響町三丁目及び響町三丁目地先の各一部 北九州市八幡西区

洞北町の一部

北九州市戸畑区

大字中原、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町及び銀座二丁目の各一部(2) 工業港区

北九州市門司区

新門司一丁目、新門司二丁目、新門司三丁目、新門司北三丁目、白野江三丁目、大字田野浦、田野浦二丁目、田野浦海岸、新開、大久保二丁目、大久保三丁目、瀬戸町、大里元町及び大里本町一丁目の各一部 北九州市小倉北区

浅野三丁目、許斐町、東港二丁目及び西港町の各一部 北九州市若松区

柳崎町の全部並びに大字二島、赤岩町、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、北浜一丁目、北浜二丁目、桜町、大字安瀬、響町一丁目、響町一丁目地先

、響町二丁目、向洋町及び大字小竹地先の各一部

北九州市八幡東区

大字枝光、大字尾倉及び大字前田の各一部

北九州市八幡西区

東浜町、築地町、屋敷二丁目、舟町、大字藤田、大字熊手及び洞南町の各一部

北九州市戸畑区

大字戸畑、大字中原、飛幡町、銀座二丁目、牧山五丁目及び牧山海岸の各一部

(3) 特殊物資港区

北九州市小倉北区

末広二丁目の一部

(4) 漁港区

北九州市門司区

新門司二丁目、太刀浦海岸、大字田野浦、旧門司二丁目及び大里本町三 丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広一丁目、末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

浜町一丁目の一部

北九州市戸畑区

川代二丁目及び銀座二丁目の各一部

(5) 保安港区

北九州市門司区

新門司二丁目及び瀬戸町の各一部

北九州市小倉北区

末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市戸畑区

大字中原の一部

(6) マリーナ港区

北九州市門司区

新門司北二丁目の一部

(7) 修景厚生港区

北九州市門司区

新門司北三丁目の一部

北九州市若松区 本町一丁目及び響町一丁目の各一部 北九州市八幡東区 大字枝光の一部 2 北九州広域都市計画臨港地区分区指定図 次の図面のとおり 北九州市告示第104号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第 1項の規定により、令和2年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、北九 州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年北九州市条例第28号) 第11条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

令和2年度一般廃棄物処理実施計画

- 1 一般廃棄物の区分
 - (1) ごみ

アー市の施設で処	2分するもの
区分	廃棄物の内容
家庭ごみ	家庭から排出される日常生活に伴って生ずる生ごみ
	、プラスチック類及び紙くず並びにこれらと性状が
	同等に取り扱い得るもの
	家庭の住居と事業所が建物の構造上一体で、家庭か
	ら排出されるものと事業活動に伴って排出される一
	般廃棄物との区別が難しく、家庭並みのごみ量の事
	業所から排出される一般廃棄物
資源化物	家庭から排出されるかん、びん、ペットボトル、紙
	製の容器包装(飲料を充てんするための容器(原材
	料としてアルミニウムが利用されているものを除く
	。)に限る。以下「紙パック」という。)及び発泡
	スチロール製食品用トレイ(以下「トレイ」という
	。)
粗大ごみ(特	家庭から排出される家具、寝具、電化製品、厨房器
定家庭用機器	具、自転車等で、家庭ごみ及び資源化物として収集
廃棄物を除く	しないもの
。)	引越し等に伴い一時的に多量に家庭から排出される
	もの
動物の死体	犬、猫等小動物の死体
その他	環境保全上処理を必要とする不法投棄ごみ等
自己搬入ごみ	事業活動に伴って排出される一般廃棄物であって、
(特定家庭用	家庭ごみ及び粗大ごみと同等のごみで、家庭から排

機器廃棄業活動出に伴っる資紙でするながでは、はずでではなができます。

出されるごみの処理に支障のない量のもののうち、 許可業者又は排出者自らが収集運搬するもの 家庭から排出される資源化物以外のごみで、許可業 者又は排出者自らが収集運搬するもの

注 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法 (平成10年法律第97号) 第2条第5項に定めるものをいう。以下同じ。

イ 許可業者の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
許可業者処理	家庭から排出される蛍光管、一次電池、水銀体温計
ごみ	及び水銀血圧計で、許可業者により再資源化される
	もの
	家庭から排出される家庭用電化製品(特定家庭用機
	器廃棄物を除く。)で、許可業者により再資源化さ
	れるもの
	家庭及び事業所から排出される紙くず、木くず及び
	繊維くずで、許可業者により再資源化されるもの
	家庭から排出されるかん、びん及びペットボトルで
	、許可業者により再資源化されるもの
	一般廃棄物焼却施設から排出される焼却灰及びばい
	じんで、許可業者により再資源化されるもの
	事業所から排出される食品廃棄物で、許可業者によ
	り再資源化されるもの
リサイクル法	家庭から排出される使用済小型電子機器等(以下「
又は広域認定	小型家電」という。)及び使用済二次電池(以下「
制度により資	二次電池」という。)
源化するもの	特定家庭用機器廃棄物
	家庭から排出されるプラスチック製容器包装
	家庭から排出されるパーソナルコンピューター、二
	輪自動車及びFRP船

注1 使用済小型電子機器等とは、使用済小型電子機器等の再資源化の 促進に関する法律(平成24年法律第57号)第2条第2項に定める ものをいう。

- 注2 使用済二次電池とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第6条の13各号のいずれにも該当する一般廃棄物として環境大臣が定めるもののうち、廃密閉型蓄電池をいう。
- ウ 製造業者等の再資源化施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
資源化物	家庭から排出される小型の金属類(粗大ごみとして定
	めているものを除く。以下「小物金属」という。)
特定家庭用	家庭から排出される又は事業活動に伴って排出される
機器廃棄物	ユニット形エアコンディショナー(ウィンド形エアコ
	ンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは
	床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに
	限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式並びに
	液晶式及びプラズマ式のもの(液晶式のものについて
	は、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの
	に限り、建築物に組み込むことができるように設計し
	たものを除く。)に限る。)、電気冷蔵庫、電気冷凍
	庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機

エ 市が処理委託した再資源化業者の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
資源化物	家庭から排出される水銀使用廃製品(蛍光管、水銀体温
	計、水銀血圧計及び水銀温度計に限る。以下同じ。)
	家庭から排出されるプラスチック製容器包装

(2) し尿

区分	廃棄物の内容
市収集し尿	家庭から排出されるし尿で収集が必要なもの
	事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なも
	ののうち、計画収集が可能なもの
自己搬入し尿	事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なも
	O O

(3) 浄化槽汚泥

区分	廃棄物の内容
浄化槽汚泥	净化槽汚泥

2 計画処理の概要

区分	>	計画処理量
	市収集ごみ	201, 300 t
	自己搬入ごみ	158,000 t
み	許可業者処理ごみ	17,400 t
	動物の死体	5, 100個
L	市収集し尿	6,000kl
尿	自己搬入し尿	8,000kl
浄化槽汚泥		19,000kl

注 市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ及びその他

3 処理計画

北九州市循環型社会形成推進基本計画に基づき、ごみの減量・資源化と適 正処理の取組を行う。

(1) ごみの排出抑制・再使用・再資源化計画

ア 排出抑制・再使用・再資源化の方法

(ア) 家庭ごみの指定袋制度の実施

指定袋による家庭ごみの収集を実施し、家庭ごみの排出量抑制を図る。

(イ) 資源化物の指定袋制度の実施

指定袋による資源化物(市長が別に定めるものを除く。)の収集を 実施し、資源化物の排出抑制及び分別促進を図る。

(ウ) 古紙リサイクルの促進

家庭から排出される古紙が資源としてリサイクルされるよう、古紙 回収奨励金制度、回収用保管庫貸与制度、新聞販売店回収等により、 地域の実情に応じて雑がみを含めた古紙回収を促進する。また、事業 所から排出される古紙については、民間の古紙リサイクル施設へ収集 運搬されるように働きかけるほか、商店街等に古紙回収用保管庫を貸 与するオフィス町内会等により古紙回収を促進する。

(エ) 古着リサイクルの促進

家庭から排出される古着のリサイクルを進めるため、回収奨励金制 度等により、分別排出に取り組みやすい体制づくりを図る。また、回 収した古着の一部をリユースする。

(オ) 生ごみ等食品廃棄物の3Rの促進

家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を推進するため、生ごみコンポスト化容器活用講座等の実施や、コンポストの用途拡大に取り組む。また、「食品ロス」の削減に向け、「残しま宣言」運動による周知啓発等を通じて、生ごみの排出抑制を図る。さらに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)を踏まえ、公共施設等の事業所から排出される食品廃棄物の減量及び資源化の促進を図る。

(カ) 小型家電リサイクルの促進

回収方法の拡充により、家庭から排出される小型家電のリサイクル 促進を図る。

(キ) 適正包装等の促進

家庭から排出されるごみの減量化を推進するため、マイバッグの利用の促進を図る。また、簡易包装の普及等を通じて、過剰包装の抑制を図る。

(ク) 事業系一般廃棄物の減量化及び資源化の促進

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、排出事業者に対し、ごみの減量化及び資源化に関する指導を徹底し、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化を促進する。

- a ごみ処理マニュアルの作成や事業所戸別訪問による、ごみ減量化 ・適正排出に向けた指導及び啓発
- b 市の処理施設における搬入ごみ検査の強化による、適正処理と減量・リサイクルの促進
- c 古紙、かん、びん、廃木材、被服等資源化物のリサイクルの促進
- d オフィス町内会の組織化の促進による古紙の減量化及び資源化の 促進
- e 事業所から排出されるごみの組成調査
- f 市役所内から排出されるごみの減量化及び資源化の徹底
- g 事業者・市民・行政の連携による食品廃棄物の減量・資源化の促 進
- (ケ) ごみの減量・資源化及び適正処理に関する市民及び事業者に対 する広報及び啓発活動の実施
 - a 環境ミュージアムの活用
 - b 「出前講演」の実施

- c ホームページの活用
- d 環境情報誌「ていたんプレス」の発行
- e 「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」の実施
- f 市民リサイクル啓発用映像の活用
- g 「北九州市の環境」の発行
- h ごみ処理施設等の施設見学の受入れ
- i 北九州市3R活動推進表彰制度の推進
- j 家庭ごみステーションにおける排出指導・啓発及び地域の取組支援の実施
- k その他 市民等がごみ問題に取り組むために必要な広報活動及び 情報提供

イ 再資源化の方法及び量

再資源化の方法	計画処理量
資源化物のうち、かん、びん及びペットボトルを	9, 100t
選別し、再資源化業者に引き渡す。	
資源化物のうち、プラスチック製容器包装を選別	7, 200 t
し、再資源化業者に引き渡す。	
資源化物のうち、紙パック及びトレイを選別し、	2 2 0 t
再資源化業者に引き渡す。	
資源化物のうち、水銀使用廃製品を再資源化業者	7 0 t
に引き渡す。	
資源化物のうち、小物金属を再資源化業者に引き	1 6 0 t
渡す。	
資源化物のうち、小型家電を再資源化業者に引き	1 0 t
渡す。	
粗大ごみのうち、小型家電を再資源化業者に引き	1 6 0 t
渡す。	
家庭から排出される古紙及び古着を地域で回収し	19,100t
、再資源化業者に引き渡す。	
家庭から排出されるせん定枝を地域で回収し、再	1 5 0 t
資源化業者に引き渡す。	
家庭から排出される廃食用油を地域で回収し、再	6 t
資源化業者に引き渡す。	
家庭から排出される生ごみ等を家庭で堆肥化し利	_

家庭から排出されるインクカートリッジを市役所 及び区役所で回収し、再資源化業者に引き渡す。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9に基づく広域認定制度) 家庭から排出される古着を区役所等公共施設、北部九州・古着地域循環推進協議会に参加する事業者の店頭等で回収し、再資源化業者に引き渡す。 新門司工場に搬入されるごみを溶融処理した後にスラグスラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す。 日明工場(粗大ごみ資源化センター)に搬入されるごみの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。 皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝をチップ化し、再資源化する。 事業活動に伴って排出される紙くずを再資源化す4、0001	用する	
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9に基づく広域認定制度) 家庭から排出される古着を区役所等公共施設、北部九州・古着地域循環推進協議会に参加する事業者の店頭等で回収し、再資源化業者に引き渡す。新門司工場に搬入されるごみを溶融処理した後にスラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す。 16,500 t メタルるごみの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。 870 t るごみの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。 280 t 世資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。 280 t 世資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。 12,500 t をチップ化し、再資源化する。	家庭から排出されるインクカートリッジを市役所	_
に基づく広域認定制度) 家庭から排出される古着を区役所等公共施設、北部九州・古着地域循環推進協議会に参加する事業者の店頭等で回収し、再資源化業者に引き渡す。 新門司工場に搬入されるごみを溶融処理した後にスラグスラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す。 日明工場(粗大ごみ資源化センター)に搬入されるごみの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。 皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝 12,500 t をチップ化し、再資源化する。	及び区役所で回収し、再資源化業者に引き渡す。	
家庭から排出される古着を区役所等公共施設、北部九州・古着地域循環推進協議会に参加する事業者の店頭等で回収し、再資源化業者に引き渡す。 新門司工場に搬入されるごみを溶融処理した後にスラグスラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す。 日明工場(粗大ごみ資源化センター)に搬入されるごみの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。 皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集日資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝 12,500 t をチップ化し、再資源化する。	(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9	
部九州・古着地域循環推進協議会に参加する事業者の店頭等で回収し、再資源化業者に引き渡す。 新門司工場に搬入されるごみを溶融処理した後にスラグスびメタルを回収し、再資源化業者に引き 16,500 t メタル 3,300 t 日明工場(粗大ごみ資源化センター)に搬入されるごみの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。 皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝 12,500 t をチップ化し、再資源化する。	に基づく広域認定制度)	
者の店頭等で回収し、再資源化業者に引き渡す。 新門司工場に搬入されるごみを溶融処理した後に スラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き 渡す。	家庭から排出される古着を区役所等公共施設、北	2 9 0 t
新門司工場に搬入されるごみを溶融処理した後に スラグ 16,500 t 渡す。 16,500 t メタル 3,300 t 日明工場 (粗大ごみ資源化センター)に搬入されるごみの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。 280 t した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。 280 t 団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。 280 t 団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。 12,500 t をチップ化し、再資源化する。	部九州・古着地域循環推進協議会に参加する事業	
スラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き	者の店頭等で回収し、再資源化業者に引き渡す。	
渡す。	新門司工場に搬入されるごみを溶融処理した後に	スラグ
日明工場(粗大ごみ資源化センター)に搬入されるごみの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。 皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝をチップ化し、再資源化する。	スラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き	16,500t
日明工場(粗大ごみ資源化センター)に搬入されるごみの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。 皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝 12,500 t をチップ化し、再資源化する。	渡す。	メタル
るごみの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。 皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝 12,500 t をチップ化し、再資源化する。		3, 300 t
渡す。 皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝 12,500 t をチップ化し、再資源化する。	日明工場(粗大ごみ資源化センター)に搬入され	8 7 0 t
皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝 12,500 t をチップ化し、再資源化する。	るごみの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き	
した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集 団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収 し、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝 をチップ化し、再資源化する。	渡す。	
事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集 団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収 し、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝 12,500 t をチップ化し、再資源化する。	皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生	3 0 0 t
団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収 し、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝 12,500 t をチップ化し、再資源化する。	した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。	
し、再資源化業者に引き渡す。 事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝 12,500 t をチップ化し、再資源化する。	事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集	2 8 0 t
事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝 12,500 t をチップ化し、再資源化する。	団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収	
をチップ化し、再資源化する。	し、再資源化業者に引き渡す。	
	事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝	12,500t
事業活動に伴って排出される紙くずを再資源化す 4,000t	をチップ化し、再資源化する。	
	事業活動に伴って排出される紙くずを再資源化す	4, 000 t
る。	る。	
事業活動に伴って排出される食品廃棄物を再資源 900 t	事業活動に伴って排出される食品廃棄物を再資源	9 0 0 t
化する。	化する。	

注 ペットボトル、トレイ、プラスチック製容器包装及びびん(白びん及び茶びんを除く。)については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡して再資源化する。

ウ 再資源化関連施設の概要

施設名	処理	再資源化	所在地	処理方式	処理能力
	する	対象物			
	者				
新門司	市	紙パック	門司区新	ストックヤード	

工場		紙パック			
		及びトレ	門司三丁		
		1	目 7 9 番		
			地		,
日明工	市	鉄	小倉北区	クロスベルト角型	
場(粗			西港町9	電磁式	時間
大ごみ			6番地の		
資源化			2		
センタ					
<u>-)</u>					
日明か	市	かん、び	小倉北区	アルミ缶の選別	5 2 . 5
んびん		ん及びペ	西港町9	永久磁石回転プ	/ 5 時間
資源化		ットボト	6番地の	ーリー式	
センタ		ル	2	スチール缶の選別	
_				クロスベルト角	
				型電磁式	
				びん及びペットボ	
				トルの手選別	
				直線ベルトコン	
				ベア式	
		紙パック	小倉北区	ストックヤード	
		及びトレ	西港町9		
		1	6番地の		
			2		
本城か	市	かん、び	八幡西区	アルミ缶の選別	6 3 t /
んびん		ん及びペ	洞北町7	永久磁石回転プ	5 時間
資源化		ットボト	番10号	ーリー式	
センタ		ル		 スチール缶の選別	
_				電磁永磁併用吊	
				り下げ方式	
				びん及びペットボ	
				トルの手選別	
				直線ベルトコン	
				ベア式	
	I			1 1 1	

1	ı	1		T	
		紙パック	八幡西区	ストックヤード	
		及びトレ	洞北町7		
		イ	番10号		
北九州	市	プラスチ	小倉北区	揺動式ふるい	6 0 t /
市プラ		ック製容	西港町8	直線ベルトコン	1 2 時間
スチッ		器包装	6番地の	ンベア式	
ク資源			1 3		
化セン					
ター					
木材開	許可	廃木材	若松区南	ハンマー式	1 2 0 t
発株式	業者		二島五丁		/ 8 時間
会社の			目 3 番 2		
施設			号		
ホクザ	許可	廃木材	小倉北区	ハンマー式	7 0 0 t
イ運輸	業者	せん定枝	西港町7		/ 8 時間
株式会			2番地の		
社の施			3 2 、 3		
設			3, 34		
			、35及		
			び42		
梅﨑礦	許可	廃木材	門司区新	回転ナイフ式	1 8 t/
業株式	業者		門司三丁		8時間
会社の			目 6 7番		
施設			地 1 6		
株式会	許可	廃木材	門司区新	一軸破砕機	179.
社金田	業者		門司三丁	(自走式)	9 t / 8
商店の			目 6 7番	二軸破砕機	時間
施設			地 6 1	(自走式)	
株式会	許可	廃木材	小倉南区	回転ナイフ式	4 t / 8
社守恒	業者	せん定枝	大字堀越		時間
造園建			483番		
設の施			地の1及		
設			び510		
			番地の1		
•	•	•	•	•	•

株式会 管理者 協設 本くず 機維くず 制理 2 5 番 地 門司区新 門司三丁 目 2 5 番 地 二軸破砕機 用司三丁 同面医新 地 4 4 . 2 上 1 5 時間 株式会 整業者 協設 許可 業者 機維くず 機維くず 機維くず 機維くず 機能で式会 業者 門司区新 門司三丁 目 5 2 番 地 二輪本包機 下縮梱包機 下縮 1 1 4 . 7 七 / 5 時間 株式会 業者 地 計 水銀体式 会 施設 紙くず 業者 子号 油圧プレス式 高派二丁 目 7 号 1 0 0 t / 8 時間 北地 方号 計 水銀本工 計 水銀体温 計 水銀血圧 計 計 水銀血圧 計 計 水銀血圧 計 計 水銀血圧 計 計 水銀血圧 計 計 水銀血圧 計 計 水銀血圧 計 計 水銀血圧 計 計 水銀 業者 日機機 高 る の 1 7 破砕機 大 の 1 2 番 地 の 1 7 破砕機 大 の 1 2 番 地 の 1 7 破砕機 大 2 9 6 . 一 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大						
商会の施設 繊維くず 目 2 5 番 圧縮相包機 地 門 1 4 . 株式会 許可	株式会	許可	木くず	門司区新	二軸破砕機	44.2
施設 地	社野原	業者	紙くず	門司三丁	一軸破砕機	t / 5 時
株式会 許可 木くず 門司区新 二軸式破砕機 114. 社野原 業者 紙くず 月司三丁 接縮相包機 7 t / 5 時間 施設 株式会 許可 地 100 t / 8 時間 株式会 許可 紙くず 小倉北区 高浜二丁 100 t / 8 時間 施設 計算者 小倉北区 市業者 60 t / 5 時間 株式会 許可 本名 本名 本名 100 t / 8 時間 株式会 許可 本名 本名 本の地での施設 23.9 株式会 許可 本名 本名 本の地での主 11.00 t / 8 時間 大原本式会社の施設 許可 本名 本の主 本の主 11.00 t / 8 時間 大房 一次番4 本名 本の主 11.00 t / 8 時間 本の主 本の主 本の主 本の主 11.00 t / 7 を持定 本の施設 本の主 本の主 本の主 11.00 t / 7 を持定 本の施設 本の主 本の主 11.00 t / 7 を持定 本の主 本の施設 本の主 本の主 本の主 11.00 t / 7 を持定 本の施設 本の主 本	商会の		繊維くず	目 2 5 番	圧縮梱包機	間
世野原 業者 紙(ず 門司三丁 繊維(です 目52番 地	施設			地		
商会の 施設	株式会	許可	木くず	門司区新	二軸式破砕機	1 1 4.
施設	社野原	業者	紙くず	門司三丁	圧縮梱包機	7 t / 5
株式会 社坪井 商店の 施設 許可 業者 紙くず 月号 油圧プレス式 高浜二丁 目 7番4 7号 1000 人 8時間 北九資 源株式 会社の 施設 許可 業者 紙くず 業者 小倉北区 青葉一丁 目 2番7 号 油圧プレス式 5時間 600 t/ 5時間 株式会 設 イ・リ ライツ の施設 許可 水銀体温 計 水銀血圧 計 水銀血圧 計 水銀血圧 計 水銀血圧 計 水銀血圧 計 水銀血圧 計 水銀血圧 計 水銀血圧 計 水銀血圧 計 水銀血圧 計 水銀血圧 計 水銀血圧 計 水倉北区 養別機 スクリュー型 の17 水銀一式 は / 12時 間 ハンマー式 九州メ 業者 月機器 東物(電 気冷蔵電気 冷凍庫を 除く済を 底 く。使 用済 り ー 次 り の施設 296. 1 t/5 時間 大力 り の り り り り り り り り り り り り り り り り り	商会の		繊維くず	目 5 2 番		時間
社坪井 商店の 施設 業者 同店の 施設 高浜二丁 目 7番4 7号 /8時間 北九資 源株式 会社の 施設 許可 業者 会社の 施設 紙くず 業者 一次電池 大衆電池 大衆は体温 計 大銀体温 日 2番地 りライツ の施設 油圧プレス式 5時間 60 t / 5時間 株式会 子 子 子 子 子 子 り ライツ の施設 許 十 大銀体温 日 2番地 か 大銀血圧 計 大衆銀血圧 計 大衆銀血圧 計 大水銀血圧 計 大水銀血圧 計 大水銀血圧 計 大水銀 大水銀 大水銀 大水銀血圧 計 大水銀 大海 大海 大海 大海 大海 大海 大海 大海 大海 大海 大海 大海 大海	施設			地		
商店の 施設 目7番4 7号 北九資 源株式 会社の 施設 許可 業者 会社の 施設 紙くず 事業一丁 目2番7 号 油圧プレス式 5時間 60 t / 5時間 株式会 業者 イ・リ ライツ の施設 許 一次電池 水銀体温 62番地 計 水銀血圧 計 外銀血圧 計 料 の17 水銀血圧 計 大銀血圧 計 大銀金社 の2番地 の17 水銀本型 所被 機 (和)ンマー式 23.9 t / 12時 間 (和)ンマー式 九州メ 業者 用機物(電 気冷蔵庫 及び電気 冷凍庫を 除く。使 用済FR P船 使用済パ ーソナル 296. 38機 380 380 380 380 380 380 380 380 380 380	株式会	許可	紙くず	小倉北区	油圧プレス式	1 0 0 t
施設	社坪井	業者		高浜二丁		/ 8 時間
北九資 許可 紙くず 小倉北区	商店の			目7番4		
源株式 業者 青葉一丁目2番7房 5時間 株式会 許可 蛍光管 若松区響 湿式二軸せん断破 砕機 式スクリュー型 が銀体温 62番地の17 破砕機 が式スクリュー型 が水銀血圧計 かかまる 円機器廃 西港町6 選別機 深会社の施設 112時間 九州メ 許可 特定家庭 財機器廃 棄物(電 気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。使用済下RP船 使用済パーソナル 2番地4 磁機 1 t / 5 時間	施設			7号		
会社の施設 間2番7 房 株式会 許可 蛍光管 若松区響 混式二軸せん断破 23.9 仕ジェ イ・リ	北九資	許可	紙くず	小倉北区	油圧プレス式	6 0 t/
# 株式会 許可 蛍光管 若松区響 湿式二軸せん断破 2 3 . 9 社ジェ 業者 一次電池 ボ銀体温 ち 式スクリュー型 / 1 2 時 間 が か銀血圧 計 が銀血圧 計 株 銀血圧 計 株 銀	源株式	業者		青葉一丁		5 時間
株式会 許可 蛍光管 若松区響 湿式二軸せん断破 2 3 . 9 せジェ	会社の			目 2 番 7		
社ジェ 業者 一次電池 水銀体温 お銀体温 お銀体温 計 水銀体温 計 水銀血圧 対 水銀血圧 計 水銀血圧 対 水 銀ー 大 水	施設			号		
イ・リライツの施設 水銀体温 62番地 の17 破砕機 の17 破砕機 の17 破砕機 ハンマー式 間	株式会	許可	蛍光管	若松区響	湿式二軸せん断破	23.9
ライツの施設 計水銀血圧計 の17 破砕機 ハンマー式 間 九州メ 許可 特定家庭 タル株業者 用機器廃産 西港町6 選別機 式会社の施設 296. 東物(電 2番地4 磁選機 ふるい機 ふるい機 トーソナル 1 t / 5 時間	社ジェ	業者	一次電池	町一丁目	砕機	t
の施設 水銀血圧 計 ハンマー式 九州メ 許可 特定家庭 タル株 業者 用機器廃 乗物(電 気冷蔵庫 及び電気 冷凍庫を 除く。使 用済FR P船 使用済パ ーソナル 小倉北区 破砕機 ると 、一ツナル 296. 1 t / 5 時間	イ・リ		水銀体温	6 2 番地	乾式スクリュー型	/12時
計 計 九州メ 許可 特定家庭	ライツ		計	の17	破砕機	間
九州メ 許可 特定家庭 タル株 業者 用機器廃 西港町6 選別機 式会社 の施設 1 t / 5 時間 夕ル株 業者 用機器廃 乗物(電 気冷蔵庫 及び電気 冷凍庫を除く。使用済FR P船 使用済パーソナル カーソナル	の施設		水銀血圧		ハンマー式	
タル株 業者 用機器廃棄物(電棄物(電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。使用済FRP船使用済パーソナル 選別機			計			
式会社の施設 乗物(電 気冷蔵庫 気冷蔵庫 及び電気 冷凍庫を除く。使用済FR P船 使用済パーソナル 1 <td< td=""><td>九州メ</td><td>許可</td><td>特定家庭</td><td>小倉北区</td><td>破砕機</td><td>2 9 6.</td></td<>	九州メ	許可	特定家庭	小倉北区	破砕機	2 9 6.
の施設 気冷蔵庫 及び電気 冷凍庫を 除く。使 用済FR P船 使用済パーソナル	タル株	業者	用機器廃	西港町6	選別機	1 t / 5
及び電気 冷凍庫を 除く。使 用済FR P船 使用済パ ーソナル	式会社		棄物(電	2番地4	磁選機	時間
冷凍庫を除く。使用済 F RP船使用済パーソナル	の施設		気冷蔵庫		ふるい機	
除く。使 用済FR P船 使用済パ ーソナル			及び電気			
用済 F R P 船 使用済パ ーソナル			冷凍庫を			
P船 使用済パ ーソナル			除く。使			
使用済パーソナル			用済FR			
ーソナル			P船			
			使用済パ			
コンピュ			ーソナル			
			コンピュ			

		ーター			
		使用済自			
		動二輪車			
# n *	新司	小型家電	せから郷	てけ 7.h. +666	0.00
西日本	許可	特定家庭	若松区響	破砕機	2 9 2.
家電リ	業者	用機器廃	町一丁目	選別機	8 t / 2
サイク		棄物	62番地	磁選機	4 時間
ル株式				減容機 	
会社の					
施設					
株式会	許可	家庭用電	若松区響	縦型一軸せん断式	38.4
社リサ	業者	化製品(町一丁目	油圧プレス式	1 t / 2
イクル		特定家庭	6 2 番地		4時間
テック		用機器廃	の13及		
の施設		棄物を除	び14		
		⟨ 。)			
九州製	許可	紙	八幡東区	パルパー	1 3 5 t
紙株式	業者		大字前田		/ 2 4 時
会社の			2 1 4 2		間
施設			番地の1		
株式会	許可	紙	若松区響	横型ハンマー式	90.1
社西日	業者		町一丁目	縦型せん断式	t / 5 時
本ペー			6 2 番地	油圧プレス式	間
パーリ					
サイク					
ルの施					
設					
株式会	許可	紙	若松区南	油圧プレス式	1 0 2 t
社丸清	業者		二島四丁		/ 5 時間
の施設			目2番1		
			8号		
有限会	許可	かん、び	若松区響	アルミ缶の選別	96t/
社KA	業者	ん、ペッ	町一丁目	高磁力回転ドラ	2 4 時間
$RS\mathcal{O}$			62番地	ム方式	1 101
		1 3, 1 /*		-1/1/24	

施設		及び紙コップ	の19	スチール缶の選別 おり下げ磁石方式 びん、ペットボの び紙コップの 手選別 直線ベルトコンベア式	
西日本	許可	ペットボ	若松区響	フレーク処理	98.3
ペット	業者	トル	町一丁目	ペレット処理	t / 2 4
ボトル			6 2 番地		時間
リサイ					
クル株					
式会社					
の施設		_			
日本製	許可	プラスチ	八幡東区	破砕機	2 1 6 t
鉄株式	業者	ック製容	大字前田	選別機	/ 2 4 時
会社の		器包装	2 1 4 5	減容成形機	間
施設			番地の2		
三菱マ	許可	焼却灰	八幡西区	水洗設備	1 2 0 t
テリア	業者		洞南町1	ロータリーキルン	
ル株式			番1号	式焼成炉	間
会社の					
施設					
北九州	許可	ばいじん	戸畑区牧	水洗設備	1 1 6 t
アッシ	業者		山五丁目	ロータリーキルン	/24時
ュリサ			1番1号	式乾燥炉	間
イクル					
システ					
ムズ株					
式会社					
の施設					
日本磁	許可	小型家電	若松区響	小型家電	小型家電
力選鉱	業者	二次電池	町一丁目	回転式破砕	4 2 . 5

株式会			7 9 番地	磁力選別	t / 5 時
社の施			の4、5	ふるい選別	間
設			, 6, 7	二次電池	二次電池
			、8及び	蒸気加熱式熱分	4.5 t
			9	解炉	/24時
					間
山光金	許可	小型家電	若松区響	二軸破砕機	69.9
属株式	業者		町一丁目	シュレッダー	t / 5 時
会社の			13番地	分級選別	間
施設			4		
楽しい	許可	食品廃棄	若松区向	粉砕機	4.5 t
株式会	業者	物	洋町10	脱水機	/ 24時
社			番地1		間

エ リサイクルの推進、地域全体のゼロ・エミッションの実現及び循環型社会構築に資するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条に基づき、本市が承諾した場合に広域的な受入れ処理を行うことができる再資源化施設の概要

施設名	処理	再資源化	所在地	処理方式	処理能力
	する	対象物			
	者				
日明か	市	ペットボ	小倉北区	ペットボトルの手	52.5
んびん		トル	西港町9	選別	t / 5 時
資源化			6番地の	直線ベルトコン	間
センタ			2	ベア式	
<u> </u>					
本城か	市	ペットボ	八幡西区	ペットボトルの手	6 3 t /
んびん		トル	洞北町7	選別	5時間
資源化			番10号	直線ベルトコン	
センタ				ベア式	
<u> </u>					
北九州	市	プラスチ	小倉北区	揺動式ふるい	6 0 t /
市プラ		ック製容	西港町8	直線ベルトコン	12時間
スチッ		器包装	6番地の	ベア式	
ク資源			1 3		

センタ					
	* =		*************************************) (-	1.0.0.4
木材開	許可	廃木材	若松区南	ハンマー式	1 2 0 t
発株式	業者		二島五丁		/ 8 時間
会社の			目3番2		
施設			号		
ホクザ	許可	廃木材	小倉北区	ハンマー式	7 0 0 t
イ運輸	業者	せん定枝	西港町7		/ 8 時間
株式会			2番地の		
社の施			3 2 、 3		
設			3, 34		
			、35及		
			び42		
株式会	許可	蛍光管	若松区響	湿式二軸せん断破	23.9
社ジェ	業者	一次電池	町一丁目	砕機	/12時
イ・リ		水銀体温	6 2 番地	乾式スクリュー型	間
ライツ		計	の17	破砕機	
の施設		水銀血圧		ハンマー式	
		計			
株式会	許可	家庭用電	若松区響	縦型一軸せん断式	38.4
社リサ	業者	化製品(町一丁目	油圧プレス式	1 t/2
イクル		特定家庭	6 2 番地		4 時間
テック		用機器廃	の13及		
の施設		棄物を除	び14		
		⟨ 。)			
有限会	許可	かん、び	若松区響	アルミ缶の選別	9 6 t /
社KA	業者	ん、ペッ	町一丁目	高磁力回転ドラ	2 4 時間
$RS\mathcal{O}$		トボトル	6 2 番地	ム方式	
施設		及び紙コ	1 9	スチール缶の選別	
		ップ		吊り下げ磁石方	
				式	
				びん、ペットボト	
				ル及び紙コップの	
				手選別	
I	I	1	1	1	I I

				直線ベルトコン	
				ベア式	
九州製	許可	紙	八幡東区	パルパー	1 3 5 t
紙株式	業者		大字前田		/ 2 4 時
会社の			2 1 4 2		間
施設			番地の1		
三菱マ	許可	焼却灰	八幡西区	水洗設備	1 2 0 t
テリア	業者		洞南町1	ロータリーキルン	/ 2 4 時
ル株式			番 1 号	式焼成炉	間
会社の					
施設					
北九州	許可	ばいじん	戸畑区牧	水洗設備	1 1 6 t
アッシ	業者		山五丁目	ロータリーキルン	/ 2 4 時
ュリサ			1番1号	式乾燥炉	間
イクル					
システ					
ムズ株					
式会社					
の施設					

(2) 持ち出し、収集運搬の方法等及び量

アブス

区分	収集	収集区	収集	持ち出し及び	収集運搬する量	処分の
	する	域の範	回数	収集運搬の方		方法
	者	囲		法		
家庭	市	市全域	週 2	ポリ袋ステー	176,000	焼却
ごみ			回	ション方式に	t	
				より収集する		
				。排出者は、		
				収集日当日の		
				午前8時30		
				分までに市長		
				が指定する袋		
				に入れて所定		
				の家庭ごみス		

				テーションに			
				持ち出す。			
				※ふれあい収			
				集にあっては			
				、週1回戸別			
				収集する。排			
				出者は、収集			
				日当日の午前			
				8時30分ま			
				でに市長が指			
				定する袋に入			
				れて所定の場			
				所に持ち出す			
				0			
資源	市	市全域	週 1	ポリ袋ステー	6, 800) t	選別処
化物			旦	ション方式に			理の後
(7)				より収集する			再資源
ん及				。排出者は、			化
びび				収集日当日の			
んに				午前8時30			
限る				分までに市長			
。)				が指定する袋			
				に入れて所定			
				の資源化物ス			
				テーションに			
				持ち出す。			
				※ふれあい収			
				集にあっては			
				、週1回戸別			
				収集する。排			
				出者は、収集			
				日当日の午前			
				8時30分ま			
1							

I	I	I	I	1	I	
				定する袋に入		
				れて所定の場		
				所に持ち出す		
				0		
資源	市	市全域	週 1	ポリ袋ステー	2, 300 t	選別処
化物			回	ション方式に		理の後
(~				より収集する		再資源
ット				。排出者は、		化
ボト				収集日当日の		
ルに				午前8時30		
限る				分までに市長		
。)				が指定する袋		
				に入れて所定		
				の資源化物ス		
				テーションに		
				持ち出す。		
				※ふれあい収		
				集にあっては		
				、週1回戸別		
				収集する。排		
				出者は、収集		
				日当日の午前		
				8時30分ま		
				でに市長が指		
				定する袋に入		
				れて所定の場		
				所に持ち出す		
				0		
資源	市	市全域	週 1	ポリ袋ステー	7, 200 t	選別処
化物			回	ション方式に		理の後
(プ				より収集する		再資源
ラス				。排出者は、		化
チッ				収集日当日の		
ク製				午前8時30		
1	ı	1	ı	I	ı	ı I

容もにる)				分がにのテ持※集、収出日で定れ源シ出れあ1すは日にすて化ョすあつ回る、の市る所物ン。いて戸。収午長袋定スに 収は別排集前		
				8時30分ま でに市長が指 ch 2 45 1		
				定する袋に入れて形字の担		
				れて所定の場		
	市	市全域	 随時	。 拠点回収方式	2 2 0 t	選別処
化物	114	113 7.3	NG	により収集す		理の後
(紙				る。排出者は		再資源
パッ				、回収拠点の		化
ク及				回収ボックス		
びト				に投入する。		
レイ						
に限						
る。						
)						
資源	市	市全域	随時	拠点回収方式	1 6 0 t	再資源
化物				により収集す		化
(/]\				る。排出者は		
物金				、回収拠点の		
属に				回収ボックス		
限る				に投入する。		

。)						
資源	市	市全域	随時	拠点回収方式	7 0 t	再資源
化物				により収集す		化
(水				る。排出者は		
銀使				、蛍光管又は		
用廃				水銀使用廃製		
製品				品(蛍光管を		
に限				除く。)ごと		
る。				に設置する回		
)				収拠点の回収		
				ボックスに投		
				入等する。		
資源	市	市全域	随時	拠点回収方式	1 0 t	再資源
化物				により収集す		化
(小				る。排出者は		
型家				、回収拠点の		
電に				回収ボックス		
限る				に投入する。		
。)						
粗大	市	市全域	月 1	戸別収集方式	3, 800 t	1 焼
ごみ			回 ((馬島及び藍		却
(特			ただ	島については		2 破
定家			し、	、ステーショ		砕し
庭用			引越	ン方式)によ		、鉄
機器			ごみ	り収集する。		類を
廃棄			につ	(1) 一般		回収
物を			いて	収集にあっ		した
除く			は必	ては、排出		後焼
。)			要に	者は、一般		却
			応じ	収集の処理		3 小
			てそ	手数料に見		型家
			の都	合った額の		電の
			度、	北九州市粗		一部
			馬島	大ごみ処理		を選

及び	手数料納付	別し
藍島	券に氏名又	、再
につ	は受付番号	資源
いて	を記入の上	化
は年	、粗大ごみ	
6 回	に明確に分	
)	かるように	
	貼付して、	
	粗大ごみ受	
	付センター	
	で受け付け	
	た場所に持	
	ち出す。	
	(2) 特別	
	収集にあっ	
	ては、排出	
	者は、特別	
	収集に見合	
	った額の北	
	九州市粗大	
	ごみ処理手	
	数料納付券	
	に氏名又は	
	受付番号を	
	記入の上、	
	粗大ごみに	
	明確に分か	
	るように貼	
	付して、粗	
	大ごみ受付	
	センターの	
	指示に従っ	
	て、市に引	
	き渡す。	

動物の死機排出 市全域 投票			T	T	1		, ,
本名	動物	市、	市全域	必要	飛散流出しな	5,100個	焼却
で記される	の死	排出		に応	い方法		
可業者 市全域 必要 飛散流出しない方法 4,800 t 1 規 との他 市全域に応じてのを都度 一次方法 1 却 かんびびッボルを別理後資化 確 2 かんびびッボルを別理後資化 確 4 立 機 日間 排出 者及 市全域と応応に応じての方法 2 砂 一次活出しない方法 1 5 8,000 0 1 規 日間 排出 者及 1 5 8,000 0 1 規 規 日で 1 5 8,000 0 1 規 規 1 2 被 2 被	体	者及		じて			
者 1 市全域 心要 に応じて その 都度 に応じて その 都度 に応じて その 都度 別理後資化 の再源化 強し類回し後 類型 した焼 埋 立 放子法 自己 排出 者及 ごみ び許 市全域 必要 飛散流出しな 158,000 1 類 短 の		び許		その			
その他 市全域 に応じてでのを変しにできる。 飛散流出しなりが大法 4,8000 t 1 規却のような。 と応じてのを変したでのを変します。 2 かんびツボル選処の再源化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		可業		都度			
他 に応じてのを都度 い方法 1 を別理後資化 2 かん びみペトトを別理後資化 3 砕鉄を収た焼 型 4 立 焼 型 2 対 型 4 立 乗 2 が カ 法 4 立 乗 2 が カ 乗 4 立 乗 2 が カ 乗 4 立 乗 2 が カ 乗 4 立 乗 2 が カ 乗 <		者					
自己 排出 市全域 2	その	市	市全域	必要	飛散流出しな	4, 800 t	1 焼
自己 者及 一方 本の 一方 一次	他			に応	い方法		却
新度 部度 びみでいる でのできない				じて			2 カュ
自己 排出 市全域 必要に応 でか方法 158,000 12 焼 知 が許 でみ で方法 1 158,000 12 焼 知 2 破				その			ん、
自己 排出 市全域 必要に応 でか方法 158,000 12 焼 おおり 2 破				都度			びん
日本 1							及び
トルを選別処理の 後漢原化 3 確し 数を収し 数値 1 5 8,000 1 焼 担 立て 日己 排出 市全域 必要 飛散流出しな 1 5 8,000 1 焼 知 2 破 で 2 破 で 2 破							ペッ
自己 排出 者及 市全域 必要 飛散流出しな 158,000 1 原生 担 担 上 担 上							トボ
開発 開発 開発 開発 開発 開発 開発 開発							トル
自己 排出 者及 市全域 必要 飛散流出しな t 158,000 1 万 度 1 が許 1 が方法 1 を の で で で で で で で で で で で で で で で で で で							を選
自己 排出 者及 市全域 必要 飛散流出しな 158,000 1 焼 却 2 破 ごみ び許 での で							別処
自己 排出 者及 市全域 必要 に応 じて 飛散流出しな 158,000 1 焼 却 2 破 1 5 8,000 1 対							理の
Recomplement of the content of t							後再
自己 排出 市全域 必要 飛散流出しな 158,000 1 焼 搬入 者及 に応 い方法 t 却 2 破							資源
自己 排出 市全域 必要 飛散流出しな 158,000 1 焼 粉 次の で い方法 158,000 1 焼 却 2 破 は応 い方法 は 2 破							化
自己 排出 市全域 必要 飛散流出しな 158,000 1 焼 知 に応 い方法 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で							3 破
自己 排出 者及 市全域 必要 飛散流出しな 158,000 1 焼 1 が許 が方法 1 を回収した後 焼却 4 埋立て 1 58,000 1 焼 2 破 2 破							砕し
自己 排出 市全域 必要 飛散流出しな 158,000 1 焼 搬入 者及 に応 い方法 t 却 ごみ び許 じて で 2 破							鉄類
自己 排出 市全域 必要 飛散流出しな 158,000 1 焼 搬入 者及 に応 い方法 t 却 ごみ び許 じて で 2 破							を回
自己 排出 市全域 必要 飛散流出しな 158,000 1 焼 搬入 者及 に応 い方法 t 却 ごみ び許 じて して 2 破							収し
自己 排出 市全域 必要 飛散流出しな 158,000 1 焼 搬入 者及 に応 い方法 t 却 ごみ び許 じて して 2 破							た後
自己 排出 市全域 必要 飛散流出しな 158,000 1 焼 搬入 者及 に応 い方法 t 却 ごみ び許 じて この 2 破							焼却
自己 排出 市全域 必要 飛散流出しな 158,000 1 焼 搬入 者及 に応 い方法 t 却 ごみ び許 じて この 2 破							4 埋
搬入 者及 に応 い方法 t 却 ごみ び許 じて 2 破							立て
ごみ び許 じて 2 破	自己	排出	市全域	必要	飛散流出しな	1 5 8, 0 0 0	1 焼
	搬入	者及		に応	い方法	t	却
(特 可業 その 砕し	ごみ	び許		じて			2 破
	(特	可業		その			砕し

定家	者		477 由				、鉄
	11111111111111111111111111111111111111		都度				
庭用							類を
機器							回収した
廃棄							した
物並							後焼
びに							却
事業							3 埋
活動							立て
に伴							
って							
排出							
され							
る資							
源化							
可能							
な紙							
くず							
及び							
木く							
ずを							
除く							
。)							
許可	排出	市全域	必要	飛散流出しな	1 2,	5 0 0 t	再資源
業者	者及		に応	い方法			化
処理	び許		じて				
ごみ	可業		その				
(廃	者		都度				
木材							
及び							
せん							
定枝							
に限							
る。							
)							

許可	市、	市全域	必要	飛散流出しな	4, 000 t	再資源
業者	排出		に応	い方法		化
処理	者及		じて			
ごみ	び許		その			
(紙	可業		都度			
に限	者					
る。						
)						
許可	許可	市全域	必要	飛散流出しな	9 0 0 t	再資源
業者	業者		に応	い方法		化
処理			じて			
ごみ			その			
(食			都度			
品廃						
棄物						
に限						
る。						
)						

注1 家庭ごみの持ち出しに使用する市長が指定する袋

区分	材質	容量	色、文字等	製造者
大袋	高密度	4 5 L	無色半透明	市
	ポリエ		北九州市家庭ごみ用指定袋(
	チレン		大)その他市長が指定する文	
			字等	
中袋	高密度	3 0 L	無色半透明	市
	ポリエ		北九州市家庭ごみ用指定袋(
	チレン		中)その他市長が指定する文	
			字等	
小袋	高密度	2 0 L	無色半透明	市
	ポリエ		北九州市家庭ごみ用指定袋(
	チレン		小)その他市長が指定する文	
			字等	
特小袋	高密度	1 0 L	無色半透明	市
	ポリエ		北九州市家庭ごみ用指定袋(

チレン	特小)その他市長が指定する	
	文字等	

注2 資源化物(市長が別に定めたものを除く。)の持ち出しに使用する市長が指定する袋

区分	材質	容量	色、文字等	製造者
かん・	高密度	2 5 L	無色半透明	市
びん用	ポリエ		北九州市かん・びん用指定袋	
	チレン		その他市長が指定する文字等	
ペット	高密度	4 5 L	無色半透明	市
ボトル	ポリエ		北九州市ペットボトル用指定	
用(大	チレン		袋(大)その他市長が指定す	
袋)			る文字等	
ペット	高密度	2 5 L	無色半透明	市
ボトル	ポリエ		北九州市ペットボトル用指定	
用(小	チレン		袋(小)その他市長が指定す	
袋)			る文字等	
プラス	高密度	4 5 L	無色半透明	市
チック	ポリエ		北九州市プラスチック製容器	
製容器	チレン		包装用指定袋(大)その他市	
包装用			長が指定する文字等	
(大袋				
)				
プラス	高密度	2 5 L	無色半透明	市
チック	ポリエ		北九州市プラスチック製容器	
製容器	チレン		包装用指定袋(小)その他市	
包装用			長が指定する文字等	
(小袋				
)				

注3 家庭ごみ及び資源化物(かん、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装に限る。)の町ごとの収集曜日は、別表のとおりとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)の収集日については、排出者に別途周知する。

注4 ふれあい収集の対象者

家庭から出るごみ及び資源化物を自ら又は親族、地域住民、ボラン

ティア等の協力により、ステーションに持ち出すことが困難な者で 、次の各号のいずれかで構成される世帯

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規定による要介護認定において、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第48号)第1条第1項に規定する要介護2以上に該当すると認められた者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に規定する障害福祉サービスの受給認定を受けている者

注5 粗大ごみの一般収集及び特別収集の区分

区分	説明
一般収集	粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出された
	粗大ごみを収集すること。
特別収集	次項の表に掲げる者で構成される世帯に属する者の求め
	に応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを収集すること。

注6 粗大ごみの特別収集の対象者

区分	対象者
高齢者	満 6 5 歳以上の者
身体障害者	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4
	条に規定する身体障害者
知的障害者	児童相談所又は障害福祉センターにおいて知的障害者
	との判定を受けている者
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25
	年法律第123号)第5条に規定する精神障害者
傷病者	傷病又は疾病のため、一時的に体力の低下している者
妊産婦	妊婦又は産後8週間の期間にある者
年少者	満16歳未満の者
その他	その他体力の面から粗大ごみの持ち出しが困難と市長
	が認める者

注7 粗大ごみの特別収集の対象とならない物

- (1) 人手(3人)により持ち出すことができない物
- (2) 取外し作業、解体作業その他特別な作業を行わなければ、持ち出すことができない物

- 注8 収集運搬業については、現状の体制で市内で発生する一般廃棄物 を収集運搬する能力が充足しているため、基本的に新規の許可は行 わない。ただし、能力が不足する場合は、この限りではない。
- 注9 許可業者処理ごみ (紙に限る。) において、市が収集する物
 - (1) 市立小学校及び市立中学校から排出される紙パック
 - (2) 市立幼稚園、市立小学校、市立中学校及び特別支援学校から 排出される機密古紙

イ し尿及び浄化槽汚泥

(ア) 収集運搬及び処分の方法並びに量

区分	収集	収集区	収集	収集	収集運搬する	処分の方法
	する	域の範	回数	運搬	量	
	者	囲		の方		
				法		
市収	市	市全域	おお	バキ	6,000k	中継施設へ投
集し			むね	ュー	1	入後、浄化セ
尿			2 0	ム車		ンターへ圧送
			日に	によ		し、消化処理
			1回	る。		
自己	排出	市全域	必要	バキ	8,000k	中継施設へ投
搬入	者		に応	ュー	1	入後、浄化セ
し尿			じて	ム車		ンターへ圧送
			その	によ		し、消化処理
			都度	る。		
浄化	許可	市全域	必要	バキ	19,000	中継施設へ投
槽汚	業者		に応	ュー	k l	入後、浄化セ
泥			じて	ム車		ンターへ圧送
			その	によ		し、消化処理
			都度	る。		

注 浄化槽汚泥のうち馬島及び藍島から排出されるものについては、市及び許可業者が収集する。

(イ) 中継施設の概要

施設名	所在地	浄化センターへの
		圧送能力
西港し尿圧送所	小倉北区西港町24番地	250kl/日

皇后崎し尿投入所	八幡西区夕原町2番4号	500kl/目
----------	-------------	---------

(3) 中間処理

ア 処理施設の概要

施設名	処理す	処理	所在地	処理方式	処理能力
	る者	区分			
日明工	市	破砕	小倉北区西	横型回転式及び	横型回転式
場(粗			港町96番	せん断式	1 5 0 t/
大ごみ			地の 2		5 時間
資源化					せん断式
センタ					5 0 t / 5
<u>-)</u>					時間
新門司	市	焼却	門司区新門	シャフト炉式ガ	7 2 0 t /
工場			司三丁目7	ス化溶融炉	2 4 時間
			9番地		
日明工	市	焼却	小倉北区西	連続燃焼式	6 0 0 t /
場			港町96番		2 4 時間
			地の 2		
皇后崎	市	焼却	八幡西区夕	連続燃焼式	8 1 0 t /
工場			原町2番1		2 4 時間
			号		
光和精	許可業	焼却	戸畑区大字	ロータリーキル	廃プラスチ
鉱株式	者		中原46番	ン方式	ック類
会社の			地 9 3		64.4t
施設					/ 2 4 時間
(休止中					紙くず
)					1 1 2 t /
					2 4 時間
					木くず
					1 2 8 t /
					2 4 時間
					繊維くず
					1 1 2 t /
					2 4 時間
新門司	市	選別	門司区新門	ストックヤード	

工場			司三丁目7		
			9番地		
日明か	市	選別	小倉北区西	アルミ缶の選別	52.5t
んびん			港町96番	永久磁石回転	/ 5 時間
資源化			地の 2	プーリー式	
センタ				スチール缶の選	
				別	
				クロスベルト	
				角型電磁式	
				びん及びペット	
				ボトルの手選別	
				直線ベルトコ	
				ンベア式	
				紙パック及びトレ	イの選別
				ストックヤード	
本城か	市	選別	八幡西区洞	アルミ缶の選別	6 3 t / 5
んびん			北町7番1	永久磁石回転	時間
資源化			0 号	プーリー式	
センタ				スチール缶の選	
				別	
				電磁永磁併用	
				吊り下げ方式	
				びん及びペット	
				ボトルの手選別	
				直線ベルトコ	
				ンベア式	
				紙パック及びトレ	イの選別
				ストックヤード	
北九州	市	選別	小倉北区西	揺動式ふるい	6 0 t / 1
市プラ			港町86番	直線ベルトコ	2 時間
スチッ			地の13	ンベア式	
ク資源					
化セン					
ター					
<u> </u>	L	<u> </u>		<u> </u>	

イ 処理する量

(ア) ごみ

a 破砕

区分	処理する量
市収集ごみ	2, 900 t
自己搬入ごみ	7, 500 t
計	10,400 t

注 市収集ごみは、粗大ごみ及びその他

備考 上記以外に直方市の粗大ごみを搬入する。

b 焼却

区分	処理する量
市収集ごみ	184,000 t
自己搬入ごみ	148,000 t
計	3 3 2, 0 0 0 t
動物の死体	5,100個

注 破砕後の残さを含む。市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗 大ごみ及びその他

備考 上記以外に直方市、行橋市、みやこ町、中間市、芦屋町、水 巻町、岡垣町及び遠賀町の可燃ごみを搬入する。また、災害廃棄 物について、発生元の地方公共団体から北九州市に処理の要請が あり、北九州市又は許可業者の施設で処理が可能であると判断で きる場合は当該廃棄物を処理する。

c 選別

区分	処理する量
市収集資源化物	16,500 t

備考 上記以外に直方市の資源化物 (ペットボトル及びプラスチック製容器包装)を搬入する。

(イ) し尿

区分	処理する量
市収集し尿	6,000kl
自己搬入し尿	8,000kl
計	14,000kl

注 全量を浄化センターで消化処理する。

(4) 最終処分

ア 埋立処分

(ア) 処分場の概要

処分場名	響灘西地区廃棄物処分場
処理する者	市
所在地	若松区響町三丁目地先
埋立面積	3 7 1 , 1 5 0 m ²
全体容量	4 , 5 7 1 , 0 0 0 m 3
埋立区域	2区画
埋立方法	浮桟橋等による埋立て整地

(イ) 処分する量

区分	処理する量
市収集ごみ	2, 300 t
自己搬入ごみ	2, 500 t
焼却灰	42,000 t
計	46,800t

区	町名	家庭ごみ	プラスチック
			製容器包装
門司区	老松町、花月園、上本町、大字吉志(一部)、吉志一丁目(一	月曜日及び木	火曜日
	部)、吉志四丁目、吉志五丁目、吉志六丁目、吉志七丁目、吉	曜日	
	志新町一丁目、吉志新町二丁目、吉志新町三丁目、旧門司一丁		
	目、旧門司二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清		
	見一丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、清見佐夜町		
	(一部)、大字黒川(一部)、栄町、庄司町、谷町一丁目、谷		
	町二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、鳴竹一丁目(一部)、西		
	海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、錦町、大字畑(一		
	部)、畑田町、浜町、東本町一丁目、東本町二丁目、東港町、		
	東門司一丁目、東門司二丁目、法師庵、本町、丸山一丁目、丸		
	山二丁目(一部)、丸山三丁目、丸山四丁目、港町及び大字門		
	司		
	青葉台、泉ケ丘、稲積一丁目、稲積二丁目、梅ノ木町、上藤松	火曜日及び金	月曜日
	一丁目、上藤松二丁目、上藤松三丁目、上馬寄一丁目、上馬寄	曜日	
	二丁目、上馬寄三丁目、黄金町、小松町、下二十町、下馬寄、		
	社ノ木一丁目、社ノ木二丁目、新原町、大字大里(一部)、大		
	里新町、大里戸ノ上一丁目、大里原町、大里東一丁目、大里東		
	口、大里本町一丁目、大里本町二丁目、大里本町三丁目、大里		
	桃山町、高田一丁目、高田二丁目、中町、西新町一丁目、西新		
	町二丁目、原町別院、東新町一丁目、東新町二丁目、東馬寄、		
	光町一丁目、光町二丁目、藤松一丁目、藤松二丁目、藤松三丁		
	目、不老町一丁目、不老町二丁目、別院、松原一丁目、松原二		
	丁目、松原三丁目、緑ケ丘、桃山台、柳原町、柳町一丁目、柳		
,	町二丁目、柳町三丁目及び柳町四丁目		
	大字伊川、大字今津、大久保一丁目、大久保二丁目、大久保三		木曜日
	丁目、大字大積、奥田一丁目、奥田二丁目、奥田三丁目、奥田		
	四丁目、奥田五丁目、風師一丁目、風師二丁目、風師三丁目、		
	風師四丁目、春日町、片上海岸、片上町、上二十町、大字吉志		
	(一部)、吉志一丁目(一部)、吉志二丁目、吉志三丁目、北		
	川町、大字喜多久、清滝一丁目、清見佐夜町(一部)、葛葉一		
	丁目、葛葉二丁目、葛葉三丁目、大字黒川(一部)、黒川西一		
	丁目、黒川西二丁目、黒川西三丁目、黒川東一丁目、黒川東二		
	丁目、小森江一丁目、小森江二丁目、小森江三丁目、大字猿喰、		
	寺内一丁目、寺内二丁目、寺内三丁目、寺内四丁目、寺内五丁		
	目、大字白野江、白野江一丁目、白野江二丁目、白野江三丁目、		
	白野江四丁目、城山町、新開、新門司一丁目、新門司二丁目、		

	新門司三丁目、新門司北一丁目、新門司北二丁目、新門司北三 丁目、瀬戸町、大字大里(一部)、大里桜ケ丘、大里戸ノ上二		
	丁目、大里戸ノ上三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里東二丁目、		
	」日、八里戸ノエニ」日、八里戸ノエ四」日、八里宋二」日、		
	大皇宋二丁日、大皇宋四丁日、大皇宋五丁日、大皇元明、同初 町、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦一丁目、田野浦二丁目、		
	田野浦三丁目、田野浦海岸、大字恒見、恒見町、永黒一丁目、		
	永黒二丁目、中二十町、鳴竹一丁目(一部)、鳴竹二丁目、大		
	字畑(一部)、羽山一丁目、羽山二丁目、大字柄杓田、柄杓田		
	町、広石一丁目、広石二丁目、二夕松町、松崎町、丸山二丁目		
	(一部)、丸山吉野町、南本町、元清滝及び矢筈町		
小倉北区	青葉一丁目、青葉二丁目、足原一丁目、足原二丁目、愛宕一丁		/ 火曜日
	目、愛宕二丁目、泉台一丁目、泉台二丁目、泉台三丁目、泉台	曜日	
	四丁目、板櫃町、鋳物師町、金田三丁目、上到津二丁目(一部)、		
	木町二丁目、木町三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁		
	目、清水四丁目、清水五丁目、霧ケ丘一丁目、霧ケ丘二丁目、		
	霧ケ丘三丁目、金鶏町、熊本一丁目、熊本二丁目、熊本三丁目、		
	熊本四丁目、黒原一丁目、黒原二丁目、黒原三丁目、黄金二丁		
	目、菜園場一丁目、菜園場二丁目、皿山町、篠崎一丁目(一部)、		
	下到津一丁目、下到津四丁目、下到津五丁目、白銀二丁目、新		
	高田一丁目、新高田二丁目、高尾一丁目、竪林町、中井口(一		
	部)、西港町(一部)、日明一丁目、日明二丁目、日明三丁目、		
	日明四丁目、日明五丁目、東篠崎一丁目(一部)、東篠崎三丁		
	目、東港一丁目、東港二丁目、平松町、弁天町、真鶴一丁目、		
	真鶴二丁目、緑ケ丘一丁目、緑ケ丘二丁目及び緑ケ丘三丁目		
	赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁		金曜日
	目、大字足原、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、大田町、		
	大手町、大畠一丁目、大畠二丁目、大畠三丁目、金田一丁目、		
	金田二丁目、上富野一丁目、上富野二丁目、上富野三丁目、上		
	富野四丁目、上富野五丁目、香春口一丁目、神岳一丁目、神岳		
	二丁目、貴船町、木町一丁目、木町四丁目、黄金一丁目、小文		
	字一丁目、小文字二丁目、山門町、下富野一丁目、下富野二丁		
	目、下富野三丁目、下富野四丁目、下富野五丁目、寿山町、城		
	内、昭和町、白銀一丁目、神幸町、末広一丁目、末広二丁目、		
	須賀町、砂津一丁目、砂津二丁目、砂津三丁目、大門一丁目、		
	 大門二丁目、高浜一丁目、高浜二丁目、竪町一丁目、竪町二丁		
	 目、田町、常盤町、大字富野、富野台、中島一丁目、中島二丁		
	 目、長浜町、馬借一丁目(一部)、馬借二丁目(一部)、原町		
	一丁目、原町二丁目、妙見町、室町一丁目、室町二丁目、室町		
	三丁目及び吉野町		
I	I	I	ı I

浅野一丁目、浅野二丁目、浅野三丁目、朝日ケ丘、井堀一丁目、	火曜日及び金	月曜日
井堀二丁目、井堀三丁目、井堀四丁目、井堀五丁目、魚町一丁	曜日	
目、魚町二丁目、魚町三丁目、魚町四丁目、宇佐町一丁目、宇		
佐町二丁目、江南町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、片野一丁		
目、片野二丁目、片野三丁目、片野四丁目、片野五丁目、上到		
津一丁目、上到津二丁目(一部)、上到津三丁目、上到津四丁		
目、香春口二丁目、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、京		
町四丁目、米町一丁目、米町二丁目、紺屋町、堺町一丁目、堺		
町二丁目、三郎丸三丁目、下到津二丁目、下到津三丁目、白萩		
町、親和町、船頭町、船場町、高見台、高峰町、中井一丁目、		
中井二丁目、中井三丁目、中井四丁目、中井五丁目、中井口(一		
部)、中井浜、中津口一丁目、中津口二丁目、西港町(一部)、		
萩崎町、馬借一丁目(一部)、馬借二丁目(一部)、馬借三丁		
目、古船場町、三萩野一丁目、三萩野二丁目、三萩野三丁目、		
都一丁目、都二丁目及び明和町		
今町一丁目、今町二丁目、今町三丁目、片野新町一丁目、片野		木曜日
新町二丁目、片野新町三丁目、熊谷一丁目、熊谷二丁目、熊谷		
三丁目、熊谷四丁目、熊谷五丁目、黒住町、三郎丸一丁目、三		
郎丸二丁目、重住三丁目、篠崎一丁目(一部)、篠崎二丁目、		
篠崎三丁目、篠崎四丁目、篠崎五丁目、城野団地、高尾二丁目、		
高坊一丁目、高坊二丁目、東篠崎一丁目(一部)、東篠崎二丁		
目、東城野町、南丘一丁目、南丘二丁目、南丘三丁目及び若富		
士町		
安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田	月曜日及び木	火曜日
二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田	曜日	
六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、		
葛原五丁目、葛原高松一丁目、葛原高松二丁目、葛原本町一丁		
目(一部)、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁		
目、葛原本町五丁目、重住一丁目、重住二丁目、下城野一丁目、		
下城野二丁目、下城野三丁目(一部)、城野一丁目、城野二丁		
目、城野三丁目、城野四丁目、中吉田一丁目、中吉田二丁目、		
中吉田三丁目、中吉田四丁目、中吉田五丁目(一部)、中吉田		
六丁目、西水町、蜷田若園一丁目、蜷田若園二丁目、蜷田若園		
三丁目、沼新町一丁目、沼新町二丁目、沼新町三丁目、沼本町		
一丁目、沼本町二丁目、沼本町三丁目、沼本町四丁目、沼緑町		
一丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町四丁目、沼緑町		
五丁目、八幡町、春ケ丘(一部)、東水町、富士見一丁目、富		
士見二丁目、富士見三丁目、湯川一丁目、湯川二丁目、湯川三		
丁目、湯川四丁目、湯川五丁目、湯川新町一丁目、湯川新町二		
丁目、湯川四丁目、湯川五丁目、湯川新町一丁目、湯川新町二 丁目、湯川新町三丁目、湯川新町四丁目、大字吉田、吉田にれ		

石田町、石田南一丁目、石田南二丁目、石田南三丁目、大字石 原町、大字市丸、大字井手浦、大字合馬、大字長行(一部)、 大字頂吉、隠蓑、大字隠蓑、上石田一丁目、上石田二丁目、上 石田三丁目、上石田四丁目、上曽根一丁目、上曽根二丁目、上 曾根三丁目、上曾根四丁目、上曾根五丁目、上曾根新町、上貫 一丁目、上貫二丁目、上貫三丁目、企救丘一丁目、企救丘二丁 目、企救丘三丁目、企救丘四丁目(一部)、大字木下、大字朽 網、朽網西一丁目、朽網西二丁目、朽網西三丁目、朽網西四丁 目、朽網西五丁目、朽網西六丁目、朽網東一丁目、朽網東二丁 目、朽網東三丁目、朽網東四丁目、朽網東五丁目、朽網東六丁 目、葛原東一丁目、葛原東二丁目、葛原東三丁目、葛原東四丁 目、葛原東五丁目、葛原東六丁目、葛原本町一丁目(一部)、 葛原本町六丁目、葛原元町一丁目、葛原元町二丁目、葛原元町 三丁目、大字小森、大字志井(一部)、下石田一丁目、下石田 二丁目、下石田三丁目、下曽根一丁目、下曽根二丁目、下曽根 三丁目、下曽根四丁目、下曽根新町、下貫一丁目、下貫二丁目、 下貫三丁目、下貫四丁目、新曽根、大字新道寺、大字曽根、曽 根北町、大字曽根新田、曽根新田北一丁目、曽根新田北二丁目、 曾根新田北三丁目、曽根新田北四丁目、曽根新田北五丁目、曽 根新田北六丁目、曽根新田北七丁目、曽根新田南一丁目、曽根 新田南二丁目、曽根新田南三丁目、曽根新田南四丁目、大字高 津尾、大字田代、田原一丁目、田原二丁目、田原三丁目、田原 四丁目、田原五丁目、田原新町一丁目、田原新町二丁目、田原 新町三丁目、大字辻三、津田一丁目、津田二丁目、津田三丁目、 津田四丁目、津田五丁目、津田新町一丁目、津田新町二丁目、 津田新町三丁目、津田新町四丁目、津田南町、大字道原、大字 徳吉、徳吉南一丁目、徳吉南二丁目、徳吉南三丁目(一部)、 徳吉南四丁目、中曽根一丁目、中曽根二丁目、中曽根三丁目、 中曽根四丁目、中曽根五丁目、中曽根六丁目、中曽根新町、中 曾根東一丁目、中曽根東二丁目、中曽根東三丁目、中曽根東四 丁目、中曽根東五丁目、中曽根東六丁目、中貫一丁目、中貫二 丁目、中貫本町、大字長野、長野一丁目、長野二丁目、長野三 丁目、長野東町、長野本町一丁目、長野本町二丁目、長野本町 三丁目、長野本町四丁目、西貫一丁目、西貫二丁目、大字貫、 貫弥生が丘一丁目、貫弥生が丘二丁目、貫弥生が丘三丁目、貫 弥生が丘四丁目、沼南町一丁目、沼南町二丁目、沼南町三丁目、 葉山町一丁目(一部)、大字春吉、東貫一丁目、東貫二丁目、 東貫三丁目、平尾台一丁目、平尾台二丁目、平尾台三丁目、舞 ケ丘一丁目、舞ケ丘二丁目、舞ケ丘三丁目、舞ケ丘四丁目、舞 ケ丘五丁目、舞ケ丘六丁目、南若園町、大字母原、八重洲町、

	山手三丁目、大字山本、大字横代、横代北町一丁目、横代北町二丁目、横代北町三丁目、横代東町三丁目、横代東町三丁目、横代東町三丁目、横代東町三丁目、横代東町三丁目、横代南町二丁目、横代南町五丁目及で大字呼野 大字石田、大字長行(一部)、長行西一丁目、長行西二丁目、長行西三丁目、長行西四丁目、長行西五丁目、長行東一丁目、長行東二丁目、長行東三丁目、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目、志井三丁目、末井二丁目、志井二丁目、志井二丁目、志井二丁目、志井二丁目、志井二丁目、志井二丁目、志井二丁目、志井二丁目、志井二丁目、志井二丁目、高野二丁目、高野三丁目、高野二丁目、高野二丁目、高野三丁目、徳吉東三丁目、徳吉東二丁目、徳吉東三丁目、徳吉東三丁目、徳吉東三丁目、徳吉東三丁目、徳吉東三丁目、徳古東二丁目、徳古東三丁目、徳古東二丁目、徳古東三丁目、徳古東三丁目、徳古三丁目、徳古三丁目、徳古三丁目、徳古三丁目、徳力二丁目、徳力二丁目、徳力二丁目、徳力二丁目、徳力二丁目、徳力五丁目、徳力一丁目、徳力二丁目、徳力二丁目、徳力二丁目、徳力二丁目、徳力二丁目、徳力二丁目、徳力二丁目、長尾三丁目、横代南町五丁目、横代南町五丁目、横代南町五丁目、横八東町五丁目、東町五丁目、横八東町五丁目、横八東町五丁目、東江東町五丁目、東江東町五丁目、東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江東江	火曜日及び金曜日	月曜日
	長尾六丁目、大字堀越、大字南方、南方一丁目、南方二丁目、		
	南方三丁目、南方四丁目及び南方五丁目 企救丘四丁目(一部)、企救丘五丁目、企救丘六丁目、北方一		木曜日
	丁目、北方二丁目、北方三丁目、北方四丁目、北方五丁目、志		ν, ν, μ., ι
	徳一丁目、志徳二丁目、下城野三丁目(一部)、下吉田一丁目、		
	下吉田二丁目、下吉田三丁目、下吉田四丁目、星和台一丁目、		
	星和台二丁目、中吉田五丁目(一部)、葉山町一丁目(一部)、		
	葉山町二丁目、葉山町三丁目、春ケ丘(一部)、日の出町一丁		
	目、日の出町二丁目、守恒一丁目、守恒二丁目、守恒三丁目、		
	守恒四丁目、守恒五丁目、守恒本町一丁目、守恒本町二丁目、		
生から	守恒本町三丁目、山手一丁目及び山手二丁目	日明ロエッド十	<u></u> 火曜日
若松区	老松一丁目、老松二丁目、大井戸町(一部)、北浜一丁目、北 浜二丁目、北湊町(一部)、桜町、高須東一丁目、高須東二丁	月曜日及び木曜日	八唯日
	供一」日、礼侯叫 (7年日	
	目、高須南三丁目、高須南四丁目、高須南五丁目、中川町、西		
	園町(一部)、白山一丁目(一部)、浜町一丁目、浜町二丁目、		
	浜町三丁目、本町一丁目、本町二丁目及び本町三丁目		
	赤崎町(一部)、栄盛川町(一部)、上原町(一部)、北湊町		金曜日
	(一部) 、響南町、小石本村町(一部)、下原町(一部)、高		
	須西二丁目(一番)、波打町、西小石町、原町、東小石町、ひ		
	びきの南一丁目(一部)、深町一丁目(一部)及び深町二丁目		
	(一部)		

	青葉台西一丁目、青葉台西二丁目、青葉台西三丁目、青葉台西	火曜日及び金	月曜日
	四丁目、青葉台西五丁目、青葉台西六丁目、青葉台東一丁目、	曜日	
	青葉台東二丁目、青葉台南一丁目、青葉台南二丁目、青葉台南		
	三丁目、赤崎町(一部)、大字蜑住、大字有毛、大字安瀬、大		
	字安屋、大字大鳥居、大字小竹、大字乙丸、上原町(一部)、		
	鴨生田一丁目、鴨生田二丁目、鴨生田三丁目、鴨生田四丁目、		
	大字小石、小石本村町(一部)、小糸町、大字小敷、小敷ひび		
	きの一丁目、小敷ひびきの二丁目、小敷ひびきの三丁目、迫田		
	町、大字塩屋、塩屋一丁目、塩屋二丁目、塩屋三丁目、塩屋四		
	丁目、下原町(一部)、大字高須、高須北一丁目、高須北二丁		
	目、高須北三丁目、高須西一丁目、高須西二丁目(一部)、大		
	字竹並、棚田町、大字頓田、中畑町、大字畠田、畠田三丁目、		
	花野路一丁目、花野路二丁目、花野路三丁目、大字払川、ひび		
	きの、ひびきの北、ひびきの南一丁目、ひびきの南二丁目、響		
	町一丁目及び宮前町		
	赤岩町、赤島町、今光一丁目、今光二丁目、今光三丁目、栄盛		木曜日
	川町(一部)、大池町、大井戸町(一部)、大谷町、片山一丁		
	目、片山二丁目、片山三丁目、上原町(一部)、くきのうみ中		
	央、久岐の浜、新大谷町、大字修多羅、修多羅一丁目、修多羅		
	二丁目、修多羅三丁目、童子丸一丁目、童子丸二丁目、西園町		
	(一部)、西天神町、西畑町、白山一丁目(一部)、白山二丁		
	目、白山三丁目、畠田一丁目、畠田二丁目、畑谷町、東畑町、		
	東二島一丁目、東二島二丁目、東二島三丁目、東二島四丁目、		
	東二島五丁目、深町一丁目(一部)、深町二丁目(一部)、藤		
	ノ木一丁目、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、大字二島、二島一		
	丁目、二島二丁目、二島三丁目、二島四丁目、二島五丁目、二		
	島六丁目、古前一丁目、古前二丁目、南二島一丁目、南二島二		
	丁目、南二島四丁目、宮丸一丁目、宮丸二丁目、山手町、山ノ		
	堂町、百合野町、用勺町及び和田町		
八幡東区	河内一丁目、河内二丁目、河内三丁目及び田代町	月曜日及び木	金曜日
		曜日	
	大字尾倉、尾倉一丁目、尾倉二丁目、尾倉三丁目、神山町、祇	火曜日及び金	月曜日
	園一丁目、祗園二丁目、祗園三丁目、祗園四丁目、祗園原町、	曜日	
	清田一丁目(一部)、清田二丁目、清田三丁目、清田四丁目、		
	大字小熊野、山路一丁目(一部)、山路松尾町、昭和三丁目、		
	槻田一丁目、槻田二丁目、天神町、西台良町、西本町一丁目、		
	西本町二丁目、西本町三丁目、西本町四丁目、花尾町、春の町		
	一丁目、春の町二丁目、春の町三丁目、春の町四丁目、春の町		
	五丁目、東台良町、平野三丁目、帆柱一丁目、帆柱二丁目、帆		
	柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、前田一丁目、前田二丁目、		
	前田三丁目、松尾町、桃園一丁目、桃園二丁目、桃園三丁目及		

	び桃園四丁目		
	荒手一丁目、荒手二丁目、荒生田一丁目、荒生田二丁目、荒生		木曜日
	田三丁目、石坪町、猪倉町、祝町一丁目、祝町二丁目、枝光一		
	丁目、枝光二丁目、枝光三丁目、枝光四丁目、枝光五丁目、枝		
	光本町、大字大蔵、大蔵一丁目、大蔵二丁目、大蔵三丁目、大		
	谷一丁目、大谷二丁目、大平町、大宮町、勝山一丁目、勝山二		
	丁目、上本町一丁目、上本町二丁目、川淵町、清田一丁目(一		
	部)景勝町、山路一丁目(一部)、山路二丁目、山王一丁目、		
	山王二丁目、山王三丁目、山王四丁目、昭和一丁目、昭和二丁		
	目、白川町、末広町、諏訪一丁目、諏訪二丁目、高見一丁目、		
	高見二丁目、高見三丁目、高見四丁目、高見五丁目、竹下町、		
	茶屋町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中尾一丁目、		
	中尾二丁目、中尾三丁目、中畑一丁目、中畑二丁目、西丸山町、		
	羽衣町、八王寺町、東田二丁目、東田三丁目、東鉄町、東丸山		
	町、東山一丁目、東山二丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、		
	日の出三丁目、藤見町、宮田町、宮の町一丁目、宮の町二丁目		
	及び豊町		
八幡西区	相生町、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、穴生一丁目、	月曜日及び木	火曜日
	穴生二丁目、穴生三丁目、穴生四丁目、大字一瀬、市瀬一丁目、	曜日	
	市瀬二丁目、市瀬三丁目、大畑町、岡田町、御開一丁目、御開		
	二丁目、御開三丁目、御開四丁目、御開五丁目、大字上上津役、		
	上上津役一丁目、上上津役二丁目、上上津役三丁目、上上津役		
	四丁目、上上津役五丁目、上上津役六丁目、岸の浦一丁目、岸		
	の浦二丁目、貴船台、京良城町、熊西一丁目、熊西二丁目、皇		
	后崎町、河桃町、紅梅三丁目、紅梅四丁目、小鷺田町、大字小		
	嶺、小嶺二丁目(一部)、小嶺三丁目、幸神一丁目、幸神二丁		
	目、幸神三丁目、幸神四丁目、桜ケ丘町、陣原一丁目、陣原二		
	丁目、陣原三丁目、陣原四丁目、陣原五丁目、陣山一丁目(一		
	部)、陣山二丁目(一部)、陣山三丁目、瀬板一丁目、瀬板二		
	丁目、清納一丁目、清納二丁目、星和町、鷹の巣一丁目、鷹の		
	巣二丁目、鷹の巣三丁目、竹末一丁目、竹末二丁目、茶売町、		
	千代ケ崎一丁目、千代ケ崎二丁目、千代ケ崎三丁目、筒井町、		
	鉄王一丁目、鉄王二丁目、鉄竜一丁目、鉄竜二丁目、洞北町、		
	中須一丁目、鳴水町、西王子町、西川頭町、西神原町、西鳴水		
	一丁目、西鳴水二丁目、西曲里町、萩原一丁目、萩原二丁目、		
	萩原三丁目、東王子町、東川頭町、東神原町、東鳴水一丁目、		
	東鳴水二丁目、東鳴水三丁目、東鳴水四丁目、東鳴水五丁目、		
	東曲里町、引野一丁目、引野二丁目、引野三丁目、樋口町、平		
	尾町、別所町、別当町、本城一丁目、本城三丁目、本城四丁目、		
	本城五丁目、本城東一丁目、本城東二丁目、本城東三丁目、本		

城東四丁目、本城東五丁目、本城東六丁目、町上津役東一丁目、

町上津役東二丁目、町上津役東三丁目、南王子町、南八千代町、 元城町、山寺町、夕原町、力丸町(一部)、割子川一丁目及び 割子川二丁目

大字浅川、浅川一丁目、浅川二丁目、浅川学園台一丁目、浅川 学園台二丁目、浅川学園台三丁目、浅川学園台四丁目、浅川台 一丁目、浅川台二丁目、浅川台三丁目、浅川日の峯一丁目、浅 川日の峯二丁目、浅川日の峯三丁目、浅川日の峯四丁目、浅川 町、大字穴生、泉ケ浦一丁目、泉ケ浦二丁目、泉ケ浦三丁目、 医生ケ丘、上の原一丁目、上の原二丁目、上の原三丁目、上の 原四丁目、大字永犬丸、永犬丸一丁目、永犬丸二丁目、永犬丸 三丁目、永犬丸四丁目、永犬丸五丁目、永犬丸西町一丁目、永 犬丸西町二丁目、永犬丸西町三丁目、永犬丸西町四丁目、永犬 丸東町一丁目、永犬丸東町二丁目、永犬丸東町三丁目、永犬丸 南町一丁目、永犬丸南町二丁目、永犬丸南町三丁目、永犬丸南 町四丁目、永犬丸南町五丁目、大浦一丁目、大浦二丁目、大浦 三丁目、大平一丁目、大平二丁目(一部)、大平台、沖田一丁 目、沖田二丁目、沖田三丁目、沖田四丁目、沖田五丁目、折尾 一丁目、折尾二丁目、折尾三丁目、折尾四丁目、折尾五丁目、 春日台一丁目、春日台二丁目、春日台三丁目、春日台四丁目、 春日台五丁目、春日台六丁目、北鷹見町、楠木一丁目、楠木二 丁目、光明一丁目、光明二丁目、さつき台一丁目、さつき台二 丁目、里中一丁目、里中二丁目、里中三丁目、三ケ森一丁目、 三ケ森二丁目、三ケ森三丁目、三ケ森四丁目、下上津役一丁目、 下上津役二丁目、下上津役三丁目、下上津役四丁目、下上津役 元町、自由ケ丘、松寿山一丁目、松寿山二丁目、松寿山三丁目、 大膳一丁目、大膳二丁目、鷹見台一丁目、鷹見台二丁目、鷹見 台三丁目、鷹見台四丁目、東筑一丁目、東筑二丁目、塔野一丁 目、塔野二丁目、塔野三丁目、友田一丁目、友田二丁目、友田 三丁目、長崎町、中須二丁目、中の原一丁目、中の原二丁目、 中の原三丁目、西折尾町、大字則松、則松一丁目、則松二丁目、 則松三丁目、則松四丁目、則松五丁目、則松六丁目、則松七丁 目、則松東一丁目、則松東二丁目、東折尾町、日吉台一丁目、 日吉台二丁目、日吉台三丁目、藤原一丁目、藤原二丁目、藤原 三丁目、藤原四丁目、船越一丁目(一部)、北筑一丁目、北筑 二丁目、北筑三丁目、堀川町、大字本城(一部)、本城二丁目、 町上津役西一丁目、町上津役西二丁目、町上津役西三丁目(一 部)、町上津役西四丁目(一部)、的場町、丸尾町、三ツ頭一 丁目、三ツ頭二丁目、光貞台一丁目、光貞台二丁目、光貞台三 丁目、南鷹見町、美原町、美吉野町、森下町、八枝一丁目、八 枝二丁目、八枝三丁目、八枝四丁目、八枝五丁目、養福寺町、

金曜日

力丸町(一部)、若葉一丁目、若葉二丁目及び若葉三丁目

池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、石坂一丁目、石坂二丁 火曜日及び金 月曜日 目、石坂三丁目、岩崎一丁目、岩崎二丁目、岩崎三丁目、岩崎三丁目、岩崎三丁目、大平二丁目(一部)、大平三丁目、香月中央一丁目、香月中央二丁目、香月中央三丁目、香月中央四丁目、香月中央五丁目、香月西一丁目、香月西二丁目、香月西三丁目、香月西	
四丁目、大平二丁目(一部)、大平三丁目、香月中央一丁目、 香月中央二丁目、香月中央三丁目、香月中央四丁目、香月中央 五丁目、香月西一丁目、香月西二丁目、香月西三丁目、香月西	
香月中央二丁目、香月中央三丁目、香月中央四丁目、香月中央五丁目、香月西一丁目、香月西二丁目、香月西三丁目、香月西	
五丁目、香月西一丁目、香月西二丁目、香月西三丁目、香月西	
四丁目、上香月一丁目、上香月二丁目、上香月三丁目、上香月	
四丁目、吉祥寺町、楠北一丁目、楠北二丁目、楠北三丁目、大	
字楠橋、楠橋上方一丁目、楠橋上方二丁目、楠橋下方一丁目、	
楠橋下方二丁目、楠橋下方三丁目、楠橋西一丁目、楠橋西二丁	
目、楠橋西三丁目、楠橋東一丁目、楠橋東二丁目、楠橋南一丁	- 1
目、楠橋南二丁目、熊手一丁目、熊手二丁目、熊手三丁目、黒	
崎一丁目、黒崎二丁目、黒崎三丁目、黒崎四丁目、黒崎五丁目、	
黒崎城石、紅梅一丁目、紅梅二丁目、小嶺一丁目、小嶺二丁目	
(一部)、小嶺台一丁目、小嶺台二丁目、小嶺台三丁目、小嶺	
台四丁目、大字木屋瀬、木屋瀬一丁目、木屋瀬二丁目、木屋瀬	
三丁目、木屋瀬四丁目、木屋瀬五丁目、下畑町(一部)、白岩	
町、陣山一丁目(一部)、陣山二丁目(一部)、菅原町、高江	
一丁目、高江二丁目、高江三丁目、高江四丁目、高江五丁目、	
田町一丁目、田町二丁目、茶屋の原一丁目、茶屋の原二丁目、	
茶屋の原三丁目、茶屋の原四丁目、千代一丁目、千代二丁目、	
千代三丁目、千代四丁目、千代五丁目、築地町、馬場山、馬場	
山西、馬場山原、馬場山緑、東石坂町、東浜町、藤田一丁目、	
藤田二丁目、藤田三丁目、藤田四丁目、船越一丁目(一部)、	
船越二丁目、船越三丁目、舟町、大字本城(一部)、本城学研	
台一丁目、本城学研台二丁目、本城学研台三丁目、町上津役西	
三丁目(一部)、町上津役西四丁目(一部)、真名子一丁目、	
真名子二丁目、椋枝一丁目、椋枝二丁目、屋敷一丁目、屋敷二	
丁目及び八千代町	
楠橋南三丁目、大字金剛、金剛一丁目、金剛二丁目、金剛三丁 木曜日	
目、金剛四丁目、大字笹田、下畑町(一部)、大字野面、野面	
一丁目、野面二丁目、大字畑、馬場山東一丁目、馬場山東二丁	
目、馬場山東三丁目、星ケ丘一丁目、星ケ丘二丁目、星ケ丘三	
丁目、星ケ丘四丁目、星ケ丘五丁目、星ケ丘六丁目及び星ケ丘	
七丁目	
牧山一丁目、牧山二丁目、牧山三丁目、牧山四丁目、牧山海岸、 月曜日及び木 火曜日	
牧山新町、丸町一丁目、丸町二丁目及び丸町三丁目曜日	
浅生一丁目、浅生二丁目(一番)、浅生三丁目、沖台一丁目、 金曜日	
沖台二丁目、観音寺町、椎ノ木町、正津町、新川町、菅原一丁	
目、菅原二丁目、菅原三丁目、菅原四丁目、高峰一丁目、高峰	
二丁目、高峰三丁目、西大谷一丁目、西大谷二丁目、西鞘ケ谷	

戸畑区

町、初音町、東大谷一丁目、東大谷二丁目及び東大谷三丁目		
旭町、浅生二丁目(一部)、一枝一丁目、一枝二丁目、一枝三	火曜日及び金	木曜日
丁目、一枝四丁目、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町、銀座	曜日	
一丁目、銀座二丁目、小芝一丁目、小芝二丁目、小芝三丁目、		
金比羅町、幸町、境川一丁目、境川二丁目、沢見一丁目、沢見		
二丁目、三六町、汐井町、新池一丁目、新池二丁目、新池三丁		
目、仙水町、千防一丁目、千防二丁目、千防三丁目、土取町、		
天神一丁目、天神二丁目、天籟寺一丁目、天籟寺二丁目、大字		
中原、中原西一丁目、中原西二丁目、中原西三丁目、中原東一		
丁目、中原東二丁目、中原東三丁目、中原東四丁目、中本町、		
東鞘ケ谷町、福柳木一丁目、福柳木二丁目、南鳥旗町、明治町、		
元宮町、夜宮一丁目、夜宮二丁目及び夜宮三丁目		

[※]かん・びん及びペットボトルの町ごとの収集曜日は、水曜日とする。

北九州市告示第105号

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示

北九州市中小企業融資制度要綱(昭和44年北九州市告示第55号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次の1号を加える。

(11) 事業承継資金

第8条第1項中「別に定める借入申込書に、市長が指定する手続により」を「保証協会が指定する書式の借入申込書に所定の事項を記入し、市長が」に、「から第8号」を「、第4号及び第6号から第9号」に、「同項第9号」を「同項第5号の資金にあっては市長に、同項第10号及び第11号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により借入申込書及び書類(以下「借入申込書等」という。) の提出を受けた商工会議所は、借入申込書等の書類審査及び金融機関への送 付を行うものとする。

第8条第3項中「前項第1号」を「第1項」に、「より関係書類」を「より借入申込書等の提出を受け、又は前項の規定により借入申込書等」に、「貸付審査、関係書類」を「借入申込書等の書類審査、貸付審査、借入申込書等」に、「を行う」を「及び融資の申込みを受け付けた旨の市長への報告を行う」に改め、同条第4項中「第2項第2号又は」を削り、「関係書類」を「借入申込書等」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「第21条第2項」を「第32条第2項」に 改める。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(事業承継資金)

- 第20条 事業承継資金は、中小企業者における代表者の死亡等に起因する事業の承継(以下この条において「事業承継」という。)に伴い、事業承継を実施する中小企業者等に必要な資金を融資することにより、事業承継の円滑化を図り、もって中小企業者の事業活動の継続に資することを目的として、次に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 融資対象者 市税を滞納していない次のアからウまでのいずれかに 該当する者とする。

ア 市内に事務所又は事業所を有し、かつ、現に事業を営んでいる中小企

- 業者で、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するもの
 - (ア) 国の全国統一保証制度である事業承継特別保証制度要綱(中小企業庁制定令和元年12月17日付中庁第4号)に定める保証制度の対象となる中小企業者
 - (イ) 3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する中小企業 者
 - (ウ) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までの間に事業承継 を実施した中小企業者であって、当該事業承継の日から3年を経過し ていないもの
 - (エ) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号。以下「経営承継円滑化法」という。)第13条第1項に規定する経営承継関連保証の対象となる者として保証協会が経営承継関連保証事務取扱要領(福岡県信用保証協会制定平成20年9月19日付け)で定める中小企業者
 - (オ) 経営承継円滑化法第13条第3項に規定する経営承継準備関連保証の対象となる者として保証協会が経営承継準備関連保証事務取扱要領(福岡県信用保証協会制定平成30年7月9日付け)で定める中小企業者
- イ 市内に事務所又は事業所を有し、かつ、現に事業を営んでいる中小企業者の代表者で、経営承継円滑化法第13条第2項に規定する特定経営承継関連保証の対象となる者として保証協会が特定経営承継関連保証事務取扱要領(福岡県信用保証協会制定平成30年4月1日付け)で定めるもの
- ウ 市内居住者で、かつ、事業を営んでいない個人で、経営承継円滑化法 第13条第4項に規定する特定経営承継準備関連保証の対象となる者と して保証協会が特定経営承継準備関連保証事務取扱要領(福岡県信用保 証協会制定平成30年7月9日付け)で定めるもの
- (2) 資金の使途 運転資金及び設備資金とする。
- (3) 融資限度額 1融資対象者につき2億円以内とする。
- (4) 融資利率 金融機関の定める率とする。
- (5) 融資期間
 - ア 運転資金は、120月(12月間の据置期間を含む。)以内とする。
 - イ 設備資金は、180月(12月間の据置期間を含む。)以内(第1号ア(ア)に該当する者にあっては、120月(12月間の据置期間を含む。)以内)とする。

- (6) 担保及び保証人
 - ア担保は、必要に応じて徴する。
 - イ 保証人は、次に掲げるところによるものとする。
 - (ア) 第1号ア(ア)に該当する者については、徴しない。
 - (イ) 第1号ア(イ)及び(ウ)に該当する者については、当該者が 法人である場合にあっては原則として当該者の代表者を連帯保証人と し、当該者が個人である場合にあっては原則として徴しない。
 - (ウ) 第1号ア(エ)に該当する者については、保証協会が経営承継 関連保証事務取扱要領で定めるところによる。
 - (エ) 第1号ア(オ)に該当する者については、保証協会が経営承継 準備関連保証事務取扱要領で定めるところによる。
 - (オ) 第1号イに該当する者については、保証協会が特定経営承継関連保証事務取扱要領で定めるところによる。
 - (カ) 第1号ウに該当する者については、保証協会が特定経営承継準 備関連保証事務取扱要領で定めるところによる。
- (7) 信用保証 保証協会の保証に付し、保証料の率は、融資額に対して 年1.90パーセント以内(第1号ウに該当する者にあっては、1.15 パーセント以内)とする。
- (8) 返済方法 一括償還又は分割償還とする。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第13条各号列記以外の部分の改正規定は、令和2年3月31日から施行する。

北九州市公告第217号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第42条第1項第4号の道路

2 指定年月日及び指定番号令和2年3月31日 第944906号

3 道路の位置、延長及び幅員

位	乙置	7.7 🖹 ()	幅員(m)	
起点	終点	延長(m)		
北九州市八幡西	北九州市八幡西			
区折尾五目13	区堀川町130	1 2 4 . 4	$18. 0 \sim 21. 4$	
08番地先	1-1番地先			

北九州市公告第218号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第 2条の2の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 供用を開始する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名 称	位置	区域
4 8 0 4	北九州市立舟尾山緑地	北九州市若松区ひびきの北	北九州市若松区ひびきの北の一部

2 供用開始の期日

令和2年3月31日

なお、供用開始に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園 管理課においてこの公告の日から2週間一般の縦覧に供する。 北九州市公告第219号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置 及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第7号)第14条の2の規定 により、次のとおり公告する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

公園番号	名 称	位置	区域
3 0 3 5	北九州市立大森公園	北九州市門司区大 里東一丁目3番及 び4番	北九州市門司区大 里東一丁目4番の 一部
3 5 4 0	北九州市立延命寺臨海公園	北九州市小倉北区 赤坂海岸1番、2 番及び3番	北九州市小倉北区 赤坂海岸1番の一 部
3 9 8 3	北九州市立中曽根西公園	北九州市小倉南区中曽根五丁目3番	北九州市小倉南区 中曽根五丁目3番 の一部

2 変更の期日

令和2年3月31日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理 課においてこの公告の日から2週間一般の縦覧に供する。 北九州市公告第220号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 パークプラザ三萩野 北九州市小倉北区吉野町10番20号
- 2 大規模小売店舗を設置する者 株式会社エフワイ 北九州市小倉南区上吉田四丁目14番22号 代表取締役 各務秀人
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前

吉野町商業ビル計画

北九州市小倉北区吉野町10番20号

変更後

パークプラザ三萩野

北九州市小倉北区吉野町10番20号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては代表者の氏名

変更前

株式会社エフワイ

北九州市小倉南区上吉田四丁目14番22号

代表取締役 各務夏実

変更後

株式会社エフワイ

北九州市小倉南区上吉田四丁目14番22号

代表取締役 各務秀人

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンキュードラッグ

北九州市門司区黒川西三丁目1番13号

代表取締役社長 平野健二

他1者

その他未定

変更後

株式会社サンキュードラッグ

北九州市門司区黒川西三丁目1番13号

代表取締役社長 平野健二

他1者

- 4 変更の年月日
 - (1) 前項第1号 平成26年12月1日
 - (2) 前項第2号 平成26年7月1日
 - (3) 前項第3号 平成30年10月1日
- 5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和2年3月18日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和2年7月31日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和2年7月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号

- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第221号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - JR九州小倉駅ビル

北九州市小倉北区浅野一丁目2番2号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社JR小倉シティ

北九州市小倉北区浅野一丁目1番1号

代表取締役社長 濱田真知子

- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては代表者の氏名

変更前

小倉ターミナルビル株式会社

北九州市小倉北区浅野一丁目1番1号

代表取締役社長 山下信二

変更後

株式会社JR小倉シティ

北九州市小倉北区浅野一丁目1番1号

代表取締役社長 濱田真知子

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社アズノゥアズ

東京都渋谷区富ヶ谷二丁目24番7号

代表取締役社長 浅見英理

他 9 9 者

変更後

株式会社アズノゥアズ 東京都渋谷区富ヶ谷二丁目 2 4 番 7 号 代表取締役社長 浅見英理 他 1 0 2 者

- 4 変更の年月日
 - (1) 前項第1号の商号 平成31年4月1日
 - (2) 前項第1号の代表者 令和元年6月26日
 - (3) 前項第2号 令和2年3月21日
- 5 変更する理由 営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日令和2年3月24日
- 7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和2年7月31日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和2年7月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第223号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定により、北九州港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和2年3月31日

北九州港港湾管理者 北九州市 代表者 北九州市長 北 橋 健 治

1 港湾計画の変更の概要

北九州港港湾計画の改訂の概要(平成24年北九州市公告第26号)によりその概要を公告した北九州港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画

岸壁

地区名	変更 前後 の別	水 深 (メートル)	バース 数	延 長 (メートル)	埠頭用地 (ヘクタ ール)
	44.	1 3	1	2 6 0	7
響灘東地区	前	1 0	1	1 7 0	(
	後	1 3	1	2 6 0	1 1
	1女	1 0	1	1 7 0	1 1

(2) 臨港交通施設計画

道路

名称	起点	終点	車線数
臨港道路響灘東埠頭2号道路	響灘東埠頭	響灘1号道路	4

(3) 土地造成及び土地利用計画

土地利用計画

地区名	面積(へク	フタール)	用途		
地区名	変更前	変更後			
	2 8	3 1	埠頭用地		
郷 琳 古 Hu IZ	4 8	4 7	港湾関連用地		
響灘東地区	1, 013	1, 011	工業用地		
	6 4	6 3	交通機能用地		

(4) 港湾の効率的な運営に関する事項

海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成 する区域

地区名	区域
響灘東地区	岸壁 水深13m 1バース 延長260m
音無米地区	埠頭用地 面積8ha

(5) その他重要事項

海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域の設定に伴い、港湾施設の規模や配置等の見直しの検討が必要であることから、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を設定する。

2 港湾計画の縦覧場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号北九州市港湾空港局港湾整備部計画課

北九州市訓令第3号

庁中一般

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係訓令の整備に 関する訓令

(北九州市職員出勤簿処理規程の一部改正)

第1条 北九州市職員出勤簿処理規程(昭和38年北九州市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員(特別職の職員及び臨時的任用職員を除く。以下同じ」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という」に、「にあって」を「において」に改め、「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第5条第1項第13号ア(ア)及び(イ)以外の部分中「に規定する週休日」を「の週休日」に改め、同号イ中「に規定する勤務を要しない日」を「の週休日」に改め、同号に次のように加える。

ウ 北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する規則(令和元年北九州市規則第37号。以下「規則」 という。)第4条第1項又は第2項の週休日

(ア) 日曜日

日

(イ) 土曜日

土

(ウ) 日曜日及び土曜日以外の週休日

週 休

エ 規則第4条第3項の週休日

週 休

第5条第1項第15号ア及びイ以外の部分中「第8条第1項」の次に「又は規則第14条第1項」を加え、同項第16号中「第8条第2項」の次に「又は規則第14条第3項」を加え、「代休日」を「休日に代わる日」に改め、同項第18号ア及びイ以外の部分中「第11号」を「第12号」に、「第22号から第26号まで」を「第23号から第27号まで」に改め、同項第20号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、「に規定する許可」を「の許可」に改め、同条第3項中「第10号ウ」の次に「、第11号」を加え、「又は第23号」を「、第23号又は第27号」に改める。

第7条中「第5条第1項第13号イ」を「第5条第1項第13号イからエまで」に、「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改める。

第9条第1項中「第1号様式」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的に任用された職員(以下「会計年度任用職員等」という。)以外の職員にあっては第1号様式、会計年度任用職員等にあっては第2号様式」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第2号様式」を「会計年度任用職員等以外の職員にあっては第3号様式、会計年度任用職員等にあっては第4号様式」に改め、同条第3項中「第8条第2項」を「前条第2項」に、「第3号様式」を「第5号様式」に改める。

第3号様式を第5号様式とし、第2号様式を第3号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式(第9条関係) 年 月 \mathbf{H} 服務に関する届出・申請・通知書 種別 (該当を○で囲む) 年次休暇·職免·特別休暇() 病気休暇・介護休暇・介護時間・育児時間・出張 研修 • 欠勤 所 属 課 職員番号・氏名 印 期間等 (該当個所に記入) 月 日 (曜)【1日・午前・午後・時間】 日 (曜)~ 月 日(月 曜) 日間 時 時 分、 時 時 分 分~ 時間 時間 分) 分) 時 時 分、 時 時 分 時間 時間 分) 分) 理由, 出張先・用件, 受講場所・内容等 出勤簿 管理者 係 長 合 整理印 課部局長 議 時季変更権 承 認 行 使 不承認 不 行 使

(日本産業規格 A6)

第1号様式の次に次の1様式を加える。

	近 人	E.											年	次	休 暇					年		度		年度
t	T A	βĘ;										前年度	繰越日	数	В	時間	出		無	給休				病休
裁異	番号・	氏名											付与日4	Ż.	Н	時間	勤	有	給 欠動	その他		年次休暇		介体
			10		-	10				To Co			合計	11.	Н	時間	<u> </u>			他!				他
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			特	承	特 休	使用	8	時間	
1	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	<u> </u>		<u> </u>	不	病体	展計	B	時間	介
																		公	\dashv	介体	残	E .		他
-	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	 		特	承	特 休	候品 使用	8	時間時間	痾
								2						1		/				純休	累計	日	時間	介
1	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			不	#	残	Е	時間	
																		企		介体	うち時間体	B	時間	他
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			特	承	特休	使用	Ħ	時間	痢
,			ļ							<u> </u>						/				病休	累計	E	時間	介
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				不	介体	残	B	時間	他
_	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	-	<u> </u>	公称	承	特 休	売品体 使用	<u> </u>	時間時間	de
	7	-	3	·F			1	0	1	10	11	12	1.5	14	147			41	-		累計	В	時間	
7	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		<u> </u>	不	病体	残		時間	介
															ŕ			公	\dashv	介体	うち降団体	B	時間	他
_	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	-		特	承	特 休	使用	B	時間	府
																/			1	相体	果計	В	時間	介
3	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			不	停 介体	残	В	時間	
																		公		STAN	うち 内閣係	В	時間	他
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			特	派	特 休	使用	В	時期	
,																				夠休	累計	В	時間	介
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				不	介体	残	н	時間	他
-	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	-	L,	公特	承	特 休	清 使用	E E	時間	du
	1	-	0	1	ľ	0	ľ	0	3	10	11	12	13	11	10		` '	40	-		累計	E E	時間	
0	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		-	不	病体	残	8	野間	îΥ
																		公	+	介体	ラス ラリカ の質体	B	時間	他
7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			特	承	特 休	使用	Н	時間	病
.																/		_		病体	累計	Ħ	時間	介
1	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				不	停 介体	残	日	時間	他
																		公			うち 時間体	В	時間	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	\		特	承	竹 体	使用	Ħ	時間	
2	16	17	18	19	20	27	90	22	24	loc.	ne.	07	00	00	20	27		_	+	病体	累計	H	時間	介
	10	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		公	不	李	残	日	時間	他
-	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	 		特	華	特 体	うち 専御休 使用	H H	時間時間	
							1										II` '	<u> </u>	-		累計	B	時間	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		_	不	柳休	残	H	時間	fΓ
																		公	+	介体	うち・	н	時間	ftis
7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			特	冰	特体	使用	В	時間	夠
																/			٦.	病体	無計	В	時間	介
1	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		\			不	停	残	E	時間	ter
																		公			うち 時間休	日	時間	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		()	特	承	特林	使用	H	時間	
3	16	17	10	10	90	21	20	00	94	ior	oc.	07	00	nn.	20	21			$\overline{}$	病体	製計		時間	介
	10	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		公	不	存 介体	残			t.
_										<u></u>							L	ne.			うち時候	8	時間	
Ä	要													記	李					合		計		
																		特	承	特体	使用	В	時間	
																			7	抱休	累計	В	時間	îr-
													-						不	停	残	В	時間	

(北九州市職員当直規程の一部改正)

第2条 北九州市職員当直規程 (昭和38年北九州市訓令第7号) の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定にもとづき、市の宿直および日直」を「及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年北九州市規則第37号)第11条の宿直勤務及び日直勤務」に改める。

第2条の見出しを「(当直者)」に改め、同条各号列記以外の部分中「当直員」を「当直を行う職員(以下「当直者」という。)」に改め、「長」の次に「(当直を行う庁舎の北九州市庁内管理規則(昭和47年北九州市規則第18号)第3条の管理責任者をいう。以下同じ。)」を加え、「または」を「又は」に、「、当てる」を「充てる」に改め、同条各号列記以外の部分ただし書中「一」を「いずれか」に、「ものは、当直勤務」を「者は、当直」に改め、同条第1号中「所属長(」を削り、「および」を「及び」に、「者)」を「者」に改め、同条第3号中「臨時的任用職員および」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、同法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的に任用された職員及び」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「当直員」を「当直者」に改め、同条 第2項中「よりがたい」を「より難い」に、「当直員」を「当直者」に改め る。

(北九州市職員記章規程の一部改正)

第3条 北九州市職員記章規程 (昭和38年北九州市訓令第21号) の一部を 次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(職員の定義)

第3条 この規程において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的に任用された職員を除く。)をいう。

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第4条 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の 一部を次のように改正する。

別表第2の2の表第15号中「臨時的任用(重要又は異例なものを除く。)」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に 規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の職の設定(重要又は異例なものを除く。)、任用及び退職」に改める。

別表第3の16の表を別表第3の17の表とし、別表第3の8の表から別表第3の15の表までを1表ずつ繰り下げる。

別表第3の7の表の局長の項第45号を削り、同項中第46号を第45号とし、第47号から第83号までを1号ずつ繰り上げ、同項第84号を削り、同項第85号中「介護保険法」の次に「(平成9年法律第123号)」を加え、同号を同項第83号とし、同項中第86号を第84号とし、第87号から第95号までを2号ずつ繰り上げ、同表の難病相談支援センター所長の項の次に次のように加える。

地域福祉推進課長

(1) 会計年度任用職員の職の設定(介護保険法第 58条第1項に規定する指定介護予防支援の業務に 従事する会計年度任用職員に係るものに限る。)

別表第3の7の表を別表3の8の表とし、別表第3の6の表を別表第3の7の表とし、別表第3の5の表を別表第3の6の表とする。

別表第3の4の表の副市長の項第1号を次のように改める。

- (1) 係員(地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的に任用された職員(以下「臨時的任用職員」という。)を除く。)のうち局長、室長、部長、課長、係長その他これらに準ずる職員以外のものをいう。次号及び第3号において同じ。)の任用配置別表第3の4の表の局長の項第3号を次のように改める。
- (3) 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職に属する職員(顧問弁護士を除く。)の職の設定 別表第3の4の表の総務部長の項第2号を次のように改める。
- (2) 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職に属する職員(顧問弁護士に限る。)の職の設定、任免及び退職 別表第3の4の表の人事部長の項第1号を次のように改める。
- (1) 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職に属する職員(顧問弁護士を除く。)の任免及び退職

別表第3の4の表の安全管理担当部長の項中「安全管理担当部長」を「安全管理担当参事」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例(昭和42年北九州市条例第50号)第3条第2項の規定による認定 別表第3の4の表の人事課長の項第1号を次のように改める。

(1) 会計年度任用職員の職の設定(重要なものに限る。)

別表第3の4の表の人事課長の項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 臨時的任用職員の任用配置及び退職

別表第3の4の表の給与課長の項第7号を次のように改める。

(7) 北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例第6条各号に掲げる補償の支給

別表第3の4の表を別表第3の5の表とし、別表第3の3の表の次に次の 1表を加える。

4 企画調整局に関する事項

専決権者	専決事項
国際政策課長	(1) 会計年度任用職員の職の設定(語学指導等を
	行う外国青年招致事業の国際交流員である会計年度
	任用職員に係るものに限る。)

(北九州市区長以下専決規程の一部改正)

第5条 北九州市区長以下専決規程 (昭和43年北九州市訓令第11号) の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表第15号中「臨時的任用(重要又は異例なものを除く。

)」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に 規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の職の設 定(重要又は異例なものを除く。)、任用及び退職」に改める。

(北九州市職員証に関する規程の一部改正)

第6条 北九州市職員証に関する規程(昭和43年北九州市訓令第21号)の 一部を次のように改正する。

第1条中「、職員(」の次に「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する」を加え、「臨時的任用職員」を「同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的に任用された職員」に改める。

(北九州市職員人事評価規程の一部改正)

第7条 北九州市職員人事評価規程(昭和43年北九州市訓令第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」を「同法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)」に、「ついて」を「関し」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「1月1日」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)については、市長が指定する期日)」を加え、同条第1号中「第6条第1項に規定する評価期間中に採用され、」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 地方公務員法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時 的に任用された職員

第5条各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「前条各号に掲げる職員及 び市長が指定した」に改め、「期日」の次に「(以下「特別評価実施日」と いう。)」を加え、同条各号を削る。

第6条第2項各号列記以外の部分中「に定めるとおり」を「の各号に定める職員の区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 第4条第1号の職員 採用の日から特別評価実施日の前日までの 期間
- (2) 前号の職員以外の職員 市長が別に定める期間 第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
- 2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の定期評価の評価期間は、 採用の日から当該定期評価の期日の前日までとする。

第7条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項、第3項及び前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の定期 評価の手続は評価及び確認とし、次条の勤務成績評価票の審査及び確認は 当該会計年度任用職員が所属する局区室の庶務担当課の課長が行うものと する。

第10条中「総務局長」の次に「(会計年度任用職員の評価票は、当該会計年度任用職員が所属する局区室の庶務担当課の課長)」を加える。

第11条第1項中「職員(」の次に「会計年度任用職員を除く。」を加える。

別表中

Γ							-
	係員	係長	課長	部長	局長	総務局長	を
Γ							
'	会計年度	係長	課長				
	任用職員						に
	係員	係長	課長	部長	局長	総務局長	

改める。

付 則

北九州市訓令第4号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程及び北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程及び北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第1条 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の 一部を次のように改正する。

別表第3の5の表中「収税課長」を「収税企画課長」に改める。

別表第3の13の表中「整備保全課長」を「整備課長」に改める。

別表第3の14の表中「警防部消防団・市民防災課長」を「消防団課長」 に改める。

(北九州市事業所長等専決規程の一部改正)

第2条 北九州市事業所長等専決規程(昭和43年北九州市訓令第12号)の 一部を次のように改正する。

別表第2の18の表中「区画整理事業課長」を「整備課長」に改める。 付 則

北九州市訓令第5号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の一部を 次のように改正する。

別表第3の13の表の港営部長の項中「第5条第1項」を「第5条」に改める。

付 則

北九州市訓令第6号

庁中一般

令和2年国勢調査北九州市実施本部設置規程を次のように定める。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

令和2年国勢調查北九州市実施本部設置規程

(設置)

- 第1条 令和2年国勢調査(以下「国勢調査」という。)を適正かつ円滑に実施するため、令和2年国勢調査北九州市実施本部(以下「本部」という。) を設置する。
- 2 各区に令和 2 年国勢調査区実施本部 (以下「区本部」という。) を設置する。

(組織)

第2条 本部に、次の部及び班を置く。

総務部

総務班

職員部

職員班

広報部

広報班

水面調査部

水面調查班

- 2 区本部に調査班を置く。
- 3 本部及び区本部に、必要に応じて参与を置くことができる。

(事務分掌)

第3条 本部の組織の事務分掌は、次のとおりとする。

総務部

総務班

- (1) 本部の庶務に関すること。
- (2) 国勢調査の実施のための計画(以下「実施計画」という。)の 策定、指導及び連絡調整に関すること。
- (3) 国勢調査指導員(以下「指導員」という。)及び国勢調査員(以下「調査員」という。)の候補者の推薦に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事務に付帯する事務及び他の部の所管に属しないこと。

職員部

職員班

- (1) 区本部の行う指導員の候補者(職員に限る。)の選考に対する支援に関すること。
- (2) 指導員及び調査員に任命された職員の服務に関すること。

広報部

広報班

(1) 国勢調査の広報に関すること。

水面調查部

水面調查班

- (1) 水面調査区に係る国勢調査の実施に関すること。
- 2 区本部の組織の事務分掌は、次のとおりとする。

調査班

- (1) 区本部の庶務に関すること。
- (2) 指導員及び調査員の候補者の選考に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 区内の国勢調査の実施に関すること。
- (5) 指導員及び調査員の指導並びにこれらの者との連絡に関すること
- (6) 国勢調査の関係書類の審査及び整理並びに結果の集計に関すること。
- (7) 前各号に掲げる事務に付帯する事務に関すること。

(職員)

- 第4条 本部に本部長及び副本部長、部に部長、本部の班に班長、副班長及び 部員を置く。
- 2 本部長は企画調整局事務担任副市長、副本部長は企画調整局長、総務部長は企画調整局政策部長、職員部長は総務局人事部長、広報部長は広報室長、水面調査部長は港湾空港局港営部長、総務班長は企画調整局政策部大規模調査担当課長、職員班長は総務局人事部人事課長、広報班長は広報室広報課長、水面調査班長は港湾空港局港営部業務担当課長の職にある者をもって充て、本部の副班長及び部員は、職員のうちから市長が命ずる。
- 3 区本部に区本部長及び区副本部長、区本部の班に班長、副班長及び部員を 置く。
- 4 区本部長は区長、区副本部長は区次長、調査班長は区役所総務企画課長の 職にある者をもって充て、区本部の副班長及び部員は、職員のうちから市長

が命ずる。

5 本部の参与は本部長が、区本部の参与は区本部長が指定する者をもって充 てる。

(職務等)

- 第5条 本部における本部長等の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 本部長は、市長の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - (2) 副本部長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮 監督し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務 を代理する。
 - (3) 部長、班長及び副班長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - (4) 部員は、上司の命を受け、担任事務を処理する。
- 2 区本部における区本部長等の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 区本部長は、本部長の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - (2) 区副本部長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督し、区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - (3) 班長及び副班長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員 を指揮監督する。
 - (4) 部員は、上司の命を受け、担任事務を処理する。
- 3 本部の参与は本部長が必要と認めるときに本部の、区本部の参与は区本部 長が必要と認めるときに区本部の事務の企画調整に参画する。

(会議)

- 第6条 本部に、総括会議及び班長会議を置く。
- 2 総括会議は、本部長、副本部長、区本部長、総務部長、職員部長、広報部 長、水面調査部長、本部の参与及び総務班長をもって構成し、国勢調査の推 進に関する基本的問題について検討し、調整する。
- 3 班長会議は、本部及び区本部の班長をもって構成し、実施計画に基づく事 務の処理上の問題について検討し、調整する。
- 4 総括会議は本部長が、班長会議は総務班長が招集する。
- 5 班長会議は、その検討及び調整に係る事項に応じ、総務班長が必要と認める班長をもって会議を開くことができる。
- 6 本部長は総括会議における協議事項に関係のある班長、副班長又は部員を

、総務班長は班長会議における協議事項に関係のある副班長又は部員を、当該会議に参加させ、その説明を求めることができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、国勢調査の実施に関し必要な事項は、 本部長が定める。

付 則

北九州市上下水道局公告36号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年北九州市水道局管理規程第6号)第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年3月31日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

- 1 特定役務の名称及び数量日明浄化センター汚泥搬出業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地 北九州市上下水道局下水道部施設課 北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年2月27日
- 4 落札者の名称及び住所株式会社環境システム北九州市小倉北区東港一丁目6番1号
- 5 落札金額 43,385,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日 令和2年1月17日
- 8 落札方式 最低価格による。

北九州市立高等理容美容学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月31日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第8号

北九州市立高等理容美容学校規則の一部を改正する規則

北九州市立高等理容美容学校規則(昭和39年北九州市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市立の各種学校の高等理容美容学校規則

第1条各号列記以外の部分中「北九州市立高等理容美容学校(以下「理容美容学校」という。)」を「理容美容学校」に改め、同条を第1条の2とし、第 1条として次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第1項に規定する各種学校である北九州市立高等理容美容学校(以下「理容美容学校」という。)の課程、入学定員、修業期間、卒業、入学、退学等について必要な事項を定めるものとする。

第5条第1項第4号を次のように改める。

(4) 冬季休業日 12月21日から翌年の1月7日までの日

第8条の見出し中「とその承認手続」を削り、同条の次に次の2条を加える

(学習の評価)

第8条の2 学習の評価は、学年末に、各学期末において行う学科及び実習の 試験の成績等を総合的に勘案して行う。

(単位の授与)

- 第8条の3 校長は、教科課目を履修した者に対し、前条に定める学習の評価 により、所定の単位を与える。
- 2 単位の認定は、別に定めるところによる。
 - 第9条の次に次の1条を加える。

(職員)

- 第9条の2 理容美容学校に校長、教頭、教員及び事務職員を置く。
- 2 校長は、校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 教頭は、校長の命を受け、担任事務を処理する。

第12条中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

第15条第1項中「うえ」を「上、」に改め、同条第2項第1号中「これ」を「これら」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(転入学)

- 第15条の2 校長は、転入学を志願する者があるときは、理容科又は美容科のそれぞれにおいて欠員がある場合に限り、選考により、転入学を許可することができる。この場合において、転入学の志願をできる者は、第3項において準用する第13条に規定する入学願書を校長に提出する日において、次の各号に掲げる学科の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
 - (1) 理容科 理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第3項に規定する理容師養成施設(次項において「理容師養成施設」という。)において理容師になるのに必要な知識及び技能を修得中の者
 - (2) 美容科 美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第3項に規定する美容師養成施設(次項において「美容師養成施設」という。)において美容師になるのに必要な知識及び技能を修得中の者
- 2 前項の規定により転入学を許可された者が、在籍していた理容師養成施設 又は美容師養成施設において取得した単位は、理容美容学校において取得し た単位とみなす。
- 3 第13条から前条までの規定は、転入学について準用する。
- 4 前3項に定めるもののほか、転入学について必要な事項は、校長が別に定 める。
- 第16条の見出しを「(退学及び転学)」に改め、同条中「退学し」の次に「、又は転学し」を加える。
 - 第17条第5項中「よる」を「より延長された」に改める。
- 第25条中「第23条」を「第23条第2号」に改め、「又は」の次に「同条第3号に規定する」を加える。
- 第29条中「踏まえた」を「踏まえ、」に改め、「除く」の次に「。次項に おいて「学校関係者」という」を加え、同条に次の1項を加える。
- 2 前項の規定による評価は、学校関係者のうちから校長が選任した2人以上の者により行うものとする。
 - 第30条中「前条」を「前条第1項」に改める。
 - 本則に次の1条を加える。

(委任)

- 第31条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会の承認を得て校 長が別に定める。
 - 第1号様式中「(第13条関係)」を「(第13条、第15条の2関係)」

に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第4号 の改正規定は、公布の日から施行する。 北九州市立の専修学校の高等理容美容学校規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第9号

北九州市立の専修学校の高等理容美容学校規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校である北九州市立高等理容美容学校(以下「理容美容学校」という。)の課程、入学定員、修業期間、卒業、入学、退学等について必要な事項を定めるものとする。

(課程等)

- 第2条 理容美容学校の課程、学科、入学定員及び修業期間は、次のとおりとする。
 - (1) 課程専門課程
 - (2) 学科及び入学定員

理容科 40人

美容科 40人

(3) 昼間又は夜間において授業を行う学科の別

理容科 昼間学科

美容科 昼間学科

(4) 修業期間 2年

(在学期間)

第3条 在学期間は、4年を超えることができない。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分け、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月20日まで

第2学期 8月21日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、学年を分け、2学期とすることができる。この場合において、校長はあらかじめその理由及び期日を付し、教育委員会の承認を受けなければならない。

(休業日)

- 第6条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、必要があると認める ときは、あらかじめ教育委員会に届け出て臨時に休業し、又は休業日を変更 することができる。
 - (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第1 78号)に規定する休日
 - (2) 開校記念日 5月23日
 - (3) 夏季休業日 7月21日から8月20日までの日
 - (4) 冬季休業日 12月21日から翌年の1月7日までの日
 - (5) 学年末休業日 3月25日から同月31日までの日
- 2 前条第2項の規定により学年を分け、2学期とする場合は、校長は、秋季 休業日を設けることができる。この場合において、校長はあらかじめその理 由及び期日を付し、教育委員会の承認を受けなければならない。

(非常変災による臨時休業)

- 第7条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、前条の規定にかか わらず、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、校長は、 次に掲げる事項を直ちに教育委員会に報告しなければならない。
 - (1) 授業を行わない期間
 - (2) 非常変災その他急迫の事情の概要
 - (3) その他校長が必要と認める事項

(教科課目及び単位数)

- 第8条 教科課目及び単位数は、別表のとおりとする。
- 2 校長は、毎年度開始前に、各学年における教科課目及び単位数を定めなければならない。
- 3 校長は、前項の規定により定めた教科課目及び単位数を公表するものとする。

(教育指導計画)

- 第9条 校長は、毎年度開始前に、法令等の定めるところにより理容美容学校 の教育指導計画を編成しなければならない。
- 2 前項の教育指導計画には、各学年における教科課目及び単位数並びに各教 科課目の指導の重点を記載しなければならない。
- 3 校長は、毎年度当初において、第1項の規定により編成した教育指導計画 を教育委員会に届け出なければならない。

(学校行事の計画)

第10条 理容美容学校の教育活動として県外で行事を実施する場合には、校

長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊を要する行事を実施する場合には、校長は 、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(学習の評価)

第11条 学習の評価は、学年末に、各学期末において行う学科及び実習の試験の成績等を総合的に勘案して行う。

(単位の授与)

- 第12条 校長は、教科課目を履修した者に対し、前条に定める学習の評価により、所定の単位を与える。
- 2 単位の認定は、別に定めるところによる。

(卒業)

- 第13条 所定の課程を修了し卒業と認定された者には、卒業証書を授与する
- 2 卒業の認定は、別に定めるところによる。

(職員)

- 第14条 理容美容学校に校長、教頭、教員及び事務職員を置く。
- 2 校長は、校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 教頭は、校長の命を受け、担任事務を処理する。

(入学)

第15条 入学は、学年の始めとする。

(生徒の募集)

第16条 生徒募集の期日は、教育委員会が定める。

(入学資格)

第17条 理容美容学校に入学できる者は、学校教育法第90条第1項の規定 に該当する者とする。

(入学志願手続)

- 第18条 入学を志願する者は、入学願書(第1号様式)及び次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。
 - (1) 高等学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は高等学校を卒業 した者と同等以上の学力を有することを証明する書類
 - (2) 高等学校卒業者及び卒業見込者にあっては、調査書

(入学許可)

第19条 入学は、別に定める選考基準に基づいて、校長が許可する。

(誓約書及び保証人)

第20条 入学を許可された者は、入学後10日以内に保証人と連署の上、誓

約書(第2号様式)を校長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する保証人は、次の各号のいずれかに該当する者で学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。
 - (1) 本人の父母、兄姉、後見人又はこれらに準ずる者
 - (2) 雇用者又は北九州市において理容業若しくは美容業を営む者
- 3 保証人を変更し、又は保証人の住所、氏名等に変更があったときは、直ち に校長に届け出なければならない。

(転入学)

- 第21条 校長は、転入学を志願する者があるときは、理容科又は美容科のそれぞれにおいて欠員がある場合に限り、選考により、転入学を許可することができる。この場合において、転入学の志願をできる者は、第3項において 準用する第18条に規定する入学願書を校長に提出する日において、次の各号に掲げる学科の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
 - (1) 理容科 理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第3項に規 定する理容師養成施設(次項において「理容師養成施設」という。)にお いて理容師になるのに必要な知識及び技能を修得中の者
 - (2) 美容科 美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第3項に規 定する美容師養成施設(次項において「美容師養成施設」という。)にお いて美容師になるのに必要な知識及び技能を修得中の者
- 2 前項の規定により転入学を許可された者が、在籍していた理容師養成施設 又は美容師養成施設において取得した単位は、理容美容学校において取得し た単位とみなす。
- 3 第18条から前条までの規定は、転入学について準用する。
- 4 前3項に定めるもののほか、転入学について必要な事項は、校長が別に定める。

(退学及び転学)

第22条 生徒が退学し、又は転学しようとするときは、その理由その他必要な事項を記入し、保証人と連署して校長に願い出なければならない。

(休学)

- 第23条 生徒が病気その他やむを得ない理由により修学することができない ときは、期間を定め、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、保証人と連署 して校長に休学を願い出ることができる。
- 2 校長は、休学の理由を適当と認めるときは、休学を許可することができる
- 3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、校長が特別の理由があると認め

る者に対しては、更に1年を超えない範囲内で、この期間を延長することが できる。

- 4 前項ただし書又はこの項の規定により延長された期間は、校長が引き続き 前項の特別の理由があると認める者に対しては、更に1年を超えない範囲内 で延長することができる。
- 5 前項の規定により延長された期間の末日は、その者に係る休学の期間の初 日から起算して2年を超えることができない。
- 6 休学の期間は、在学期間には算入しない。
- 第24条 校長は、病気のため修学することが適当でないと認められる生徒に 対して、休学を命ずることができる。
- 2 前条第6項の規定は、前項の規定による休学について準用する。 (復学)
- 第25条 休学中の者が復学しようとするときは、その理由及び期日を付し、 医師の診断書その他その理由を証するに足る書類を添え、保証人と連署して 校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(入学料等)

- 第26条 入学料、授業料、入学選考料及び実習費の金額及び徴収方法については、北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号)の定めるところによる。
- 2 休学期間中の授業料は、免除する。ただし、月の途中において休学し、又は復学する場合は、休学し、又は復学した日の属する月分の授業料は納入しなければならない。

(授業料の減免)

- 第27条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者について は、授業料を減免することができる。
 - (1) 経済的理由により修学困難な者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、特に免除する必要がある者

(表彰)

第28条 表彰については、別に定めるところによる。

(懲戒)

- 第29条 校長は、教育上必要があるときは生徒に対し次に掲げる懲戒を行う ことができる。
 - (1) 訓告
 - (2) 停学
 - (3) 退学

(懲戒による退学)

- 第30条 前条第3号に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する者に 対してのみ行うことができる。
 - (1) 生徒としての本分を失い、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 成績不良のため成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席の常でない者
 - (4) 授業料の納付を怠った者

(懲戒処分の報告)

第31条 第29条第2号に規定する停学又は同条第3号に規定する退学の処分を行ったときは、校長は、速やかにその理由を付し、教育委員会に報告しなければならない。

(事故発生等の報告)

第32条 生徒の集団的疾病、死亡事故又は傷害その他の不祥事件等が発生した場合は、校長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(非常災害対策及び防火の計画)

第33条 校長は、毎年度初め理容美容学校の非常災害対策及び防火の計画を 作成しなければならない。

(自己評価)

- 第34条 校長は、理容美容学校の教育活動その他の学校運営の状況について 、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の評価を行うに当たっては、校長は、理容美容学校の実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

(学校関係者評価)

- 第35条 校長は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえ、理容美容学校の生徒の保護者その他の理容美容学校の関係者(理容美容学校の職員を除く。次項において「学校関係者」という。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- 2 前項の規定による評価は、学校関係者のうちから校長が選任した 2 人以上 の者により行うものとする。

(評価結果の報告)

第36条 校長は、第34条第1項の規定による評価の結果及び前条第1項の 規定により評価を行った場合はその結果を、教育委員会に報告するものとす る。

(委任)

第37条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会の承認を得て校

長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
 - (令和2年度の理容美容学校の入学に係る入学選考の特例)
- 2 この規則の施行の目前に北九州市立高等理容美容学校規則の一部を改正する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第8号)による改正前の北九州市立高等理容美容学校規則(昭和39年北九州市教育委員会規則第9号)第1 1条及び第13条の規定により行われた令和2年度の各種学校の北九州市立高等理容美容学校の入学に係る入学選考は、この規則の規定により行われた入学選考とみなす。

別表 (第8条関係)

教科課目及び単位数

	課目	単位	数
		理容科	美容科
必修	関係法規・制度	1	1
	衛生管理	3	3
	保健	3	3
	香粧品化学	2	2
	文化論	2	2
	理容技術理論	5	
	美容技術理論		5
	運営管理	1	1
	理容実習	3 0	
	美容実習		3 0
	小計	4 7	4 7
選択		2 0	2 0
合計		6 7	6 7

備考 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、30時間から45時間までの範囲で校長が定める授業時間をもって1単位とする。

第1号様式(第18条、第21条関係)

					入	•	学	J,	顏	#					写	真	貼	付	欄
											年	月		目					
	北	九州	市立	高等		『美	容学	校長			様								
					入学	志原	頁者	住	所										
								氏	名										
					保	証	人	住	所										
								氏	名										
1	貴校は	こブ	、学を	志原	頂しま	ミす	o o												
Š	り		が	な										※受験		理			
氏				名										番号		~±			•
生	年		月	日							年	月		日					
現		住		所															
																	. MZ.		
Н	身	学	校	名							学校		年	月	日	卒	業 業見 退	込	
		居舌		T N			第1記	5望											
志		願		科			第2元	忘望											
*	受	付	年月	日					年		月			係 印					

(日本産業規格A4)

第2号様式(第20条関係)

			哲言	糸	约					
								年	月	
	北九州市	寸立青	高等理容美容学校	長	様					
					本 人	氏	名			
					保証人	氏	名			
Į Į	人学を許可	丁され	れた場合は、学校	の規則を堅	く守り、た	かつた	E校中に	こおける	本人に	関するこ
とに	は一切保証	E人に	こおいてその責を	·負うことを	:誓います	0				
区		分	本		人		保	証		人
氏		名								
生	年 月									
現	住	所								
保記	正人との約	売柄								
備		考								
保証	<u> </u>									

(日本産業規格A4)

北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日 、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第10号

北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日 、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第2号)の一部を次 のように改正する。

第3条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び会計年度任用職員等との関係において一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有し、当該会計年度任用職員等と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係(以下「パートナーシップ関係」という。)にある者として教育委員会が定めるもの(以下「パートナーシップ関係にある者」という。)をいう。以下同じ。)
- (2) 会計年度任用職員等又は会計年度任用職員等とパートナーシップ関係にある者の2親等以内の親族

第3条第3項第3号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第17条第1項中「については別表第1」を「のうち、任期が6箇月以上あるもの(再度の任用又は異なる会計年度任用の職若しくは臨時的任用の職への任用(以下「再度の任用等」という。)により再度の任用等前の任期と通算すると任期が6箇月以上となる者を含む。)については別表第1のアの表、任期が6箇月に満たないもの(再度の任用等により再度の任用等前の任期と通算すると任期が6箇月以上となる者を除く。)については別表第1のイの表」に、「については別表第2」を「のうち、任期が6箇月以上あるもの(再度の任用等により再度の任用等前の任期と通算すると任期が6箇月以上となる者を含む。)については別表第2のアの表、任期が6箇月に満たないもの(再度の任用等により再度の任用等前の任期と通算すると任期が6箇月以上となる者を除く。)については別表第2のイの表」に改める。

第24条第2項中「再度の任用又は異なる会計年度任用の職若しくは臨時的 任用の職への任用(以下「再度の任用等」という。)」を「再度の任用等」に 改める。

「 年次休暇付与日数

別表第1中「年次休暇付与日数」をアー会計年度任用職員等の任期が6筒

に改め、同表の備考第1号中「会計年度任 月以上ある者の年次休暇付与日数」

用職員等の任期が6箇月以上の者に対し」を削り、同表の備考第2号中「会計年度任用職員等の任期が6箇月に満たない者は、」を削り、「場合又は再度の任用等により再度の任用等前の任期と通算すると任期が6箇月以上となる場合は」を「者に対しては」に、「更新又は再度の任用等」を「更新」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、更新前の任期においてイの表又は別表第2のイの表の規定により年次休暇を付与されている者については、教育委員会が別に定める

0

別表第1に次の1表を加える。

イ 会計年度任用職員等の任期が6箇月に満たない者の年次休暇付与日数

任期	年次休暇の日数
1 箇月以上 2 箇月未満	1 日
2 箇月以上 4 箇月未満	2 日
4 箇月以上 6 箇月未満	4 日

備考 この表を適用するに当たっては、アの表の備考第1号、第2号及び 第4号の規定を準用する。この場合において、同表の備考第2号中「6 箇月」とあるのは、「1箇月」と読み替えるものとする。

「 年次休暇付与日数

別表第2中「年次休暇付与日数」を ア 会計年度任用職員等の任期が6箇

に改め、同表の備考中「別表第1」の次に

月以上ある者の年次休暇付与日数」

「のアの表」を加え、「から第4号まで」を「、第2号及び第4号」に改め、同表に次の1表を加える。

イ 会計年度任用職員等の任期が6箇月に満たない者の年次休暇付与日数

1週間当たり	年次休	暇の日数
の勤務日数	任期が2箇月以上4箇月未満	任期が4箇月以上6箇月未満
4 日	1 日	3 日
3 目	1 日	2 日
2 日		1 日

1 日

備考 この表を適用するに当たっては、別表第1のアの表の備考第1号、 第2号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同表の備考第 2号中「6箇月」とあるのは、「2箇月」と読み替えるものとする。

別表第3中12の項を13の項とし、9の項から11の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の8の項中「任期が6箇月以上の会計年度任用職員等にあっては付表第1、任期が6箇月未満の会計年度任用職員等にあっては付表第2」を「付表」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の7の項を同表の8の項とし、同表の6の項を同表の7の項とし、同表の5の項中「配偶者」を「配偶者等」に、「いう)。」を「いう。)」に改め、同項を同表の6の項とし、同表の4の項を同表の5の項とし、同表中

骨髄移植のための骨髄若しくは 骨髄移植 無給 必要と認めら のための骨 れる期間 末梢血幹細胞移植のための末梢 髄の提供等 血幹細胞の提供希望者としてそ の登録を実施する者に対しての 登録の申出に伴い、又は配偶者 、父母、子及び兄弟姉妹以外の 者への骨髄移植のための骨髄若 しくは末梢血幹細胞移植のため の末梢血幹細胞の提供に伴う必 要な検査、入院等をする場合に 与えられるものとする。

を

3 骨髄移植のための骨髄の提供等

必要と認めら れる期間

無給

骨髄移植のための骨髄若しく末れの骨髄若のためを植のためを植のためを植ったとしてのといる者ととしてで、大きなのでは、大きないのでは、大きなの骨髄をは、大きなの骨髄をは、大きなの骨髄をは、大きなの骨髄をは、大きなの骨髄をは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのとする。とするのでは、大きなのとする。

に

4 職員の結	有給	休業日を除き	(1) 結婚の日又はパートナ
婚又はパー		、5日以内の	ーシップ形成の日は、休暇の
トナーシッ		引き続く日数	期間内のいずれかの日又は休
プ形成			暇の期間に連続する日でなけ
			ればならない。
			(2) 前号のパートナーシッ
			プ形成の日とは、パートナー
			シップ関係を有することとな
			る日として教育委員会が認め
			た日をいう。

改める。

別表第3の付表第2を削り、別表第3の付表第1を次のように改める。 別表第3の付表

	死亡した者	忌引日数
配偶者等		10日
血族	1親等の直系尊属(父母)	10日
	1親等の直系卑属 (子)	10日
	2親等の直系尊属(祖父母)	5 日
	2親等の直系卑属 (孫)	5 日
	2親等の傍系者(兄弟、姉妹)	5 日
	3親等の傍系尊属(伯叔父母)	2 日
	3親等の傍系卑属(甥姪)	2 日
	4 親等の傍系者 (従兄弟、従姉妹)	2 日
姻族	1 親等の直系尊属	5 日
	1親等の直系卑属	5 日
	2親等の直系尊属	2 日
	2親等の傍系者	2 日
	3親等の傍系尊属	1 日

備考

- (1) 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- (2) いわゆる代襲相続の場合において、祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族に準ずる。
- (3) 会計年度任用職員等とパートナーシップ関係にある者の血族の場合は、姻族に準ずる。

付 則 この規則は、公布の日から施行する。

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当 に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第11号

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及 び期末手当に関する規則の一部を改正する規則

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当 に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第4号)の一部を次のように 改正する。

第2条第3項中「第11条まで」の次に「(語学指導等を行う外国青年招致 事業の実施のために任用する職員(第16条第1項において「語学指導等職員 」という。)にあっては、第4条を除く。)」を加える。

第7条第1項中「職員」を「第2条第2項第3号に掲げる職員」に改め、同 条第2項中「命ぜられた」の次に「前項の」を加える。

第15条第2号中「通勤手当に関する規則第6条から第8条までの規定の例により算出した額(当該例による場合における同条第1項第1号に規定する支給単位期間は、1箇月とする。」を「前号に定める額(」に改める。

第16条第1項中「である者」の次に「(語学指導等職員を除く。)」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第12号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

- 第11条第2項第1号及び第2号を次のように改める。
 - (1) 配偶者等(配偶者及び会計年度任用職員との関係において一方又は 双方が典型とされない性的指向又は性自認を有し、当該会計年度任用職員 と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係(以下「 パートナーシップ関係」という。)にある者として教育委員会が定めるも の(以下「パートナーシップ関係にある者」という。)をいう。以下同じ 。)
 - (2) 会計年度任用職員又は会計年度任用職員とパートナーシップ関係に ある者の2親等以内の親族
- 第11条第2項第3号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第16条第1項中「については別表第1」を「のうち、任期が6箇月以上あるもの(再度の任用又は異なる会計年度任用の職への任用(以下「再度の任用等」という。)により再度の任用等前の任期と通算すると任期が6箇月以上となる者を含む。)については別表第1のアの表、任期が6箇月に満たないもの(再度の任用等により再度の任用等前の任期と通算すると任期が6箇月以上となる者を除く。)については別表第1のイの表」に、「については別表第2」を「のうち、任期が6箇月以上あるもの(再度の任用等により再度の任用等前の任期と通算すると任期が6箇月以上となる者を含む。)については別表第2のアの表、任期が6箇月に満たないもの(再度の任用等により再度の任用等前の任期と通算すると任期が6箇月以上となる者を除く。)については別表第2のイの表」に改める。

第23条第2項中「再度の任用又は異なる会計年度任用の職への任用(以下「再度の任用等」という。)」を「再度の任用等」に改める。

「 年次休暇付与日数

別表第1中「年次休暇付与日数」を ア 会計年度任用職員の任期が6箇月

に改め、同表の備考第1号中「会計年度任用 以上ある者の年次休暇付与日数」

職員の任期が6箇月以上の者に対し」を削り、同表の備考第2号中「会計年度任用職員の任期が6箇月に満たない者は、」を削り、「場合又は再度の任用等により再度の任用等前の任期と通算すると任期が6箇月以上となる場合は」を「者に対しては」に、「更新又は再度の任用等」を「更新」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、更新前の任期においてイの表又は別表第2のイの表の規定により年次休暇を付与されている者については、教育長が別に定める。 別表第1に次の1表を加える。

イ 会計年度任用職員の任期が6箇月に満たない者の年次休暇付与日数

任期	年次休暇の日数
1 箇月以上 2 箇月未満	1 日
2 箇月以上 4 箇月未満	2 日
4 箇月以上 6 箇月未満	4 日

備考 この表を適用するに当たっては、アの表の備考第1号、第2号及び 第4号の規定を準用する。この場合において、同表の備考第2号中「6 箇月」とあるのは、「1箇月」と読み替えるものとする。

別表第2中「年次休暇付与日数」を ア 会計年度任用職員の任期が6箇月

に改め、同表の備考中「別表第1」の次に「以上ある者の年次休暇付与日数」のアの表」を加え、「から第4号まで」を「、第2号及び第4号」に改め、同表に次の1表を加える。

イ 会計年度任用職員の任期が6箇月に満たない者の年次休暇付与日数

1週間当たり	年次休	暇の日数
の勤務日数	任期が2箇月以上4箇月未満	任期が4箇月以上6箇月未満
4 日	1 日	3 日
3 日	1 日	2 日
2 日		1 日
1 日		

備考 この表を適用するに当たっては、別表第1のアの表の備考第1号、 第2号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同表の備考第 2号中「6箇月」とあるのは、「2箇月」と読み替えるものとする。

別表第3中12の項を13の項とし、9の項から11の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の8の項中「任期が6箇月以上の会計年度任用職員にあっては付表第1、任意が6箇月未満の会計年度任用職員にあっては付表第2」を「付表」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の7の項を同表の8の項とし、同表の6の項を同表の7の項とし、同表の5の項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項を同表の6の項とし、同表の4の項を同表の5の項とし、同表中

۲		frrt 4A	W == 1 == 1	I With the a to 1 as II We that I do 1.
	3 骨髄移植	無給	必要と認めら	骨髄移植のための骨髄若しくは
	のための骨		れる期間	末梢血幹細胞移植のための末梢
	髄の提供等			血幹細胞の提供希望者としてそ
				の登録を実施する者に対しての
				登録の申出に伴い、又は配偶者
				、父母、子及び兄弟姉妹以外の
				者への骨髄移植のための骨髄若
				しくは末梢血幹細胞移植のため
				の末梢血幹細胞の提供に伴う必
				要な検査、入院等をする場合に
				与えられるものとする。

を

に

ための骨髄若しくは
胞移植のための末梢
提供希望者としてそ
施する者に対しての
に伴い、又は配偶者
子及び兄弟姉妹以外
髄移植のための骨髄
梢血幹細胞移植のた
幹細胞の提供に伴う
、入院等をする場合
るものとする。
婚の日又はパートナ
形成の日は、休暇の
いずれかの日又は休
に連続する日でなけ

ればならない。
(2) 前号のパートナーシッ
プ形成の日とは、パートナー
シップ関係を有することとな
る日として教育委員会が認め
た日をいう。

改める。

別表第3の付表第2を削り、別表第3の付表第1を次のように改める。 別表第3の付表

	忌引日数	
配偶者等		1 0 日
血族	1親等の直系尊属(父母)	1 0 日
	1親等の直系卑属 (子)	1 0 日
	2親等の直系尊属(祖父母)	5 日
	2親等の直系卑属 (孫)	5 日
	2親等の傍系者(兄弟、姉妹)	5 日
	3親等の傍系尊属(伯叔父母)	2 日
	3親等の傍系卑属 (甥姪)	2 日
	4親等の傍系者(従兄弟、従姉妹)	2 日
姻族	1親等の直系尊属	5 日
	1親等の直系卑属	5 日
	2親等の直系尊属	2 日
	2親等の傍系者	2 日
	3親等の傍系尊属	1 日

備考

- (1) 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- (2) いわゆる代襲相続の場合において、祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族に準ずる。
- (3) 会計年度任用職員とパートナーシップ関係にある者の血族の場合は、姻族に準ずる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第13号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度 任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改 正する規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第11条まで」の次に「(語学指導等を行う外国青年招致 事業の実施のために任用する職員(第16条第1項において「語学指導等職員」という。)にあっては、第4条を除く。)」を加える。

第6条第1項中「職員」を「第2条第2項第3号に掲げる職員」に改め、同 条第2項中「命ぜられた」の次に「前項の」を加える。

第15条第2号中「通勤手当に関する規則第6条から第8条までの規定の例により算出した額(当該例による場合における同条第1項第1号に規定する支給単位期間は、1箇月とする。」を「前号に定める額(」に改める。

第16条第1項中「である者」の次に「(語学指導等職員を除く。)」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第14号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係規則の整備に 関する規則

(北九州市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会職員の職名等に関する規則(昭和38年北九州市 教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「勤務する」の次に「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する」を加え、「臨時的任用職員のうち北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号)第27条第1項又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)第45条第1項の規定の適用を受ける者を除く。」を削る。

第2条中「準用する。」の次に「この場合において、市規則第2条ただし 書中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。」を加 える。

(北九州市教職員表彰規則の一部改正)

第2条 北九州市教職員表彰規則 (昭和40年北九州市教育委員会規則第6号) の一部を次のように改正する。

第1条中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)第2条第1号」を「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成28年北九州市条例第60号)第1条」に改める。

第4条中「、教職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員又は同法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的に任用された職員(以下「会計年度任用職員等」という。)を除く。以下この条及び第8条第1号において同じ。)」を加える。

第8条第1号中「、教職員となった日から起算し」を削り、「まで」の次に「の教職員として在籍した期間」を加え、同条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、「教職員」の次に「及び会計年度任用職員等」を

加え、同条第4号を削る。

(北九州市教育委員会職員被服貸与規則の一部改正)

第3条 北九州市教育委員会職員被服貸与規則(昭和44年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 北九州市教育委員会の職員の職務の執行上必要な被服の貸与については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正)

第4条 北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則(昭和53年北九州市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(定義)

第3条 この規則において「職員」とは、第5条第3項を除き、北九州市立 学校に勤務する職員並びに教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に 属する教育機関(社会教育施設(図書館及び視聴覚センターを除く。)及 び北九州市立埋蔵文化財センターを除く。以下同じ。)に勤務する職員で 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般 職に属するものをいう。

第9条の表の左欄中「第15条第3項」の次に「、第20条の2」を加える。

(北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部改正)

第5条 北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等 に補助執行させることに関する規則(平成元年北九州市教育委員会規則第1 6号)の一部を次のように改正する。

第6条第11号中「臨時的任用職員又は嘱託職員の賃金又は」を「会計年 度任用職員の」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に 関する規則の一部改正)

第6条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整 額に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次の ように改正する。

第2条第2項中「教職員の給料」を「教職員(次条の会計年度任用職員である教職員を除く。以下この項において同じ。)の給料」に改め、「第26

1号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「同法」を「法」に改め、 同条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用教職員の給料の調整額)

第3条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員である教職員の給料の調整額は、前条第2項の規定が適用される教職員の例による。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に 関する規則の一部改正)

第7条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正(平成29年北九州市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 教職員給与条例第38条第4項に規定する教育委員会規則で定める時間 は、3時間30分とする。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第8条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及 び勤勉手当に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第10号)の 一部を次のように改正する。

第1条中「第32条」の次に「(第1項に係る部分に限り、教職員給与条例第46条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

第2条に次の1項を加える。

2 教職員給与条例第46条第3項において教職員給与条例第32条第1項 の規定を読み替えて適用する場合における同項前段の教育委員会規則で定 める期間は、6箇月とし、任用期間が6箇月未満の教職員には、期末手当 を支給しない。

第3条第1号中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同条第2号アから工まで以外の部分中「臨時又は非常勤である者(法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)及び北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成15年北九州市条例第62号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付条例第4条職員」という。)を除く。)」を「支給日に期末手当が支給されない者」に改め、同号工を同号オとし、同号ウを同号工とし、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように

加える。

イ 報酬条例の適用を受ける会計年度任用職員(非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和38年北九州市条例第73号。以下「報酬条例」という。)の適用を受ける法第22条の2第1項第1号に掲げる教職員をいう。以下同じ。)

第3条第3号アから工まで以外の部分中「(臨時又は非常勤である者(再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条各項に規定する短時間勤務職員、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める者及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。)を除く。)」を削り、同号ウ中「国立大学法人等」を「国公立大学法人等」に改め、「第9条第1項」の次に「及び第14条第1項」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 教職員給与条例第46条第3項において教職員給与条例第32条第1項 の規定を読み替えて適用する場合における同項後段の教育委員会規則で定 める期間は、6箇月とし、任用期間が6箇月未満の教職員には、期末手当 を支給しない。
- 3 教職員給与条例第46条第3項において教職員給与条例第32条第1項 の規定を読み替えて適用する場合における同項後段の教育委員会規則で定 める者は、第1項各号に掲げる教職員とし、これらの教職員には、期末手 当を支給しない。

第4条中「前条第2号」を「前条第1項第2号」に、「期末手当」を「、 期末手当」に改める。

第5条中「常勤の教職員(教職員給与条例の適用を受ける教職員で第8条第2項第3号に規定する教職員給与条例第45条教職員又は非常勤職員以外の教職員をいう。以下同じ。)、再任用短時間勤務教職員(法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された教職員をいう。以下同じ。)、任期付短時間勤務教職員(育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員である教職員をいう。以下同じ。)又は任期付条例第4条教職員(北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例第4条の規定により採用された教職員をいう。以下同じ。)」を「教職員」に改める。

第8条第2項第1号中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に改め 、同項第3号中「第2条第5号若しくは」を「第2条第1項第5号又は」に 改め、「又は教職員給与条例第45条教職員(教職員給与条例第45条第1 項の規定の適用を受ける教職員をいう。以下同じ。) 若しくは非常勤職員 (教職員給与条例第46条の規定の適用を受ける教職員をいう。以下同 じ。)」を削り、同条第3項を削る。

第9条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる者」の次に「(第1号に掲げる者及び第3号に掲げる者のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員であるものにあっては、任命権者が定める規則その他の規程により定められた1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。)」を加え、「第4号から第7号まで」を「第5号から第8号まで」に、「在職期間」を「期間」に改め、同項中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 報酬条例の適用を受ける会計年度任用職員

第9条第2項中「期間」を「在職した期間」に改め、「及び第3項」を削る。

第13条第1号中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分中「勤勉手当を」を「、勤勉手当を」 に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「休職にされていた者。」を 「次のいずれかに該当する教職員であった者」に改め、同号ただし書を削り 、同号に次のように加える。

- ア 第2条第1項第1号、第2号、第5号から第7号まで又は第9号の いずれかに該当する教職員
- イ 休職にされていた教職員(公務等傷病による休職者を除く。)
- ウ派遣職員
- 工 法人派遣職員
- 第14条第1項第2号及び第3号を次のように改める。
 - (2) その退職の後勤勉手当基準日までの間において次に掲げる者 (支給日に勤勉手当が支給されない者を除く。)となった者
 - ア 教職員給与条例の適用を受ける教職員
 - イ 給与条例の適用を受ける職員
 - ウ企業職員
 - エ 北九州市の特別職に属する地方公務員
 - (3) その退職に引き続き次に掲げる者となった者
 - ア 北九州市の職員以外の地方公務員(教育長が定める者を除く。)
 - イ 国家公務員(教育長が定める者を除く。)
 - ウ 国公立大学法人等に使用される者(教育長が定める者を除く。)
 - エ 派遣条例第10条に規定する特定法人の役職員(教育長が定める者

を除く。)

第14条第1項第4号及び第5号を削る。

第20条第2項第1号中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に、 「若しくは第9号」を「又は第9号」に改め、「又は教職員給与条例第45 条教職員若しくは非常勤職員」を削り、同項第5号中「第17条第1項」の 次に「又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時 間、休日、休暇等に関する条例(平成28年北九州市条例第60号。以下「 教職員勤務時間等条例」という。)第15条の規定により教育委員会が別に 定めるもの(以下「教育委員会規則等」という。)」を加え、「及び同規則 第18条第1項」を「、同規則第18条第1項又は教育委員会規則等」に改 め、「介護時間」という。)」の次に「及び教育委員会規則等に規定する育 児時間又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇」を加え、同項第6号中「 再任用短時間勤務教職員、任期付短時間勤務教職員又は任期付条例第4条教 職員」を「法第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項の規定により 採用された教職員、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務教職員 又は北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成15年北九州市 条例第62号)第4条の規定により採用された教職員」に、「北九州市立の 小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関す る条例(平成28年北九州市条例第60号。以下「教職員勤務時間等条例」 という。)」を「教職員勤務時間等条例」に改め、同条第4項各号列記以外 の部分中「除算は行わない」を「除算しない」に改め、同項中第1号を削り 、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に 関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則第12号)の一部 を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日 、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間 、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則 第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2

8条の5第1項又は第28条6第2項の規定により採用された教職員(以下「再任用短時間勤務教職員」という。)及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項又は北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成15年北九州市条例第62号)第4条の規定により採用された教職員(以下「任期付短時間勤務教職員」という。)を除く。)及び地方公務員法第22条第2項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)第3条第1項、育児休業法第6条第1項第2号及び北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年北九州市条例第57号)第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用される教職員(以下「臨時的任用教職員」という。)のうち北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)第45条第1項の規定の適用を受けるもの」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)」に改める。

第2条第2項中「、育児休業法」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務教職員」を「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された教職員(以下「再任用短時間勤務教職員」という。)」に改め、同条第4項中「任期付短時間勤務教職員」を「育児休業法第18条第1項又は北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成15年北九州市条例第62号)第4条の規定により採用された教職員(以下「任期付短時間勤務教職員」という。)」に改める

第7条第2項中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員 の給与に関する条例第2条第2号に規定する教育職員をいう」を「教職員の うち学校事務職員及び学校栄養職員を除く」に改める。

第13条第3項中「臨時的任用教職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的に任用された教職員」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「該当する職員」を「該当する者」に、「(以下「規則適用異動教職員」という。)となった場合において、その教職員」を「となった場合における当該教職員(以下「規則適用異動教職員」という。)」に、「基づき」を「より」に改め、同項第1号中「受ける職員」の次に「(会計年度任用職員及び地方公務員法第22条の3第1項そ

の他の法令の規定により臨時的に任用された職員(以下「会計年度任用職員等」という。)を除く。)」を加え、同項第2号中「企業職員」の次に「(会計年度任用職員等を除く。)」を加え、同条第2項及び第3項中「基づき」を「より」に改める。

第24条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

- 第24条 会計年度任用職員等が引き続きこの規則の適用を受ける職員となった場合における当該職員(以下「規則適用会計年度任用職員等」という。)に対し異動日から異動日の属する休暇年度の末日までに与える年次休暇の日数は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規則適用会計年度任用職員等の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数の変更により、これにより難いと認める場合は、教育長が別に定める。
 - (1) 次号以外の規則適用会計年度任用職員等 第13条第1項に定める日数に規則適用会計年度任用職員等が異動日の前日までに適用を受けていた勤務時間、休日、休暇等に関する条例、規則、規程その他任命権者が定めるもの(以下「従前の会計年度任用職員等に係る条例等」という。)により使用できるとされた年次休暇の日数を加えた日数(当該加えた日数が、20日を超えるときは20日、労働基準法第39条第1項から第3項までに規定する日数に満たないときは当該規定する日数)から異動日の前日までに既に使用した年次休暇の日数を差し引いた日数
 - (2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間 勤務職員である規則適用会計年度任用職員等 第13条第1項ただし書 及び第2項に定める日数に規則適用会計年度任用職員等が従前の会計年 度任用職員等に係る条例等により使用できるとされた年次休暇の日数を 加えた日数(当該加えた日数が、同項に定める日数を超えるときは同項 に定める日数、労働基準法第39条第1項から第3項までに規定する日 数に満たないときは当該規定する日数)から異動日の前日までに既に使 用した年次休暇の日数を差し引いた日数
- 2 異動日の前日までに、従前の会計年度任用職員等に係る条例等により規 則適用会計年度任用職員等に与えられた特別休暇、病気休暇、介護休暇及 び介護時間に相当する休暇は、この規則の規定により与えられたものとみ なす。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育長が別に定める。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第15号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則第14号) の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 配偶者等(配偶者及び教職員との関係において一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有し、当該教職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係(以下「パートナーシップ関係」という。)にある者として教育委員会が定めるもの(以下「パートナーシップ関係にある者」という。)をいう。以下同じ。)
- (2) 教職員又は教職員とパートナーシップ関係にある者の2親等以内の 親族

第9条第3項第3号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第13条第3項中「教職員」の次に「及び育児休業法第6条第1項第1号の 規定により任期を定めて採用された教職員」を加える。

別表第4の3の項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表の5の項を次のように改める。

5 職員の結	休業日を除き	(1) 結婚の日又はパートナーシッ
婚又はパー	、5日以内の	プ形成の日は、休暇の期間内のいず
トナーシッ	引き続く日数	れかの日又は休暇の期間に連続する
プ形成		日でなければならない。ただし、教
		育職員にあっては、結婚の日又はパ
		ートナーシップ形成の日前5日から
		当該結婚の日又はパートナーシップ
		形成の日後6月を経過する日までの
		間に当該休暇を取得できるものとす
		る。
•	•	•

(2) 前号のパートナーシップ形成
の日とは、パートナーシップ関係を
有することとなる日として教育委員
会が認めた日をいう。

別表第4の7の項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表の8の項中「男性職員」を「職員」に、「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表の9の項及び 13の項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

別表第4の付表中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表の備考に次の1項を加える。

3 教職員とパートナーシップ関係にある者の血族の場合は、姻族に準ず る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第4の5の項の規定は、この規則の施行の日以後にその期間 が開始する特別休暇から適用し、同日前にその期間が開始する特別休暇につ いては、なお従前の例による。 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉 手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第16号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉 手当に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第10号)の一部を次 のように改正する。

付則第8項を次のように改める。

8 別表第2の規定の適用については、令和3年3月31日までの間、同表の教育職給料表(3)及び教育職給料表(4)の項教職員の欄に掲げる教職員のうち職務の級3級及び特2級の教職員(職務の級3級の教職員にあっては、教頭の職を占める者を除く。)、別表第2の行政職給料表の項教職員の欄に掲げる教職員のうち職務の級4級の教職員並びに別表第2の備考第3項の規定の適用を受ける教職員にあっては同表中「100分の5(教育長が別に定める教職員にあっては、100分の7.5)」とあるのは「100分の10」と、同表の教育職給料表(3)及び教育職給料表(4)の項教職員の欄に掲げる教職員のうち職務の級2級の教職員、別表第2の行政職給料表の項教職員の欄に掲げる教職員のうち職務の級3級の教職員並びに別表第2の医療職給料表(2)の項教職員の欄に掲げる教職員にあっては別表第2の医療職給料表(2)の項教職員の欄に掲げる教職員にあっては別表第2中「100分の7.5」とあるのは「100分の8」とする。

付則第9項を削る。

別表第2中

職務の級4級、3級及び特2級の教職員 職務の級2級の教職員(教育長が定める教職員に限る。)

職務の級4級、3級及び特2級の教職員 職務の級2級の教職員(教育長が定める教職員に限る。) な

職務の級4級の教職員

職務の級3級及び特2級の教職員並びに2 級の教職員(教育長が定める教職員に限る。)

職務の級4級の教職員

職務の級3級及び特2級の教職員並びに2 級の教職員(教育長が定める教職員に限る。) に

付 則

北九州市教育委員会訓令第1号

庁中一般

北九州市教育委員会職員証に関する規程及び北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会職員証に関する規程及び北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

(北九州市教育委員会職員証に関する規程の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会職員証に関する規程(昭和43年北九州市教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「その他教育長が特に必要と認めた職員(臨時的任用職員を除く。)」を「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項その他の法令により臨時的に任用された職員を除く。)その他教育長が特に必要と認めた職員をいう。)」に改める

(北九州市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会専決規程(昭和44年北九州市教育委員会訓令第 3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「臨時的任用職員及び嘱託職員」を「会計年度任用職員」 に改める。

別表中

法令又は			〔総務部長〕		〔総務課長〕	嘱託職員
条例に基			嘱託職員		臨時的任用職	の任用及
づく教育			〔教職員部長〕		員	び配置の
関係委員			学校嘱託職員		〔教職員課長	うち、重
で教育委]	要なもの
員会が別					臨時的任用学	について
に定める					校職員	は、別に
もの及び					〔小、中学校	定めると
規則に基					長等〕	ころによ
づく教育					14日以内の	る。
関係委員					臨時的任用学	
	条づ関で員にも規づ例く係教会定の則くを教を育がめ及に教を育がめるにを	条づ関で員にも規づに教委育がめ及に教委育がめ及に教	条づ関で員にも規づに教委育がめ及に教を育がめ及に教のとの則くの別るび基育	条例に基 づく教育 関係委員 で教育委員 で教育の 員にものの 規則 で表しての 規則 で表しての 規則 で表しての 規則 で表しての 規則 で表しての はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる	条例に基 づく教育 関係委員 で教育委 員にある はの及に をの及に をの及に が成ま でして、 でののして、 がのので、 はいる。 でののので、 はいる。 でののので、 はいる。 でののので、 はいる。 でののので、 はいる。 でののので、 はいる。 でのので、 はいる。 でののので、 はいる。 でののので、 はいる。 でののので、 はいる。 でののので、 はいる。 でののので、 はいる。 でののので、 はいる。 でののので、 はいる。 でののので、 はいる。 でののので、 はいる。 でののので、 はいる。 でののので、 はいる。 でののので、 はいる。 でののので、 はいる。 でのので、 はいる。 はいる。 でのので、 はいる。 でのので、 はいる。 でので、 はいる。 でので、 はいる。 でので、 はいるで、 はいで、 はいで、 はいで、 はいで、 はいで、 はいで、 はいで、 はいで、 はいで、 はいで、 はいで、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	条例に基づく教育 関係委員 で教育委員会が別に定める もの及び 規則に基づく教育嘱託職員 学校嘱託職員 学校嘱託職員 にかる もの及び 規則に基づく教育臨時的任用職員 (教育) (本書)<

を

		校職員及び学	
		校嘱託職員(
		教員及び学校	
		事務職員を除	
		⟨ 。)	
·		·	. 7

職の				〔総務課長〕
設定				事務局及び教
				育機関(学校
				を除く。)に
				配置される会
				計年度任用職
				員及び臨時的
				任用職員
				〔教職員課長
]
				学校に配置さ
				れる会計年度
				任用職員及び
				臨時的任用職
				員
				〔小、中学校
				長等〕
				学校に配置さ
				れる14日以
				内の任用期間
				の会計年度任
				用職員(教員
				及び学校事務
				職員を除く。
)
任用	法令又は		〔総務部長〕	〔総務課長〕 嘱託職員
及び	条例に基		事務局及び教育	事務局及び教の任用及
配置	づく教育		機関(学校を除	育機関(学校│び配置の

関係委員	く。)に配置さ	を除く。)に	うち、重
で教育委	れる非常勤職員	配置される会	要なもの
員会が別	(会計年度任用	計年度任用職	について
に定める	職員を除く。)	員及び臨時的	は、別に
もの及び	〔教職員部長〕	任用職員	定めると
規則に基	学校に配置され	〔教職員課長	ころによ
づく教育	る非常勤職員(]	る。
関係委員	会計年度任用職	学校に配置さ	
	員を除く。)	れる会計年度	
		任用職員及び	
		臨時的任用職	
		員	
		〔小、中学校	
		長等〕	
		学校に配置さ	
		れる14日以	
		内の任用期間	
		の会計年度任	
		用職員(教員	
		及び学校事務	
		職員を除く。	
)	

改め、同表の公傷病の支給の項中「臨時的任用職員及び非常勤の職員」を「事務局及び教育機関(学校を除く。)に配置される臨時的任用職員及び非常勤職員」に、「臨時的任用学校職員及び学校嘱託職員」を「学校に配置される会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改める。

付 則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月31日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅 北九州市人事委員会規則第 2 号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則(昭和46年北九州市人事委員会規則第9号)の一部 を次のように改正する。

第4条中「同項第3号」を「単身赴任手当に関する規則第5条第3項第3号」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改める。

付則第4項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める

付則に次の1項を加える。

(令和3年4月1日における届出の特例)

5 令和3年3月31日において北九州市職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例(令和元年北九州市条例第38号)付則第8項及び第9項の規定 による住居手当を支給されている職員又は北九州市立の小学校、中学校及び 特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年 北九州市条例第45号)付則第8項及び第9項の規定による住居手当を支給 されている教職員であって、令和3年4月1日においても引き続き当該住居 手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に条例第 14条の2第1項各号に該当することとなるもの又は北九州市立の小学校、 中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市 条例第57号)第21条第1項各号に該当することとなるものについては、 令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る第5条の規定に より行われた届出(北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 付則第8項及び第9項並びに北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校 の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第8項及び第9項の 規定による住居手当に関する規則(令和2年北九州市人事委員会規則第4号)第6条において準用する第5条の規定による届出が行われた場合には、当 該届出)を令和3年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る 同条の規定により行われた届出とみなす。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定(「同項第3号」を「単身赴任手当に関する規則第5条第3項第3号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会規則第3号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年北九州市人事委員会規則 第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「別表第3」を「別表第5」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「別表第2」を「別表第3」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 教職員給与条例第37条第1項に規定する教育職員で北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第6号。以下この号及び第6号において「教職員給料規則」という。)別表第1の教育職(3)相当職の項の適用を受けるもの 教職員給料規則第3条の規定によりその者の給料の月額を決定するための職務の級及び号給に対応する別表第4に掲げる額

第3条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 給与条例第25条の3第1項に規定する教育職員で北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第3号。以下この号において「給料規則」という。)別表第1の教育職(1)相当職の項の適用を受けるもの 給料規則第3条の規定によりその者の給料の月額を決定するための職務の級及び号給に対応する別表第2に掲げる額

第3条第1項に次の1号を加える。

(6) 教職員給与条例第37条第1項に規定する教育職員で教職員給料規則別表第1の教育職(4)相当職の項の適用を受けるもの 教職員給料規則第3条の規定によりその者の給料の月額を決定するための職務の級及び号給に対応する別表第6に掲げる額

第3条第2項第3号及び第4号中「別表第2」を「別表第3」に改め、同項 第5号及び第6号中「別表第3」を「別表第5」に改める。

別表第3を別表第5とし、別表第2を別表第3とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第4(第3条関係)

職務の級	1 級
号給	1 //2X
	円
1 号給から 4 号給まで	2,000
5号給から8号給まで	2,000
9号給から12号給まで	2, 100
13号給から16号給まで	2, 200
17号給から20号給まで	2, 300
21号給から24号給まで	2, 400
25号給から28号給まで	2,600
29号給から32号給まで	2, 700
33号給から36号給まで	2,800
37号給から40号給まで	2, 900
41号給から44号給まで	3, 100
45号給から48号給まで	3, 200
49号給から52号給まで	3, 300
53号給から56号給まで	3, 400
57号給から60号給まで	3, 500
61号給から64号給まで	3,600
6 5 号給から 6 8 号給まで	3, 700
6 9 号給から 7 2 号給まで	3,800
73号給から76号給まで	3, 900
77号給から80号給まで	4,000
81号給から84号給まで	4, 100
85号給から88号給まで 	4, 100
89号給から92号給まで 000円	4, 200
93号給から96号給まで 0-RM x x x x x x x x x x x x x x x x x x x	4, 300
97号給から100号給まで 101日かよう101日かぶて	4, 400
101号給から104号給まで 105日	4, 400
105号給から108号給まで 100日公立さ110日公式で	4, 500
109号給から112号給まで 1109号給から112号給まで	4, 500
113号給から116号給まで 117号給から120号給まで	4, 600
1 1 7 号給から 1 2 0 号給まで 1 2 1 日 給から 1 2 4 日 給まで	4, 700
121号給から124号給まで 125日給から124号給まで	4, 700
1 2 5 号給から 1 2 8 号給まで	4,800

129号給から132号給まで	4, 900
133号給から136号給まで	4, 900
137号給から140号給まで	4, 900
141号給から144号給まで	5, 000
145号給から148号給まで	5, 100
149号給から152号給まで	5, 100
153号給から156号給まで	5, 100
157号給から160号給まで	5, 200
161号給から164号給まで	5, 300
165号給から168号給まで	5, 300
169号給から172号給まで	5, 300
173号給から176号給まで	5, 400
177号給	5, 400

別表第1の次に次の1表を加える。 別表第2(第3条関係)

職務の編	及 1級
号給	
	円
1号給から4号給まで	2,000
5号給から8号給まで	2,000
9号給から12号給まで	2, 100
13号給から16号給まで	2, 200
17号給から20号給まで	2, 300
21号給から24号給まで	2, 400
25号給から28号給まで	2,600
29号給から32号給まで	2, 700
33号給から36号給まで	2,800
37号給から40号給まで	2, 900
41号給から44号給まで	3, 100
45号給から48号給まで	3, 200
49号給から52号給まで	3, 300
53号給から56号給まで	3, 500
57号給から60号給まで	3,600
61号給から64号給まで	3, 700

C E E 公本 C C C E 公子 云	2 2 0 0
65号給から68号給まで	3,800
69号給から72号給まで	3, 900
73号給から76号給まで	4,000
77号給から80号給まで	4,100
81号給から84号給まで	4,100
85号給から88号給まで	4,200
89号給から92号給まで	4, 300
93号給から96号給まで	4, 400
97号給から100号給まで	4, 400
101号給から104号給まで	4,500
105号給から108号給まで	4,600
109号給から112号給まで	4,700
113号給から116号給まで	4,700
117号給から120号給まで	4,800
121号給から124号給まで	4,900
125号給から128号給まで	4,900
129号給から132号給まで	4,900
133号給から136号給まで	5,000
137号給から140号給まで	5, 100
141号給から144号給まで	5, 100
1 4 5 号給	5, 100

別表第5の次に次の1表を加える。 別表第6 (第3条関係)

	職務の級	1 級	
号給 ———			
			円
1号給から4号給まで		2,	0 0 0
5号給から8号給まで		2,	0 0 0
9号給から12号給ま	で	2,	1 0 0
13号給から16号給	まで	2,	2 0 0
17号給から20号給	まで	2,	3 0 0
21号給から24号給	まで	2,	4 0 0
25号給から28号給	まで	2,	6 0 0
29号給から32号給	まで	2,	7 0 0

33号給から36号給まで	2,	8 0 0
37号給から40号給まで	2,	9 0 0
41号給から44号給まで	3,	1 0 0
45号給から48号給まで	3,	2 0 0
49号給から52号給まで	3,	3 0 0
53号給から56号給まで	3,	4 0 0
57号給から60号給まで	3,	5 0 0
61号給から64号給まで	3,	6 0 0
65号給から68号給まで	3,	7 0 0
69号給から72号給まで	3,	8 0 0
73号給から76号給まで	3,	9 0 0
77号給から80号給まで	4,	0 0 0
81号給から84号給まで	4,	1 0 0
85号給から88号給まで	4,	1 0 0
89号給から92号給まで	4,	2 0 0
93号給から96号給まで	4,	3 0 0
97号給から100号給まで	4,	4 0 0
101号給から104号給まで	4,	4 0 0
105号給から108号給まで	4,	5 0 0
109号給から112号給まで	4,	5 0 0
113号給から116号給まで	4,	6 0 0
117号給から120号給まで	4,	7 0 0
121号給から124号給まで	4,	7 0 0
125号給から128号給まで	4,	8 0 0
129号給から132号給まで	4,	9 0 0
133号給から136号給まで	4,	9 0 0
1 3 7 号給	4,	9 0 0

付 則

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第8項及び第9項並びに北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第8項及び第9項の規定による住居手当に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会規則第4号

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第8項及び第9項並びに北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第8項及び第9項の規定による住居手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和元年北九州市条例第38号。以下「改正給与条例」という。)付則第 8項及び第9項並びに北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職 員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年北九州市条例第45 号。以下「改正教職員給与条例」という。)付則第8項及び第9項の規定に よる住居手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外職員)

- 第2条 改正給与条例付則第8項の人事委員会規則で定める職員及び改正教職員給与条例付則第8項の人事委員会規則で定める教職員は、次に掲げる職員及び教職員とする。
 - (1) 令和2年3月31日において改正給与条例第2条の規定による改正前の北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号。以下この条及び次条において「改正前給与条例」という。)第14条の2第1項第1号に該当していた職員であって、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの
 - ア 改正給与条例第2条の規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例第14条の2の規定を適用するとしたならば新たに同条第1項第 2号に該当することとなる職員
 - イ 改正前給与条例第14条の2の規定を適用するとしたならば同条第1 項第1号に該当しないこととなる職員
 - (2) 令和2年3月31日において改正教職員給与条例第2条の規定による改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号。以下この条及び次条に

おいて「改正前教職員給与条例」という。)第21条第1項第1号に該当していた教職員であって、次に掲げる教職員のいずれかに該当するもの

- ア 改正教職員給与条例第2条の規定による改正後の北九州市立の小学校 、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第21条の規定 を適用するとしたならば新たに同条第1項第2号に該当することとなる 教職員
- イ 改正前教職員給与条例第21条の規定を適用するとしたならば同条第 1項第1号に該当しないこととなる教職員
- (3) 令和2年3月31日において改正前給与条例第14条の2第1項各 号のいずれにも該当していた職員であって、同条の規定を適用するとした ならば同項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなるもの
- (4) 令和2年3月31日において改正前教職員給与条例第21条第1項 各号のいずれにも該当していた教職員であって、同条の規定を適用すると したならば同項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなるもの
- (5) 改正給与条例付則第8項に規定する旧手当額が2,000円以下となる職員
- (6) 改正教職員給与条例第8項に規定する旧手当額が2,000円以下 となる教職員
- (7) 第1号、第3号及び第5号に掲げる職員に準ずる職員として人事委員会が定める職員
- (8) 第2号、第4号及び第6号に掲げる教職員に準ずる教職員として人事委員会が定める教職員

(家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)

- 第3条 改正給与条例付則第8項及び改正教職員給与条例付則第8項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第14条の2第2項又は改正前教職員給与条例第21条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。
 - (1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正給与条例付 則第8項又は改正教職員給与条例付則第8項の規定による住居手当の月額 の算出の基礎となった家賃の月額(以下この号及び次号において「旧家賃 月額」という。)より高い場合(第3号に掲げる場合を除く。) 旧家賃 月額
 - (2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合(次号に掲げる場合を除く。) 変更後の家賃の月額

- (3) 令和2年3月31日において改正前給与条例第14条の2第1項各 号のいずれにも該当していた場合又は改正前教職員給与条例第21条第1 項各号のいずれにも該当していた場合 人事委員会が定める額 (確認及び決定)
- 第4条 各任命権者(その委任を受けた者を含む。)は、令和2年3月31日に改正前給与条例第14条の2又は改正前教職員給与条例第21条の規定により支給されていた住居手当に係る事実(同月2日から同年4月1日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。)を住居手当に関する規則(昭和46年北九州市人事委員会規則第9号。以下「住居手当規則」という。)第5条に規定する住居届その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員又は教職員が、改正給与条例付則第8項の職員又は改正教職員給与条例付則第8項の教職員たる要件を具備する場合は、同日において支給すべき改正給与条例付則第8項及び第9項又は改正教職員給与条例付則第8項及び第9項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

(支給の始期及び終期)

第5条 改正給与条例付則第8項及び第9項並びに改正教職員給与条例付則第8項及び第9項の規定による住居手当の支給は、令和2年4月から開始し、職員又は教職員が改正給与条例付則第8項の職員又は改正教職員給与条例付則第8項の教職員たる要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)又は令和3年3月のいずれか早い月をもって終わる。

(住居手当規則の準用)

第6条 住居手当規則第5条から第9条まで(第8条第1項を除く。)の規定は、改正給与条例付則第8項及び第9項並びに改正教職員給与条例付則第8項及び第9項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、住居手当規則第5条中「職員は、新たに条例第14条の2第1項の職員たる要件を具備するに至った場合又は住居手当の受給開始後にその者の居住する住宅、家賃の額等の変更があった場合は」とあるのは「北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年北九州市条例第38号)付則第8項及び第9項の規定による住居手当を受けている職員又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年北九州市条例第45号)付則第8項及び第9項の規定による住居手当を受けている教職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合には、当該変更に係る事実を」と、住居手当規則第6条

第1項中「決定し、又は改定しなければならない」とあるのは「改定しなければならない」と、同条第2項中「前項」とあるのは「北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第8項及び第9項並びに北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第8項及び第9項の規定による住居手当に関する規則(令和2年北九州市人事委員会規則第4号)第4条又は前項」と、住居手当規則第8条第2項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、改正給与条例付則第8項及び第9項並 びに改正教職員給与条例付則第8項及び第9項の規定による住居手当の支給 に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

付 則

北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅 北九州市人事委員会規則第5号

北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 北九州市管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年北九州市人事委員会規 則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の個別の市長部局の本庁の項中「人材育成係長」を「人材開発係長」に 改める。

付 則

北九州市人事委員会訓令第1号

庁中一般

北九州市人事委員会事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市人事委員会事務局長以下専決規程(昭和44年北九州市人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第8条」に改める。

第2条中第20号を第21号とし、第11号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同条第10号中「臨時的任用」を「法第22条の3第1項その他の法令の規定による臨時的任用」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。
-)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に係る条件付採用の期間の延長の承認に関すること。

別表の任用・配置の項中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員及び臨時 的任用職員」に改める。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は 、令和2年3月31日から施行する。 北九州市監査委員告示第4号

北九州市監査委員の事務局職員の職名等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

 北九州市監査委員
 井
 上
 勲

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 香
 月
 耕
 治

 同
 河
 田
 圭一郎

北九州市監査委員の事務局職員の職名等に関する規程の一部を改 正する告示

北九州市監査委員の事務局職員の職名等に関する規程(昭和38年北九州市 監査委員告示第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職に属する職員(臨時的任用職員を除く。」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(」に改める。

付 則

北九州市監査委員訓令第1号

庁中一般

北九州市監査委員協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和2年3月31日

 北九州市監査委員
 井
 上
 勲

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 香
 月
 耕
 治

 同
 河
 田
 圭一郎

北九州市監査委員協議会規程の一部を改正する訓令

北九州市監査委員協議会規程(昭和46年北九州市監査委員訓令第1号)の 一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、 第3号中「監査結果」を「監査等の結果」に、「意見等」を「意見及び勧告」 に改め、同号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加 える。

(2) 監査基準(法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(以下「監査等」という。)の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。)の策定及び変更に関すること。

付 則

北九州市監査委員訓令第2号

庁中一般

北九州市監査委員の事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

 北九州市監査委員
 井
 上
 勲

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 香
 月
 耕
 治

 同
 河
 田
 圭一郎

北九州市監査委員の事務局長以下専決規程の一部を改正する訓令 北九州市監査委員の事務局長以下専決規程(昭和43年北九州市監査委員訓 令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条監査第一課長専決事項の項第3号中「臨時職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的に任用する職員」に改める。

付 則

北九州市監査委員訓令第3号

庁中一般

北九州市監査事務処理規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

 北九州市監査委員
 井
 上
 勲

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 香
 月
 耕
 治

 同
 河
 田
 圭一郎

北九州市監査事務処理規程を廃止する訓令

北九州市監査事務処理規程(昭和46年北九州市監査委員訓令第2号)は、廃止する。

付 則